(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

							改正	前
(1) 引用	 の法令番号		((1) 引用の法令番号				
索引	法 令 名	法 令 番 号		索引	注	去 令	 名	法 令 番 号
カュ	外国倒産処理手続の承認援助に関す る法律	平成12年法律第129号		カュ	(新設)			
き	企業担保法	昭和33年法律第106号		き	(新設)			
	行政機関の休日に関する法律	昭和63年法律第91号			(新設)			
	(削除)				行政手続等	における	5情報通信の技術	平成 14 年法律第 151 号
					の利用に関	する法律	<u>t</u>	
け	(削除)			け	結核予防法			昭和 26 年法律第 96 号
IJ	国際的な協力の下に規制薬物に係る	平成3年法律第94号			(新設)			
	不正行為を助長する行為等の防止を							
	図るための麻薬及び向精神薬取締法							
	等の特例等に関する法律							
	国際刑事裁判所に対する協力等に関	平成19年法律第37号			(新設)			
	<u>する法律</u>							
	国民の祝日に関する法律	昭和23年法律第178号			(新設)			
L	自動車重量税法	昭和46年法律第89号		L	(新設)			
	障害者の日常生活及び社会生活を総	平成17年法律第123号			(新設)			
	合的に支援するための法律							
	消費税法施行令	昭和63年政令第360号			(新設)			
	情報通信技術を活用した行政の推進	平成14年法律第151号			(新設)			
	等に関する法律							

- 2	改正	後 (dame)		改正	前
せ	政府ニ納ム <u>ヘ</u> キ保証金其ノ他 <u>ノ</u> 担保	(省略)	せ	政府ニ納ム <u>ベ</u> キ保証金其ノ他 <u>、</u> 担保	(同左)
	ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件			ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件	
	<u>石油石炭税法</u>	(省略)		<u>石油税法</u>	(同左)
そ	相続税法施行令	昭和25年政令第71号	そ	(新設)	
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の	平成11年法律第136号		(新設)	
	規制等に関する法律				
ち	<u>地価税法</u>	平成3年法律第69号	ち	(新設)	
	地方揮発油税法	(省略)		<u>地方道路税法</u>	(同左)
	地方法人税法	平成26年法律第11号		(新設)	
	地方法人税法施行令	平成26年政令第139号		(新設)	
ک	(削除)		ک	取引所税法	大正3年法律第23号
<u>な</u>	難病の患者に対する医療等に関す	平成26年法律第50号		(新設)	
に	任意後見契約に関する法律	平成11年法律第150号		(新設)	
Ø	(削除)		0	農業災害補償法	昭和 22 年法律第 185 号
ひ	(削除)		7	非訟事件手続法	明治 31 年法律第 14 号
Š	復興特別所得税に関する政令	平成24年政令第16号	\$	(新設)	
ほ	保険法	平成20年法律第56号	ほ	(新設)	
み	<u> </u>	平成14年法律第99号	7	(新設)	
	る法律			(A) BC)	
	- : : :: (削除)			民事訴訟法	平成8年法律第109号
ゆ	(削除)		ゆ	有限会社法	昭和 13 年法律第 74 号
٠,	(111/4/)		"9"	THATLIA	PU1H 10 平仏F

	改 正 後			改 正 前				
(2) 省略	用語		(2	(2) 省略用語				
索引	省略した用語	省略された用語		索引	省略した用語	省略された用語		
カュ	合併法人	合併後存続する法人 <u>又は</u> 合併により設立さ		カ	合併法人	合併後存続する法人 <u>または</u> 合併により設立		
		れた法人				された法人		
	還付金等	国税に関する法律の規定による国税の還付			還付金等	国税に関する法律の規定による国税の還付		
		金 <u>及び</u> 国税に <u>係る</u> 過誤納金				金 <u>および</u> 国税に <u>かかる</u> 過誤納金		
き	規則	国税通則法施行規則			(新設)			
け	源泉徴収等による国税	<u>法</u> 第2条第2号 <u>《定義》</u> に規定する国税		け	源泉徴収等による国税	通則法第2条第2号に規定する国税		
ر٦	更正決定等	更正、決定 <u>及び</u> 賦課決定		IJ	更正決定等	更正、決定 <u>および</u> 賦課決定		
L	消費税等	<u>法</u> 第2条第3号 <u>《定義》</u> に規定する国税		L	消費税等	通則法第2条第3号に規定する国税		
世	税務署長等	国税局長、税務署長 <u>又は</u> 税関長		せ	税務署長等	国税局長、税務署長 <u>または</u> 税関長		
<u>た</u>	滞調法	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関			(新設)			
		する法律						
5	(削除)			ち	調整法	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関		
						<u>する法律</u>		
2	(削除)			٠	通則法	国税通則法		
	(削除)				通則令	国税通則法施行令		
ک	登記等	登記 <u>又は</u> 登録		ک	登記等	登記 <u>または</u> 登録		
0)	納付責任	<u>法</u> 第5条第3項 <u>《相続による国税の納付義務</u>		の	納付責任	通則法第5条第3項の規定による納付責任		

	Ę	改 正 後			改 正 前
		<u>の承継》</u> の規定による納付責任			
ほ	<u>法</u>	国税通則法	ほ	(新設)	
ŋ	履行	納付(還付金等 <u>及び</u> 還付加算金の充当 <u>並びに</u>	ŋ	履行	納付(還付金等 <u>および</u> 還付加算金の充当 <u>な</u>
		徴収法第129条 <u>《配当の原則》</u> に規定する配			らびに徴収法第 129 条に規定する配当すべ
		当すべき金銭を国税に充てた場合を含む。)			き金銭を国税に充てた場合を含む。)
	留保還付金	次の規定により還付が留保されている還付		留保還付金	所得税法施行令第 267 条第 4 項(同令第 293
		<u>金</u>			条において準用する場合を含む。)または法
		①所得税法施行令第 267 条第 4 項《確定申告			人税法施行令第153条(同令第189条におい
		による還付》(同令第 293 条《申告、納付及			て準用する場合を含む。)の規定により還付
		び還付》において準用する場合を含む。)、			を留保している還付金
		同令第297条第3項《退職所得の選択課税に			
		よる還付》			
		②復興特別所得税に関する政令第7条《申告			
		による源泉徴収特別税額等の還付等》におい			
		で準用する①の規定			
		③相続税法施行令第9条《還付の手続》			
		④法人税法施行令第 151 条《所得税額等の還			
		付の手続》(同令第 204 条《所得税額等の還			
		付手続等》において準用する場合を含む。)、			
		同令第 153 条《中間納付額の還付の手続》(同			
		令第 205 条第1項《中間納付額の還付手続			
		等》において準用する場合を含む。)			
		⑤地方法人税法施行令第 10 条《中間納付額			
		の還付の手続》_			
		⑥消費税法施行令第64条《仕入れに係る消費			

		改 正 後			改	正 前
		税額の控除不足額の還付の手続》、同令第67				
		条《中間納付額の控除不足額の還付の手続》				
れ	<u>令</u>	国税通則法施行令		(新設)		
	連帯納付義務	<u>法</u> 第9条 <u>《</u> 共有物等に係る国税の連帯納付義	れ	連帯納付義務		<u>通則法</u> 第9条 <u>(</u> 共有物等に係る国税の連帯
		務 <u>》</u> 、第9条の2 <u>《</u> 法人の合併等の無効判決				納付義務 <u>)</u> 、第9条の2 <u>(</u> 法人の合併等の無
		に係る連帯納付義務 <u>》</u> 、徴収法第33条 <u>《合名</u>				効判決に係る連帯納付義務 <u>)</u> 、徴収法第 33
		<u>会社等の</u> 社員の第二次納税義務 <u>》</u> 、自動車重				条 <u>(無限責任</u> 社員の第二次納税義務 <u>)</u> 、自動
		量税法第4条《納税義務者》、登録免許税法				車重量税法第4条 <u>(</u> 納税義務者 <u>)</u> 、登録免許
		第3条 <u>《</u> 納税義務者 <u>》</u> 及び印紙税法第3条 <u>《</u> 納				税法第3条(納税義務者)及び印紙税法第3
		税義務者》の規定により、連帯して国税を納				条(納税義務者)の規定により、連帯して国
		める義務				税を納める義務
	連帯納付義務者	<u>法</u> 第9条 <u>《</u> 共有物等に係る国税の連帯納付義		連帯納付義務者		<u>通則法</u> 第9条 <u>(</u> 共有物等に係る国税の連帯
		務 <u>》</u> 、第9条の2 <u>《</u> 法人の合併等の無効判決				納付義務]、第9条の2 <u>(</u> 法人の合併等の無
		に係る連帯納付義務 <u>》</u> 、徴収法第33条 <u>《合名</u>				効判決に係る連帯納付義務 <u>)</u> 、徴収法第 33
		<u>会社等の</u> 社員の第二次納税義務 <u>》</u> 、自動車重				条 <u>(無限責任</u> 社員の第二次納税義務 <u>)</u> 、自動
		量税法第4条《納税義務者》、登録免許税法				車重量税法第4条(納税義務者)、登録免許
		第3条 <u>《</u> 納税義務者 <u>》</u> 及び印紙税法第3条 <u>《</u> 納				税法第3条(納税義務者)及び印紙税法第3
		税義務者》の規定により、連帯して国税を納				条(納税義務者)の規定により、連帯して国
		める義務を負う者				税を納める義務を負う者
	連帯納付責任	<u>法</u> 第9条の3 <u>《</u> 法人の分割に係る連帯納付の		連帯納付責任		<u>通則法</u> 第9条の3 <u>(</u> 法人の分割に係る連帯
		責任》、相続税法第34条《連帯納付の義務等》、				納付の責任)、相続税法第34条(連帯納付の
		地価税法第29条 <u>《</u> 土地等の贈与等を受けた場				義務等 <u>)</u> 、地価税法第 29 条 <u>(</u> 土地等の贈与等
		合の連帯納付義務 <u>》</u> 、法人税法 <u>第152条第1項</u>				を受けた場合の連帯納付義務 <u>)</u> 、法人税法 <u>第</u>
		《通算法人の連帯納付の責任》及び第3項				81条の28(連結子法人の連帯納付の責任)、
		<u>《</u> 受託者の連帯納付の責任 <u>》、地方法人税法</u>				第 152 条(受託者の連帯納付の責任)及び消

	改正後				改	正前
		第31条《連帯納付の責任》並びに消費税法第				費税法第15条第13項(法人課税信託の受託
		15条第13項 <u>《</u> 法人課税信託の受託者に関する				者に関するこの法律の適用)の規定による
		この法律の適用》の規定による連帯納付責任				連帯納付責任
	連帯納付責任者	<u>法</u> 第9条の3 <u>《</u> 法人の分割に係る連帯納付の			連帯納付責任者	<u>通則法</u> 第9条の3 <u>(</u> 法人の分割に係る連帯
		責任 <u>》</u> 、相続税法第34条 <u>《</u> 連帯納付の義務等 <u>》</u> 、				納付の責任)、相続税法第34条(連帯納付の
		地価税法第29条 <u>《</u> 土地等の贈与等を受けた場				義務等)、地価税法第 29 条(土地等の贈与等
		合の連帯納付義務 <u>》</u> 、法人税法 <u>第152条第1項</u>				を受けた場合の連帯納付義務 <u>)</u> 、法人税法 <u>第</u>
		《通算法人の連帯納付の責任》及び第3項				81条の28(連結子法人の連帯納付の責任)、
		<u>《</u> 受託者の連帯納付の責任 <u>》、地方法人税法</u>				第 152 条(受託者の連帯納付の責任)及び消
		第31条《連帯納付の責任》並びに消費税法第				費税法第15条第13項(法人課税信託の受託
		15条第13項 <u>《</u> 法人課税信託の受託者に関する				者に関するこの法律の適用)の規定による
		この法律の適用 <u>》</u> の規定による連帯納付責任				連帯納付責任を負う者
		を負う者				
別冊			另	川冊		
	国税通則法基本	通達(徴収部関係)目次		国税通則法基本通達(徵収部関係)目次		
	笛	1 章 総則		第1章 総則		
	21√					
	第	1 節 通則		第1節 通則		
	第2条関係 定義					条関係 定義
納税者				納税者		
1	国税を納める義務がある者			1 国税を納める義務がある者		
法定納	期限			法定納	1期限	

改 正 後	改 正 前
2 納期限を繰り上げた場合の法定納期限	2 納期限を繰り上げた場合の法定納期限
3 会社更生法の規定に基づく納税の猶予に <u>係る</u> 期限	3 会社更生法の規定に基づく納税の猶予に <u>かかる</u> 期限
4 即時徴収に係る国税の法定納期限	4 即時徴収に係る国税の法定納期限
強制換価手続	強制換価手続
5 強制執行	5 強制執行
第2節 国税の納付義務の承継等	第2節 国税の納付義務の承継等
第5条関係 相続による国税の納付義務の承継	第5条関係 相続による国税の納付義務の承継
納付義務を承継する者	納付義務を承継する者
1 相続人	1 相続人
2 胎児	2 胎児
3 相続人が明らかでない場合	3 相続人が明らかでない場合
承継する国税	承継する国税
4 課されるべき国税	4 課されるべき国税
5 納付すべき国税	5 納付すべき国税
6 徴収されるべき国税	6 徴収されるべき国税
承継の効果	承継の効果
7 (省略)	7 (同左)
限定承認	限定承認
8 相続に <u>よって</u> 得た財産	8 相続に <u>よつて</u> 得た財産
相続人が2人以上ある場合の承継税額	相続人が2人以上ある場合の承継税額
8-2 承継国税額のあん分の割合	8-2 承継国税額のあん分の割合
9 包括遺贈等の割合	9 包括遺贈等の割合
10 指定相続分と遺留分との関係	10 指定相続分と遺留分との関係

	 改 正 後		改 正 前
11	相続分の指定の委託を受けた者がその指定をしない場合	11	相続分の指定の委託を受けた者がその指定をしない場合
12	指定相続分が明らかでない場合	12	指定相続分が明らかでない場合
13	連帯納付義務の場合	13	連帯納付義務の場合
納付責	責任	納付責	責任
14	相続に <u>よって</u> 得た財産の価額	14	相続に <u>よつて</u> 得た財産の価額
15	承継国税に <u>係る</u> 延滞税、利子税がある場合の納付責任の範囲	15	承継国税に <u>かかる</u> 延滞税、利子税がある場合の納付責任の範囲
16	連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲	16	連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲
17	他の相続人による履行と納付責任との関係	17	他の相続人による履行と納付責任との関係
18	相続税法第34条第2項との関係	18	相続税法第34条第2項との関係
徴収=	徴収手続		手続
19	相続人が2人以上ある場合の更正決定等	19	相続人が2人以上ある場合の更正決定等
20	被相続人の国税につき督促がされている場合の催告	20	被相続人の国税につき督促がされている場合の催告
21	清算手続と滞納処分	21	清算手続と滞納処分
22	相続人等に異動を生じた場合	22	相続人等に異動を生じた場合
	第6条関係 法人の合併による国税の納付義務の承継		第6条関係 法人の合併による国税の納付義務の承継
1	承継する国税の範囲	1	承継する国税の範囲
2	納税の猶予等の効力の承継	2	納税の猶予等の効力の承継
	第7条関係 人格のない社団等に <u>係る</u> 国税の納付義務の承継		第7条関係 人格のない社団等に <u>かかる</u> 国税の納付義務の承継
1	承継する国税の範囲	1	承継する国税の範囲
2	人格のない社団等の財産	2	人格のない社団等の財産
3	納税の猶予等の効力の承継	3	納税の猶予等の効力の承継
	第7条の2関係 信託に係る国税の納付義務の承継		第7条の2関係 信託に係る国税の納付義務の承継

改 正 後	改正前
1 承継する国税の範囲	1 承継する国税の範囲
2 納税の猶予等の効力の承継	2 納税の猶予等の効力の承継
3 固有財産	3 固有財産
第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用 1・2 (省略) 3 相続税又は贈与税の納付義務と相続税法第34条の連帯納付責任の関係 4 相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続	第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用 1・2 (同左) 3 相続税又は贈与税の納付義務と相続税法第34条の連帯納付責任の関係 4 相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続
5 法人税等の納付義務と法人税法第152条第1項の連帯納付責任の関係	(新設)
第9条の2関係 法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務 (省略)	第9条の2関係 法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務 (同左)
第9条の3関係 法人の分割に係る連帯納付の責任	第9条の3関係 法人の分割に係る連帯納付の責任
1 連帯納付責任の確定手続	1 連帯納付責任の確定手続
2 分割をした法人から承継した財産の価額	2 分割をした法人から承継した財産の価額
3 分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係	3 分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係
4 信託に係る国税の納付義務等の承継との関係	4 信託に係る国税の納付義務等の承継との関係
第3節 期間及び期限	第3節 期間及び期限
第10条関係 期間の計算 <u>及び</u> 期限の特例	第10条関係 期間の計算 <u>および</u> 期限の特例
期間の計算	期間の計算
1 国税に関する法令に定める期間	1 国税に関する法令に定める期間
2 前に <u>遡る</u> 期間の計算	2 前に <u>さかのぼる</u> 期間の計算

	改 正 後		改正前				
期限の	D特例	期限の	の特例				
3	法律に定める申告等に関する期限	3	法律に定める申告等に関する期限				
4	一般の休日	4	一般の休日				
5	前に <u>遡る</u> 期間の末日が休日の場合	5	前に <u>さかのぼる</u> 期間の末日が休日の場合				
6	行政処分により定める期限の指定	6	行政処分により定める期限の指定				
	第11条関係 災害等による期限の延長		第11条関係 災害等による期限の延長				
1	災害その他やむを得ない理由	1	災害その他やむを得ない理由				
2	法律に基づく申告等に関する期限	2	法律に基づく申告等に関する期限				
3	地域指定及び対象者指定と個別指定による延長との関係	3	地域指定及び対象者指定と個別指定による延長との関係				
4	地域指定と対象者指定による延長との関係	4	地域指定と対象者指定による延長との関係				
	第4節 送達		第4節 送達				
	第12条関係 書類の送達		第12条関係 書類の送達				
書類	の送達場所	書類の	の送達場所				
1	事務所等が2以上ある場合の送達	1	事務所等が2以上ある場合の送達				
2	所在不明の法人に対する送達	2	所在不明の法人に対する送達				
3	制限行為能力者に対する送達	3	無能力者に対する送達				
4	破産者等に対する送達	4	破産者に対する送達				
5	在監者に対する送達	5	在監者に対する送達				
5	-2 特定納税管理人が指定されているときの送達	(3	新設)				
郵便	又は信書便による送達	郵便	又は信書便による送達				
6	通常の取扱いによる郵便又は信書便	6	通常の取扱いによる郵便又は信書便				
7	通常到達すべきで <u>あった</u> 時	7	通常到達すべきで <u>あつた</u> 時				

改 正 後	改正前				
交付送達	交付送達				
8 同居の者	8 同居の者				
9 相当のわきまえのある者	9 相当のわきまえのある者				
送達の効力発生時期	送達の効力発生時期				
10 送達の効力発生時期	10 送達の効力発生時期				
第13条関係 相続人に対する書類の送達の特例	第13条関係 相続人に対する書類の送達の特例				
1 相続人の氏名が明らかでない場合	1 相続人の氏名が明らかでない場合				
2 相続人が限定承認をした場合	2 相続人が限定承認をした場合				
第14条関係 公示送達	第14条関係 公示送達				
1 住所 <u>及び</u> 居所が明らかでない場合	1 住所 <u>および</u> 居所が明らかでない場合				
2 外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合	2 外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合				
2-2 特定納税管理人との関係	(新設)				
3 掲示した書面が破損等をした場合の効力	3 掲示した書面が破損等をした場合の効力				
4 公示送達による場合の書類を発した日	4 公示送達による場合の書類を発した日				
第3章 国税の納付及び徴収	第3章 国税の納付及び徴収				
第1節 国税の納付	第1節 国税の納付				
第34条関係 納付の手続	第34条関係 納付の手続				
1 金銭	1 金銭				
2 税務署の職員	2 税務署の職員				
3 弁済充当の順位	3 弁済充当の順位				

改 正 後	改 正 前
4 被相続人名義でされた納付	4 被相続人名義でされた納付
5 この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの	5 この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの
6 送金した日	6 送金した日
第34条の2関係 口座振替納付に係る納付書の送付等	第34条の2関係 口座振替納付に <u>かかる</u> 納付書の送付等
納付書の送達依頼の受理等	納付書の送達依頼の受理等
1 受理の基準	1 受理の基準
2 送付依頼の解除	2 送付依頼の解除
期限後納付の特例	期限後納付の特例
3 災害その他やむを得ない理由	3 災害その他やむを得ない理由
4 その承認する日	4 その承認する日
第2節 国税の徴収	第2節 国税の徴収
第1款 納税の請求	第1款 納税の請求
第36条関係 納税の告知	第36条関係 納税の告知
第37条関係 督促	第37条関係 督促
1 繰上保全差押え等がされた国税	1 繰上保全差押え等がされた国税
2 担保物処分と督促	2 担保物処分と督促
3 徴収猶予期間中の督促の制限	3 徴収猶予期間中の督促の制限
4 期限後納付に係る源泉徴収等による国税の延滞税の督促	4 期限後納付に <u>かかる</u> 源泉徴収等による国税の延滞税の督促
5 延納の許可を取り消した場合の督促	5 延納の許可を取り消した場合の督促
6 <u>50</u> 日後に発した督促状の効力	6 <u>20</u> 日後に発した督促状の効力

改 正 後	改正前
7 送達前に一部納付がされている場合の督促状の効力	7 送達前に一部納付がされている場合の督促状の効力
第38条関係 繰上請求	第38条関係 繰上請求
繰上請求	繰上請求
1 法人の解散	1 法人の解散
2 繰上げに <u>係る</u> 期限	2 繰上げに <u>かかる</u> 期限
3 納付場所の指定	3 納付場所の指定
繰上保全差押え	繰上保全差押え
4 繰上保全差押えができる終期	4 繰上保全差押えができる終期
第39条関係 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例	第39条関係 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例
1 徴収することができる	1 徴収することができる
2 通知の時期	2 通知の時期
第3節 雑則	第3節 雑則
第41条関係 第三者の納付及びその代位	第41条関係 第三者の納付及びその代位
1 第三者	1 第三者
2 正当な利益を有する第三者	2 正当な利益を有する第三者
3 連帯納付義務者等が履行した場合	3 連帯納付義務者等が履行した場合
4 納付の日の翌日	4 納付の日の翌日
5 代位の附記登記等の嘱託	5 代位の附記登記等の嘱託
6 残余の国税が消滅した場合の登記等の嘱託	6 残余の国税が消滅した場合の登記等の嘱託
第42条関係 債権者代位権及び詐害行為取消権	第42条関係 債権者の代位及び詐害行為の取消し

	 改 正 後		改 正 前
債権者代位権		債権者代位権	
1	納税者の資力との関係	1	納税者の資力との関係
2	詐害行為取消権等の代位行使	2	詐害行為取消権等の代位行使
3	(省略)	3	(同左)
詐害?	宁為取消権	詐害?	亍為取消権
4	財産権を目的とする行為	4	財産権を目的とする行為
5	納税者の悪意	5	納税者の悪意
6	詐害行為後に成立した国税	6	詐害行為後に成立した国税
7	納税者の無資力	7	納税者の無資力
8	同時交換的な行為	8	同時交換的な行為
9	代物弁済等	9	代物弁済等
10	転得者の悪意	10	転得者の悪意
11	財産の返還請求権の差押え	11	財産の返還請求権の差押え
12	取消し後の滞納処分等	12	取消し後の滞納処分等
13	会社法第832条等との関係	13	会社法第832条等との関係
	第4章 納税の猶予及び担保		第4章 納税の猶予及び担保
	第1節 納税の猶予		第1節 納税の猶予
	第46条関係 納税の猶予の要件等		第46条関係 納税の猶予の要件等
第1	頁の猶予	第13	頁の猶予
1	その他これらに類する災害	1	その他これらに類する災害
2	相当な損失	2	相当な損失
3	予定納税に係る所得税等	3	予定納税に係る所得税等

改 正 後	改 正 前
4 被災した被相続人等に係る国税	4 被災した被相続人等に係る国税
5 猶予期間	5 猶予期間
第2項の猶予	第2項の猶予
6 猶予金額	6 猶予金額
7 猶予期間	7 猶予期間
8 猶予期間の始期	8 猶予期間の始期
8-2 納税者の帰責性	8-2 納税者の帰責性
8-3 その他の災害	8-3 その他の災害
9 生計を一にする	9 生計を一にする
10 親族	10 親族
11 事業の休廃止	11 事業の休廃止
11-2 事業上の著しい損失	11-2 事業上の著しい損失
12 その他の事実	12 その他の事実
12-2 猶予該当事実と納付困難の関係	12-2 猶予該当事実と納付困難の関係
12-3 納付困難	12-3 納付困難
第3項の猶予	第3項の猶予
13 猶予金額	13 猶予金額
13-2 猶予期間	13-2 猶予期間
13-3 猶予期間の始期	13-3 猶予期間の始期
13―4 期限内に申請できないやむを得ない理由	13―4 期限内に申請できないやむを得ない理由
分割納付	分割納付
13-5 分割納付	13-5 分割納付
13-6 合理的かつ妥当な金額	13-6 合理的かつ妥当な金額
担保	担保
13-7 猶予に係る税額	13-7 猶予に係る税額

改 正 後	改正前	
14 担保を徴することができない特別の事情	14 担保を徴することができない特別の事情	
15 差押財産の価額	15 差押財産の価額	
猶予期間の延長	猶予期間の延長	
16 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由	16 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由	
分割納付計画の変更	分割納付計画の変更	
17 分割納付計画の変更の方法	17 分割納付計画の変更の方法	
18 分割納付計画を変更するやむを得ない理由	18 分割納付計画を変更するやむを得ない理由	
19 猶予期間内の変更	19 猶予期間内の変更	
第46条の2関係 納税の猶予の申請手続等	第46条の2関係 納税の猶予の申請手続等	
添付書類	添付書類	
1 事実を証するに足りる書類	1 事実を証するに足りる書類	
2 添付書類の提出が困難な場合	2 添付書類の提出が困難な場合	
申請書等の補正	申請書等の補正	
3 申請書等の記載の不備	3 申請書等の記載の不備	
4 添付書類の不提出	4 添付書類の不提出	
5 みなし取下げの通知に対する不服申立て	5 みなし取下げの通知に対する不服申立て	
猶予の不許可	猶予の不許可	
6 忌避等	6 忌避等	
7 不誠実な申請	7 不誠実な申請	
質問及び検査	質問及び検査	
8 質問及び検査をすることができる場合	8 質問及び検査をすることができる場合	
9 質問	9 質問	
10 検査する帳簿書類	10 検査する帳簿書類	
11 身分証明書の提示	11 身分証明書の提示	

第47条関係 猶予の許可等の通知
納税者等に対する通知
1 納税の猶予等の通知
2 その他必要な事項
3 (同左)
第48条関係 納税の猶予の効果
1 交付要求
2 差押えの解除
3 債権等の取立て
4 時効の停止
第49条関係 納税の猶予の取消し
納税の猶予の取消し
1 分割納付ができなかったやむを得ない理由
2 担保の変更等の命令に応じないとき
3 新たに滞納した場合のやむを得ない理由
4 偽りその他不正な手段
5 財産の状況その他の事情の変化
6 弁明をしない正当な理由
7 取消し等の通知
第2節 担保

改 正 後	改正前
第50条関係 担保の種類	第50条関係 担保の種類
担保の種類	担保の種類
1 確実と認める社債その他の有価証券	1 確実と認める社債その他の有価証券
2 立木	2 立木
3 担保として適格ではない財団	3 担保として適格ではない財団
4 保険の範囲	4 保険の範囲
5 (省略)	5 (同左)
6 確実と認める保証人	6 確実と認める保証人
7 法人による保証	7 法人による保証
7-2 納税者の履行状況に関する保証人への通知	7-2 納税者の履行状況に関する保証人への通知
8 (省略)	8 (同左)
担保の額	担保の額
9 (省略)	9 (同左)
10 担保財産の見積価額	10 担保財産の見積価額
第51条関係 担保の変更等	第51条関係 担保の変更等
1 その他の理由	1 その他の理由
2 担保を提供した者	2 担保を提供した者
3 その他の担保を確保するための措置	3 その他の担保を確保するための措置
第52条関係 担保の処分	第52条関係 担保の処分
担保の処分	担保の処分
1 不服申立てに係る国税の担保の処分	1 不服申立てに係る国税の担保の処分
2 会社更生法との関係	2 会社更生法との関係
担保財産の処分	担保財産の処分

改 正 後	改 正 前
3 担保財産の差押え	3 担保財産の差押え
保証人からの徴収	保証人からの徴収
3-2 個人の保証人に対する取消しの通知	3-2 個人の保証人に対する取消しの通知
4 滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき	4 滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき
5 換価の制限	5 換価の制限
保証と主たる納税義務との関係	保証と主たる納税義務との関係
6 納税の猶予	6 納税の猶予
7 換価の猶予	7 換価の猶予
8 (省略)	8 (同左)
9 (省略)	9 (同左)
10 催告の抗弁権等	10 催告の抗弁権等
第54条関係 担保の提供等に関する細目	第54条関係 担保の提供等に関する細目
担保の提供手続	担保の提供手続
1 担保が有価証券等の場合の担保の提供に関し必要と認められる書類	1 担保提供書等の提出
1-2 担保が不動産等の場合に担保の提供に関し必要と認められる書類	(新設)
1-3 担保が保証人の保証の場合に担保の提供に関し必要と認められる書類	(新設)
1-4 法定代理人等の印鑑証明書等が提出される場合に不要となる書類	(新設)
1-5 保佐人又は補助人の意思の確認	(新設)
2 有価証券等の供託機関	2 有価証券等の供託機関
3 削除	3 抵当権を設定するために必要な書類
4 保険に対する保全措置	4 保険に対する保全措置
5 共同保証の場合	5 共同保証の場合
6 保証等の意思の確認	6 保証等の意思の確認
担保の解除	担保の解除

	改 正 後		改 正 前
7	第三者納付の場合の解除時期	7	第三者納付の場合の解除時期
8	その他の解除手続	8	その他の解除手続
	第55条関係 納付委託		第55条関係 納付委託
1	国税の徴収上有利	1	国税の徴収上有利
2	納付委託に使用できる証券	2	納付委託に使用できる証券
3	最近	3	最近
4	証券の確実性の判定	4	証券の確実性の判定
5	(省略)	5	(同左)
6	(省略)	6	(同左)
7	(省略)	7	(同左)
8	第1項第3号の国税に係る納付委託と滞納処分等との関係	8	第1項第3号の国税に係る納付委託と滞納処分等との関係
9	納付委託と担保の関係	9	納付委託と担保の関係
	第5章 国税の還付及び還付加算金		第5章 国税の還付及び還付加算金
	第56条関係 還付		第56条関係 還付
還付		還付	
1	国税に <u>係る</u> 過誤納金	1	国税にかかる過誤納金
2	源泉徴収等による国税の過誤納金の還付	2	源泉徴収等による国税の過誤納金の還付
3	第二次納税義務者への還付	3	第二次納税義務者への還付
4	国税の保証人又は第三者の納付に係る過誤納金の還付	4	国税の保証人又は第三者の納付に係る過誤納金の還付
5	(省略)	5	(同左)
6	相続人への還付	6	相続人への還付
6	- 2 遺言執行者への還付	(茅	新設)

	改 正 後		改 正 前
7	制限行為能力者への還付	7	無能力者への還付
8	破産者等への還付	8	破産者等への還付
9	還付金等の譲受人への還付	9	還付金等の譲受人への還付
10	強制執行がされた還付金等の取扱い	10	強制執行がされた還付金等の取扱い
11	仮差押えの執行がされた還付金等の取扱い	11	仮差押えの執行がされた還付金等の取扱い
12	滞納処分がされた還付金等の取扱い	12	滞納処分がされた還付金等の取扱い
13	還付金等の請求権について相続があった場合	13	還付金等の請求権について相続があった場合
還付金	金等の引継ぎ	還付金	金等の引継ぎ
14	(省略)	14	(同左)
15	(省略)	15	(同左)
	第57条関係 充当		第57条関係 充当
充当		充当	
1	還付を受けるべき者	1	還付を受けるべき者
2	納付すべきこととなっている国税	2	納付すべきこととなっている国税
3	譲渡等に <u>係る</u> 還付金等の充当	3	譲渡等に <u>かかる</u> 還付金等の充当
4	<u>破産手続開始の決定</u> が <u>あった</u> 場合の還付金等の充当	4	<u>破産宣告があつた</u> 場合の還付金等の充当
5	(省略)	5	(同左)
6	(省略)	6	(同左)
7	充当の順位	7	充当の順位
充当i	道状	充当i	適 状
8	特殊な場合の充当適状の日	8	特殊な場合の充当適状の日
9	還付金等が生じた時	9	還付金等が生じた時
10	滞納処分費の生じた時	10	滞納処分費の生じた時

改 正 後	改 正 前	
第58条関係 還付加算金	第58条関係 還付加算金	
還付加算金の計算	還付加算金の計算	
1 支払決定	1 支払決定	
2 過納金	2 過納金	
3 納付が <u>あった</u> 日	3 納付が <u>あつた</u> 日	
4 更正が <u>あった</u> 日	4 更正が <u>あつた</u> 日	
5 相続により分割承継された場合	5 相続により分割承継された場合	
6 譲渡又は転付命令があった場合	6 譲渡又は転付命令があった場合	
7 還付金等が滞納処分により差し押えられた場合	7 還付金等が滞納処分により差し押えられた場合	
8 第二次納税義務者の納付に係る過誤納金の場合	8 第二次納税義務者の納付に <u>かかる</u> 過誤納金の場合	
除算期間	除算期間	
9 除算期間の終期	9 除算期間の終期	
10 仮差押え	10 仮差押え	
11 仮差押期間	11 仮差押期間	
後発的事由により生じた過誤納金に <u>係る</u> 還付加算金の計算	後発的事由により生じた過誤納金に <u>かかる</u> 還付加算金の計算	
12 適法な納付に影響を及ぼすことなく	12 適法な納付に影響を及ぼすことなく	
13 法律の規定に基づき過納と <u>なった</u> とき	13 法律の規定に基づき過納と <u>なつた</u> とき	
還付加算金の不加算	還付加算金の不加算	
14 還付加算金が加算されない場合	14 還付加算金が加算されない場合	
第59条関係 国税の予納額の還付の特例	第59条関係 国税の予納額の還付の特例	
1 最近	1 最近	
2 過誤納が <u>あった</u> ものとみなす日	2 過誤納が <u>あつた</u> ものとみなす日	
3 国税の確定予定日を経過した後における予納の取扱い	3 国税の確定予定日を経過した後における予納の取扱い	
4 予納した国税の延滞税等の終期	4 予納した国税の延滞税等の終期	

改 正 後	改 正 前
5 現金納付に <u>係る</u> 登録免許税の還付	5 現金納付に <u>かかる</u> 登録免許税の還付
第6章 附帯税	第6章 附带税
第1節 延滞税及び利子税	第1節 延滞税及び利子税
第60条関係 延滞税	第60条関係 延滞税
1 納税者	1 納税者
2 完納する日	2 完納する日
3 源泉徴収等による国税の遅延納付の場合の延滞税の計算	3 源泉徴収等による国税の遅延納付の場合の延滞税の計算
4 (省略)	4 (同左)
第62条関係 一部納付が <u>行われた</u> 場合の延滞税の額の計算等	第62条関係 一部納付が <u>行なわれた</u> 場合の延滞税の額の計算等
国税の一部が納付された日	国税の一部が納付された日
第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除	第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除
事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除	事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除
1 猶予期間内に納付しなかったやむを得ない理由	1 猶予期間内に納付しなかったやむを得ない理由
2 納付が困難と認められるもの	2 納付が困難と認められるもの
3 財産の状況が著しく不良	3 財産の状況が著しく不良
3-2 軽減又は免除されたとき	3-2 軽減又は免除されたとき
4 延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由	4 延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由
5 判定の時期	5 判定の時期
差押え等の場合の免除	差押え等の場合の免除
6 必要な財産	6 必要な財産

改 正 後	改正前
7 (省略)	7 (同左)
8 相当する担保	8 相当する担保
9 免除の範囲	9 免除の範囲
納付の委託の場合の免除	納付の委託の場合の免除
10 弁済委託等の場合	10 弁済委託等の場合
11 期限が指定された場合の委託を受けた日	11 期限が指定された場合の委託を受けた日
災害の場合の免除	災害の場合の免除
12 その他これらに類する災害	12 その他これらに類する災害
13 納付することができない事由	13 納付することができない事由
14 人為による異常な災害又は事故	14 人為による異常な災害又は事故
15 申告又は納付ができない場合	15 申告又は納付ができない場合
第二次納税義務等の免除	第二次納税義務等の免除
16 第二次納税義務等の免除	16 第二次納税義務等の免除
会社更生法の規定による免除との関係	会社更生法の規定による免除との関係
17 意見を述べる場合等の基準	17 意見を述べる場合等の基準
第64条関係 利子税	第64条関係 利子税
1 相続により分割承継された場合の利子税の計算	1 相続により分割承継された場合の利子税の計算
2 繰上請求をした場合の利子税の計算	2 繰上請求をした場合の利子税の計算
3 会社更生法の規定による利子税の免除との関係	3 会社更生法の規定による利子税の免除との関係
第7章 国税の更正、決定、徴収、還付金等の期間制限	第7章 国税の更正、決定、徴収、還付金等の期間制限
第2節 国税の徴収権の消滅時効	第2節 国税の徴収権の消滅時効

改 正 後	改 正 前
第72条関係 国税の徴収権の消滅時効	第72条関係 国税の徴収権の消滅時効
徴収権の時効の起算日	徴収権の時効の起算日
1 徴収権を行使することができる日	1 徴収権を行使することができる日
民法の規定の準用による時効の完成猶予及び更新	民法の規定の準用による時効の完成猶予及び更新
2 裁判上の請求	2 裁判上の請求
3 催告	3 催告
4 滞納処分	4 滞納処分
5 (省略)	5 (同左)
6 承認	6 承認
7 (省略)	7 (同左)
第73条関係 時効の完成猶予及び更新	第73条関係 時効の完成猶予及び更新
時効の停止	時効の停止
1 当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税	1 当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税
延滞税又は利子税についての時効の完成猶予及び更新	延滞税又は利子税についての時効の完成猶予及び更新
2 時効の完成猶予等の効力が及ぶ延滞税等	2 時効の完成猶予等の効力が及ぶ延滞税等
3 納付により時効の更新の効力が生じる延滞税等	3 納付により時効の更新の効力が生じる延滞税等
第9章 雑則	第 9 章 維則
第117条関係 納税管理人	第117条関係 納税管理人
1 納税者	1 納税者
2 納税管理人の事務範囲	2 納税管理人の事務範囲
3 納税管理人の選任	3 納税管理人の選任

	改 正 後		改 正 前
4	納税管理人の権限の消滅	4	納税管理人の権限の消滅
5	納税管理人の権限の消滅後の効果	5	納税管理人の権限の消滅後の効果
6	納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項の範囲	6	納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項の範囲
7	特定納税管理人と <u>法</u> 第 12 条の納税管理人の事務との関係	7	特定納税管理人と <u>通則法</u> 第12条の納税管理人の事務との関係 <u>について</u>
8	納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続	8	納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続
9	国内便宜者が納税管理人となることの求めに応じた場合の手続	9	国内便宜者が納税管理人となることの求めに応じた場合の手続
10	密接な関係を有する者の範囲	10	密接な関係を有する者の範囲
11	継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲	11	継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲
12	その他これに類する事実の範囲	12	その他これに類する事実の範囲
13	特定事項を処理させる必要がなくなったときの範囲	13	特定事項を処理させる必要がなくなったときの範囲
	第119条関係 国税の確定金額の端数計算等		第119条関係 国税の確定金額の端数計算等
1	国税の確定金額	1	国税の確定金額
2	分割して納付することとされている場合	2	分割して納付することとされている場合
3	附帯税の確定金額	3	附帯税の確定金額
4	被相続人に課されるべき国税を承継する場合	4	被相続人に課されるべき国税を承継する場合
5	(省略)	5	(同左)
6	(省略)	6	(同左)
	第120条関係 還付金等の端数計算等		第120条関係 還付金等の端数計算等
1	還付金等が相続等により分割された場合の端数計算等	1	還付金等が相続等により分割された場合の端数計算等
2	一つの申告等により2以上の還付金等が発生した場合の還付加算金の端数	2	一つの申告等により2以上の還付金等が発生した場合の還付加算金の端数
,	計算等	į	計算等
3	還付加算金の計算の基礎となる還付金等の額	3	還付加算金の計算の基礎となる還付金等の額
4	(省略)	4	(同左)

改 正 後	改正前
第123条関係 納税証明書の交付等	第123条関係 納税証明書の交付等
証明事項	証明事項
1 納付すべき税額がないこと	1 納付すべき税額がないこと
2 所得金額等がないこと	2 所得金額等がないこと
証明の請求	証明の請求
3 国税の年度	3 国税の年度
4 国税の税目	4 国税の税目
5 納付すべき税額等の証明請求の場合	5 納付すべき税額等の証明請求の場合
交付手数料	交付手数料
6 滞納処分を受けたことがないことの証明の交付手数料	6 滞納処分を受けたことがないことの証明の交付手数料
7 その他これらに類する災害	7 その他これらに類する災害
8 相当な損失	8 相当な損失
9 扶助等を受けるための証明書	9 扶助等を受けるための証明書
他の証明の規定等と本条との関係	他の証明の規定等と本条との関係
10 本条に規定のない事項についての証明	10 本条に規定のない事項についての証明
国税通則法基本通達(徴収部関係)	国税通則法基本通達(徴収部関係)
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則	第 1 節 通則
第 2 条関係 定義	第 2 条関係 定義
カム木内水 た我	刀 4 不因

改 正 後	改正前

納税者

(国税を納める義務がある者)

1 <u>法第2条</u>第5号の「国税を納める義務がある者」には、連帯納付責任者が含まれる。

法定納期限

(納期限を繰り上げた場合の法定納期限)

2 措置法<u>第70条の4第31項、第70条の6第36項、第70条の6の6第14項及び第16項、第70条の6の7第12項、第70条の6の8第12項、第70条の6の10第13項、第70条の7第12項(第70条の7の5第9項において準用する場合を含む。)及び第14項、第70条の7の2第13項(第70条の7の4第10項、第70条の7の6第10項並びに第70条の7の8第9項において準用する場合を含む。)及び第15項並びに第70条の7の9第9項(第70条の7の12第9項において準用する場合を含む。)《納期限の繰上げ》の規定により延長された納期限を繰り上げた場合には、その繰上げに係る期限が法定納期限となる。</u>

(会社更生法の規定に基づく納税の猶予に係る期限)

3 会社更生法第<u>169条</u>第1項<u>《</u>租税等の請求権<u>》</u>の規定に基づく納税の猶予に<u>係る</u>期限については、<u>法第2条</u>第8号の「納税の猶予に係る期限」に準ずるものとする。

(即時徴収に係る国税の法定納期限)

4 <u>法第2条</u>第8号ハの「当該事実が生じた日」は、次表に掲げる国税については、 それぞれに掲げる日をいう。

納税者

(国税を納める義務がある者)

1 <u>この条</u>第5号の「国税を納める義務がある者」には、連帯納付責任者が含まれる。

法定納期限

(納期限を繰り上げた場合の法定納期限)

2 措置法<u>第41条の9第6項、第41条の11第5項および第70条の4第7項(</u>納期限の 繰上げ<u>の</u>規定により延長された納期限を繰り上げた場合には、その繰上げに<u>か</u> <u>かる</u>期限が法定納期限となる。

(会社更生法の規定に基づく納税の猶予にかかる期限)

3 会社更生法第<u>122条</u>第1項<u>(</u>租税等の請求権<u>)</u>の規定に基づく納税の猶予に<u>かか</u> <u>る</u>期限については、<u>この条</u>第8号の「納税の猶予に係る期限」に準ずるものとす る。

(即時徴収に係る国税の法定納期限)

4 <u>この条</u>第8号ハの「当該事実が生じた日」は、次表に掲げる国税については、それぞれに掲げる日をいう。

改	正 後		改立	正 前
国税	事実が生じた日		国税	事実が生じた日
1 消費税法第8条第3項《輸出免税物	同条第3項に <u>定める日</u> 又は <u>第5項</u> に規定	1	1 消費税法第8条第3項又は第5項	同条第3項に <u>定める日を経過した日</u> 又は
品を輸出しない場合の消費税の即時徴	する物品の <u>譲渡若しくは所持させた日又</u>	(輸出物品の譲渡に係る免税の場合の即	<u>第4項</u> に規定する物品の <u>譲渡等</u> をした日
収》又は第5項《輸出免税物品の譲渡等	<u>は譲受け若しくは所持</u> をした日	目	<u>寺徴収)</u> (措置法第86条の2第3項におい	
があった場合の消費税の即時徴収》(措		7	て準用する場合を含む。)の規定により徴	
置法第 86 条の2第3項において準用す		巾	又する消費税	
る場合を含む。)の規定により徴収する消				
費税				
2 酒税法第28条の3第6項 <u>《</u> 未納税引	(省略)	2	2 酒税法第 28 条の 3 第 6 項(未納税引	(同左)
取りの場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により徴		取	取りの場合の即時徴収 <u>)</u> の規定により徴	
収する酒税		巾	又する酒税	
3 酒税法第30条の4第2項 <u>《</u> 製造者の	(省略)	3	3 酒税法第 30 条の4第2項 <u>(</u> 製造者の	(同左)
責めに帰さない移出等の場合の即時徴		責	責めに帰さない移出等の場合の即時徴	
収 <u>》</u> の規定により徴収する酒税		巾	又 <u>)</u> の規定により徴収する酒税	
4 酒税法第54条第5項又は第6項 <u>《</u> 無	酒類、酒母又はもろみを製造した日。た	4	4 酒税法第 54 条第 5 項又は第 6 項 <u>(</u> 無	酒類、酒母又はもろみを製造した日。ただ
免許製造の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定によ	だし、 <u>同条</u> 第2項の行為に係るものにつ	角	免許製造の場合の即時徴収 <u>)</u> の規定によ	し、 <u>同法第 54 条</u> 第 2 項の行為に係るもの
り徴収する酒税	いては、未遂の事実を発見した日	Ŋ) 徴収する酒税	については、未遂の事実を発見した日
5 酒税法第 56 条第 3 項 <u>《</u> 密造酒類等の	(省略)	5	5 酒税法第 56 条第3項(密造酒類等の	(同左)
所持等の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により		戸	所持等の場合の即時徴収 <u>)</u> の規定により	
徴収する酒税		徻	徴収する酒税	
6 酒税法第58条第2項、第3項又は第	同条第1項第 <u>5</u> 号、第 <u>6</u> 号 <u>、第7号</u> 又は	6	6 酒税法第58条第2項、第3項又は第	同条第1項第 <u>3</u> 号、第 <u>4</u> 号又は第 <u>5</u> 号の
4項 <u>《</u> 保存酒類等 <u>又は酒母等</u> の処分禁止	第 <u>8</u> 号の規定に該当する処分又は移出を	4	4項(保存酒類等の処分禁止違反等の場	規定に該当する処分又は移出をした日
違反等の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により	した日	<u> </u>	今の即時徴収 <u>)</u> の規定により徴収する酒	
徴収する酒税		移	兑	

改	正 後	改	正 前
(削除)		7 酒税法第 59 条第2項(酒母等の処分	同条第1項第2号に該当する処分又は移
		禁止処置違反等の場合の即時徴収)の規	出をした日
		定により徴収する酒税	
<u>7</u> たばこ税法第 13 条第 7 項 <u>《</u> 未納税引	(省略)	<u>8</u> たばこ税法第 13 条第7項 <u>(</u> 未納税引	(同左)
取りの場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により徴		取りの場合の即時徴収 <u>)</u> の規定により徴	
収するたばこ税		収するたばこ税	
<u>8</u> たばこ税法第 21 条 <u>《</u> 密造の場合の即	(省略)	<u>9</u> たばこ税法第 21 条 <u>(</u> 密造の場合の即	(同左)
時徴収 <u>》</u> の規定により徴収するたばこ税		時徴収 <u>)</u> の規定により徴収するたばこ税	
<u>9</u> 揮発油税法第 14 条の <u>3</u> 第 7 項 <u>《</u> 未納	(省略)	<u>10</u> 揮発油税法第 14 条の <u>2</u> 第 7 項 <u>(</u> 未納	(同左)
税引取りの場合の即時徴収 <u>》</u> の規定によ		税引取りの場合の即時徴収 <u>)</u> の規定によ	
り徴収する揮発油税		り徴収する揮発油税	
10 揮発油税法第 16 条の 3 第 6 項 <u>《</u> 特定	<u>同項</u> の規定に該当する用途外消費又は譲	<u>11</u> 揮発油税法第 16 条の 3 第 6 項 <u>(</u> 特定	<u>同条同項</u> の規定に該当する用途外消費又
用途免税の場合の即時徴収 <u>》</u> (第 16 条の	渡をした日	用途免税の場合の即時徴収 <u>)</u> (第 16 条の <u>4</u>	は譲渡をした日
<u>5</u> 第4項において準用する場合を含む。)		第4項において準用する場合を含む。)の	
の規定により徴収する揮発油税		規定により徴収する揮発油税	
<u>11</u> 揮発油税法第 16 条の <u>5</u> 第 3 項 <u>《</u> 特定	(省略)	<u>12</u> 揮発油税法第 16 条の <u>4</u> 第 3 項 <u>(</u> 特定	(同左)
用途免税の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定によ		用途免税の場合の即時徴収)の規定によ	
り徴収する揮発油税		り徴収する揮発油税	
12 地方揮発油税法第6条第2項《未納	<u>9、10</u> 又は <u>11</u> に同じ	13 地方道路税法第6条第2項(未納税	<u>10、11</u> 又は <u>12</u> に同じ
税引取りの場合の即時徴収 <u>》</u> の規定によ		引取りの場合の即時徴収)の規定により	
り徴収する <u>地方揮発油税</u>		徴収する <u>地方道路税</u>	
<u>13</u> 石油ガス税法第 12 条第 <u>8</u> 項 <u>《</u> 特定用	<u>同項</u> の規定に該当する用途外消費又は譲	<u>14</u> 石油ガス税法第 12 条第 <u>7</u> 項 <u>(</u> 特定用	同条同項の規定に該当する用途外消費又
途免税の場合の即時徴収 <u>》</u> (第 13 条第 7	渡をした日	途免税の場合の即時徴収)(第13条第7項	は譲渡をした日
項において準用する場合を含む。)の規定		において準用する場合を含む。)の規定に	
により徴収する石油ガス税		より徴収する石油ガス税	

改	 正 後	改	E 前
<u>14</u> 石油ガス税法第 13 条第 5 項 <u>《</u> 特定用	(省略)	<u>15</u> 石油ガス税法第 13 条第 5 項 <u>(</u> 特定用	(同左)
途免税の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により		途免税の場合の即時徴収)の規定により	
徴収する石油ガス税		徴収する石油ガス税	
15 措置法第 87 条の6第3項又は第5	同条第3項に定める日又は同条第5項に	(新設)	
項《輸出酒類販売場から移出する酒類に	規定する酒類の譲渡等をした日		
係る酒税の免税の場合の即時徴収》の規			
定により徴収する酒税			
16 措置法第 89 条の4第 <u>4</u> 項又は第 90	(省略)	16 措置法第89条の4第 <u>2</u> 項又は第90	(同左)
条の2第 <u>4</u> 項 <u>《</u> 特定用途免税の場合の即		条の2第 <u>2</u> 項(特定用途免税の場合の即	
時徴収 <u>》</u> の規定により徴収する揮発油税		時徴収)の規定により徴収する揮発油税	
及び <u>地方揮発油税</u>		及び <u>地方道路税</u>	
17 措置法第90条の3の3第5項、第90	これらの項の規定に該当する用途外供与	(新設)	
条の4の2第5項又は第90条の4の3	又は譲渡をした日		
第5項《特定用途免税等の場合の即時徴			
収》の規定により徴収する石油石炭税			
<u>18</u> 措置法第 90 条の 4 第 <u>7</u> 項 <u>《特定</u> 用途	<u>同項</u> の規定に該当する用途外供与又は譲	<u>17</u> 措置法第 90 条の4第 <u>5</u> 項(特殊用途	<u>同条同項</u> の規定に該当する用途外供与又
免税等の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により	渡をした日	免税等の場合の即時徴収)の規定により	は譲渡をした日
徴収する <u>石油石炭税</u>		徴収する <u>石油税</u>	
19 輸徴法第8条第1項 <u>《</u> 公売又は売却	同項各号に掲げる場合に該当することと	18 輸徴法第8条第1項(公売又は売却	<u>同条同項</u> 各号に掲げる場合に該当するこ
等の場合における内国消費税の徴収 <u>》</u> の	<u>なった</u> 日	等の場合における内国消費税の徴収)の	とと <u>なつた</u> 日
規定により徴収する消費税等		規定により徴収する消費税等	
<u>20</u> 輸徴法第 10 条第 3 項 <u>《</u> 保税工場外に	関税法第 61 条第1項の <u>期間</u> を経過した	<u>19</u> 輸徴法第 10 条第 3 項 <u>(</u> 保税工場外に	関税法第61条第1項の <u>期限</u> を経過した日
おける保税作業期間が経過した場合の即	日	おける保税作業期間が経過した場合の即	
時徴収 <u>》</u> の規定により徴収する消費税等		時徴収)の規定により徴収する消費税等	
<u>21</u> 輸徴法第 16 条の 2 第 3 項 <u>《</u> 保税展示	(省略)	<u>20</u> 輸徴法第 16 条の2第3項 <u>(</u> 保税展示	(同左)

改 正 後		改 正 前		
場外における使用期間が経過した場合の		場外における使用期間が経過した場合の		
即時徴収 <u>》</u> の規定により徴収する消費税		即時徴収)の規定により徴収する消費税		
等		等		
<u>22</u> 輸徴法第 11 条第 <u>5</u> 項 <u>《</u> 保税運送等の	関税法第63条第4項 <u>第65条第2項又</u>	<u>21</u> 輸徴法第 11 条第 <u>3</u> 項 <u>(</u> 保税運送等の	関税法第63条第4項の <u>期限</u> を経過した日	
免税の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定により徴	<u>は第 65 条の2第1項</u> の <u>期間</u> を経過した	免税の場合の即時徴収 <u>)</u> の規定により徴		
収する消費税等	日	収する消費税等		
<u>23</u> 輸徴法第 12 条第 4 項 <u>《</u> 積込み船用品	関税法第 23 条第4項の <u>期間</u> を経過した	<u>22</u> 輸徵法第 12 条第 4 項 <u>(</u> 積込み船用品	関税法第23条第4項の <u>期限</u> を経過した日	
等の免税の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定によ	日	等の免税の場合の即時徴収)の規定によ		
り徴収する消費税等		り徴収する消費税等		
<u>24</u> 輸徴法第 13 条第5項において準用	関税定率法第15条第2項、第16条第2	<u>23</u> 輸徴法第13条第5項において準用す	関税定率法第 15 条第 2 項、第 16 条第 2	
する関税定率法第 15 条第 2 項 《特定用途	項若しくは第 17 条第4項の規定に該当	る関税定率法第 15 条第2項(特定用途免	項若しくは第17条第4項の規定に該当す	
免税の場合の即時徴収 <u>》、</u> 第 16 条第 2 項	する用途外使用をした日又は第 17 条第	税の場合の即時徴収 <u>)</u> 若しくは第 16 条第	る用途外使用をした日又は第17条第1項	
<u>《</u> 外交官用貨物等の免税の場合の即時徴	1 項の <u>期間</u> を経過した日	2項(外交官用貨物等の免税の場合の即	の <u>期限</u> を経過した日	
収 <u>》</u> 又は第 17 条第4項 <u>若しくは第5項</u>		時徴収 <u>)</u> 又は第 17 条第 4 項 <u>(</u> 再輸出免税		
<u>《</u> 再輸出免税の場合の即時徴収 <u>》</u> の規定		の場合の即時徴収)の規定により徴収す		
により徴収する消費税等		る消費税等		
25 日本国とアメリカ合衆国との間の相	(省略)	24 日本国とアメリカ合衆国との間の相	(同左)	
互協力及び安全保障条約第6条に基づく		互協力及び安全保障条約第6条に基づく		
施設及び区域並びに日本国における合衆		施設及び区域並びに日本国における合衆		
国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う		国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う		
所得税法等の臨時特例に関する法律(以		所得税法等の臨時特例に関する法律(以		
下この表において「駐留軍協定の実施に		下この表において「駐留軍協定の実施に		
伴う所得税法等の臨時特例法」という。)		伴う所得税法等の臨時特例法」という。)		
第10条第2項 <u>《</u> 免税揮発油についての指		第 10 条第 2 項(免税揮発油についての指		
定期間の経過による即時徴収 <u>》</u> (第 10 条		定期間の経過による即時徴収)(第10条の		

改	 正 後	改]	E 前
の2第2項、第10条の3第2項及び日本		2第2項、第10条の3第2項及び日本国	
国における国際連合の軍隊の地位に関す		における国際連合の軍隊の地位に関する	
る協定の実施に伴う所得税法等の臨時特		協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	
例に関する法律(以下この表において「国		に関する法律(以下この表において「国連	
連軍協定の実施に伴う所得税法等の臨時		軍協定の実施に伴う所得税法等の臨時特	
特例法」という。)第3条第2項において		例法」という。)第3条第2項において準	
準用する場合を含む。)の規定により徴収		用する場合を含む。)の規定により徴収す	
する揮発油税、 <u>地方揮発油税</u> 、石油ガス		る揮発油税、 <u>地方道路税</u> 、石油ガス税及び	
税及び石油石炭税		<u>石油税</u>	
26 駐留軍協定の実施に伴う所得税法等	<u>同項</u> の規定に該当する譲渡又は譲受けが	<u>25</u> 駐留軍協定の実施に伴う所得税法等	<u>同条同項</u> の規定に該当する譲渡又は譲受
の臨時特例法第 11 条第 2 項 <u>《</u> 譲渡禁止違	<u>あった</u> 日	の臨時特例法第 11 条第2項(譲渡禁止違	けが <u>あつた</u> 日
反の場合の即時徴収 <u>》</u> (国連軍協定の実施		反の場合の即時徴収 <u>)</u> (国連軍協定の実施	
に伴う所得税法等の臨時特例法第3条第		に伴う所得税法等の臨時特例法第3条第	
2項において準用する場合を含む。)の規		2項において準用する場合を含む。)の規	
定により徴収する消費税、揮発油税、地		定により徴収する消費税、揮発油税、地方	
<u>方揮発油税</u> 、石油ガス税及び <u>石油石炭税</u>		<u>道路税</u> 、石油ガス税及び <u>石油税</u>	
27 日本国とアメリカ合衆国との間の相	(省略)	<u>26</u> 日本国とアメリカ合衆国との間の相	(同左)
互協力及び安全保障条約第6条に基づく		互協力及び安全保障条約第6条に基づく	
施設及び区域並びに日本国における合衆		施設及び区域並びに日本国における合衆	
国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う		国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う	
関税法等の臨時特例に関する法律第8条		関税法等の臨時特例に関する法律第8条	
<u>《</u> 関税及び内国消費税の徴収 <u>》</u> (国連軍協		<u>(</u> 関税及び内国消費税の徴収 <u>)</u> (国連軍協	
定の実施に伴う所得税法等の臨時特例法		定の実施に伴う所得税法等の臨時特例法	
第4条において準用する場合を含む。)の		第4条において準用する場合を含む。)の	
規定により徴収する消費税等		規定により徴収する消費税等	

改 正 後	改 正 前		
28 日本国とアメリカ合衆国との間の相 同条第1項の期間を経過した日 互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律第2条 (免税物品 についての指定期間の経過による即時徴	27 日本国とアメリカ合衆国との間の相 互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律第2条(免税物品 についての指定期間の経過による即時徴		
収 <u>》</u> の規定により徴収する消費税、揮発 油税、 <u>地方揮発油税</u> 、石油ガス税及び <u>石</u> <u>油石炭税</u> 29 日本国とアメリカ合衆国との間の相 同条第1項に規定する資材等又は製品等	収 <u>)</u> の規定により徴収する消費税、揮発油 税、 <u>地方道路税</u> 、石油ガス税及び <u>石油税</u> 28 日本国とアメリカ合衆国との間の相 同条第1項に規定する資材等又は製品等		
五防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律第5条第2項及び 第4項 <u>《</u> 免税物品の譲渡の場合の即時徴 収 <u>》</u> の規定により徴収する消費税、揮発 油税、 <u>地方揮発油税</u> 、石油ガス税及び <u>石</u>	互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の 臨時特例に関する法律第5条第2項及び 第4項(免税物品の譲渡の場合の即時徴 収)の規定により徴収する消費税、揮発油 税、地方道路税、石油ガス税及び石油税		
<u>油石炭税</u> (削除)	29 取引所税法第 17 条第 1 項(のみ行為 の場合の即時徴収)又は第 17 条の 2 第 1 の場合の即時徴収)又は第 17 条の 2 第 1 項(差金授受犯等の場合の即時徴収)の規定により徴収する取引税 定により徴収する取引税		
強制換価手続 (強制執行) 5 <u>法第2条</u> 第10号の「強制執行」には、仮差押え <u>及び</u> 仮処分は含まれない。	強制換価手続 (強制執行) 5 <u>この条</u> 第10号の「強制執行」には、仮差押え <u>および</u> 仮処分は含まれない。		
第2節 国税の納付義務の承継等	第2節 国税の納付義務の承継等		

改 正 後	改 正 前
第5条関係 相続による国税の納付義務の承継	第5条関係 相続による国税の納付義務の承継
納付義務を承継する者	納付義務を承継する者
(相続人)	(相続人)
1 法第5条第1項の「包括受遺者」には、包括名義の死因贈与を受けた者が含まれ	1 <u>この条</u> 第1項の「包括受遺者」には、包括名義の死因贈与を受けた者が含まれ
る。	る。
(胎児)	(胎児)
2 相続人のうちに胎児がある場合には、国税の納付義務の承継については、出生の	2 相続人のうちに胎児がある場合には、国税の納付義務の承継については、出生の
時までは、その胎児は相続人でないものとして取り扱う(大正6・5・18大判、明	時までは、その胎児は相続人でないものとして取り扱う(大正6・5・18大判、昭
和 7 ・10・6 大判 <u>参照</u>)。	和7・10・6大判)。
(相続人が明らかでない場合)	(相続人が明らかでない場合)
3 被相続人の婚姻につき、無効の訴え <u>又は</u> その調停が係属しているときその他村	3 被相続人の婚姻につき、無効の訴え <u>または</u> その調停が係属しているときそのft
続の効果をもつ身分関係の存否の確定に関し係争中であるとき等相続人が明られ	相続の効果をもつ身分関係の存否の確定に関し係争中であるとき等相続人が明ら
でない場合は、原則として、その無効の訴えその他その係争事由がないものと	かでない場合は、原則として、その無効の訴えその他その係争事由がないものと
た場合における相続人に対して、 <u>法第5条</u> の規定を適用することに取り扱う。	した場合における相続人に対して、 <u>この条</u> の規定を適用することに取り扱う。
承継する国税	承継する国税
(課されるべき国税)	(課されるべき国税)
4 法第5条第1項の「課されるべき国税」とは、相続開始の時において、被相続。	4 <u>この条</u> 第1項の「課されるべき国税」とは、相続開始の時において、被相続人に
について納付義務は成立しているが、国税に関する法律に定める手続 <u>又は</u> 規定に	ついて納付義務は成立しているが、国税に関する法律に定める手続 <u>または</u> 規定に
より、納付すべき税額が確定していない国税をいう。	より、納付すべき税額が確定していない国税をいう。

(納付すべき国税)

(納付すべき国税)

改 正 後

5 <u>法第5条</u>第1項の「納付すべき国税」とは、相続開始の時において、被相続人について国税に関する法律に定める手続<u>又は</u>規定により、その納付すべき税額が確定している国税をいう。

(徴収されるべき国税)

6 <u>法第5条</u>第1項の「徴収されるべき国税」とは、被相続人につき徴収されるべき こととされている源泉徴収等による国税で、相続開始時までに<u>徴収</u>がされていな いものをいう。

7 (省略)

限定承認

(相続によって得た財産)

8 <u>法第5条</u>第1項後段の「相続によつて得た財産」とは、限定承認をした相続人が、相続に<u>よって</u>被相続人から承継した積極財産(遺贈の目的と<u>なった</u>財産を含む。民法第931条参照)をいう。

なお、相続に<u>よって</u>得た財産から生じた果実<u>又は</u>相続に<u>よって</u>得た財産である 株式から生じた利益配当請求権は、相続開始後に確定したものも相続に<u>よって</u>得 た財産に含まれるものとする(大正3・3・25大判、大正4・3・8大判参照)。

(注) 被相続人を被保険者とする生命保険金で、特定の相続人が保険金受取人に 指定されているものは、相続に<u>よって</u>得た財産とならない(昭和11・5・13大 判、昭和40・2・2最高判参照)。

相続人が2人以上ある場合の承継税額

(承継国税額のあん分の割合)

改 正 前

5 <u>この条</u>第1項の「納付すべき国税」とは、相続開始の時において、被相続人について国税に関する法律に定める手続<u>または</u>規定により、その納付すべき税額が確定している国税をいう。

(徴収されるべき国税)

6 <u>この条</u>第1項の「徴収されるべき国税」とは、被相続人につき徴収されるべきこととされている源泉徴収等による国税で、相続開始時までに<u>源泉徴収</u>がされていないものをいう。

7 (同左)

限定承認

(相続によつて得た財産)

8 <u>この条</u>第1項後段の「相続によつて得た財産」とは、限定承認をした相続人が、相続に<u>よつて</u>被相続人から承継した積極財産(遺贈の目的と<u>なつた</u>財産を含む。 民法931条参照)をいう。

なお、相続に<u>よつて</u>得た財産から生じた果実<u>または</u>相続に<u>よつて</u>得た財産である株式から生じた利益配当請求権は、相続開始後に確定したものも相続に<u>よつて</u>得た財産に含まれるものとする(大正 $3 \cdot 3 \cdot 25$ 大判、大正 $4 \cdot 3 \cdot 8$ 大判)。

(注) 被相続人を被保険者とする生命保険金で、特定の相続人が保険金受取人に 指定されているものは、相続に<u>よつて</u>得た財産とならない(昭和11・5・13大 判、昭和40・2・2最高判)。

相続人が2人以上ある場合の承継税額

(承継国税額のあん分の割合)

改正後

8-2 法第5条第2項の規定の適用については、遺言による相続分の指定がない限り、民法第900条<u>《法定相続分》</u>及び第901条<u>《代襲相続人の相続分》</u>の規定により算出した相続分(以下第5条関係において「法定相続分」という。)による。

(包括遺贈等の割合)

9 包括遺贈の割合<u>又は</u>包括名義の死因贈与の割合は、<u>法第5条</u>第2項の指定相続 分に含まれるものとする。

(指定相続分と遺留分との関係)

10 相続分の指定が、民法の遺留分に関する規定に違反しているものであっても、<u>法</u> 第5条第2項の規定の適用については、その指定相続分による。

(相続分の指定の委託を受けた者がその指定をしない場合)

11 相続分の指定の委託を受けた者が、その委託を承諾しない場合<u>又は</u>相当期間を 経過してもその指定をしない場合における<u>法第5条</u>第2項の規定の適用について は、法定相続分によるものとする。

(指定相続分が明らかでない場合)

12 相続分を指定した遺言の効力について争いがある等のため、指定相続分が明らかでない場合における

法第5条第2項の規定の適用については、法定相続分によることに取り扱う。

(連帯納付義務の場合)

13 連帯納付義務者の1人が死亡した場合において、その相続人が2人以上あると きは、各相続人は被相続人の連帯納付義務に係る国税を、法第5条第2項の規定

改 正 前

8-2 <u>この条</u>第2項の規定の適用については、遺言による相続分の指定がない限り、民法第900条及び第901条の規定により算出した相続分(以下<u>この条</u>関係において「法定相続分」という。)による。

(包括遺贈等の割合)

9 包括遺贈の割合<u>または</u>包括名義の死因贈与の割合は、<u>この条</u>第2項の指定相続 分に含まれるものとする。

(指定相続分と遺留分との関係)

10 相続分の指定が、民法の遺留分に関する規定に違反しているものであっても、<u>こ</u>の条第2項の規定の適用については、その指定相続分による。

(相続分の指定の委託を受けた者がその指定をしない場合)

11 相続分の指定の委託を受けた者が、その委託を承諾しない場合<u>または</u>相当期間 を経過してもその指定をしない場合における<u>この条</u>第2項の規定の適用について は、法定相続分によるものとする。

(指定相続分が明らかでない場合)

12 相続分を指定した遺言の効力について争いがある等のため、指定相続分が明らかでない場合における<u>この条</u>第2項の規定の適用については、法定相続分によることに取り扱う。

(連帯納付義務の場合)

13 連帯納付義務者の1人が死亡した場合において、その相続人が2人以上あると きは、各相続人は被相続人の連帯納付義務に係る国税を、この条第2項の規定に

による相続分によりあん分して計算した額につき、他の連帯納付義務者とともに連帯して納付する義務を承継する。この場合、相続人相互間には納付責任の関係のみが生じ、連帯納付義務の関係は生じないものとする(昭和34・6・19最高判参照)。

納付責任

(相続によって得た財産の価額)

14 <u>法第5条</u>第3項の「相続によつて得た財産の価額」は、相続が<u>あった</u>時における その相続により承継した積極財産の価額によるものとする。

(承継国税に係る延滞税、利子税がある場合の納付責任の範囲)

15 <u>法第5条</u>第3項の「同項の規定により計算した国税」には、相続人が承継した国税に併せて納付すべき延滞税又は利子税が含まれるものとする。

(連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲)

16 相続人が承継した国税のうちに、連帯納付義務、連帯納付責任、第二次納税義務、国税の保証債務又は納付責任の額がある場合において、それらの額が他の連帯納付義務者若しくは連帯納付責任者、主たる納税者又は他の相続人の履行により消滅したときにおける法第5条第3項の「同項の規定により計算した国税の額」は、その消滅した額(連帯納付義務にあっては、消滅した額のうちその相続人の負担部分に応じた額を超える額)を控除した額とする。

(他の相続人による履行と納付責任との関係)

17 相続人の1人が、その承継した国税の額の全部<u>又は</u>一部を履行したときは、他の相続人の納付責任は、その納付責任の基因となった国税の残額の範囲内において

改 正 前

よる相続分によりあん分して計算した額につき、他の連帯納付義務者とともに連帯して納付する義務を承継する。この場合、相続人相互間には納付責任の関係の みが生じ、連帯納付義務の関係は生じないものとする(昭和34・6・19最高判参 照)。

納付責任

(相続によつて得た財産の価額)

14 <u>この条</u>第3項の「相続によつて得た財産の価額」は、相続が<u>あつた</u>時におけるその相続により承継した積極財産の価額によるものとする。

(承継国税にかかる延滞税、利子税がある場合の納付責任の範囲)

15 <u>この条</u>第3項の「同項の規定により計算した国税」には、相続人が承継した国税 にあわせて納付すべき延滞税または利子税が含まれるものとする。

(連帯納付義務等がある場合の納付責任の範囲)

16 相続人が承継した国税のうちに、連帯納付義務、連帯納付責任、第二次納税義務、国税の保証債務又は納付責任の額がある場合において、それらの額が他の連帯納付義務者若しくは連帯納付責任者、主たる納税者又は他の相続人の履行により消滅したときにおける<u>この条</u>第3項の「同項の規定により計算した国税の額」は、その消滅した額(連帯納付義務にあっては、消滅した額のうちその相続人の負担部分に応じた額を超える額)を控除した額とする。

(他の相続人による履行と納付責任との関係)

17 相続人の1人が、その承継した国税の額の全部<u>または</u>一部を履行したときは、他の相続人の納付責任は、その納付責任の基因となつた国税の残額の範囲内におい

改正前

なお存続するものとする。

(相続税法第34条第2項との関係)

18 <u>法第5条</u>第3項の規定は、相続税法第34条第2項<u>《連帯納付の義務等》</u>の規定の 適用を受ける相続税又は贈与税については適用されない。

なお、<u>法第5条</u>第3項の規定の適用を受ける国税と上記の相続税<u>又は</u>贈与税とがある場合には、<u>法第5条</u>第3項<u>及び</u>相続税法第34条第2項の規定により当該相続人が納付の責めに任ずる国税の総額は、その相続人が相続により得た財産の価額からその者が<u>法第5条</u>第2項の規定により承継した国税の額を控除した額を限度とする。

徴収手続

(相続人が2人以上ある場合の更正決定等)

19 相続人が2人以上ある場合の更正決定等、納税の告知<u>又は</u>督促は、各相続人が承継した国税について各別にしなければならない。この場合、納付責任については、「通則法第5条第3項の規定による納付の責めがある」旨の文言を記載するものとする。

(被相続人の国税につき督促がされている場合の催告)

20 被相続人の死亡前に督促がされている国税につき、その相続人に対して差押え をしようとする場合には、<u>法</u>第38条第1項各号<u>《</u>繰上請求の事由<u>》</u>に掲げる事由 がある場合その他緊急を要する場合を除き、あらかじめ、その相続人の納付すべ き承継税額及び納付責任の額について催告することに取り扱う。

(清算手続と滞納処分)

てなお存続するものとする。

(相続税法第34条第2項との関係)

18 <u>この条</u>第3項の規定は、相続税法第34条第2項<u>(相続人の連帯納付義務)</u>の規定 の適用を受ける相続税または贈与税については適用されない。

なお、<u>この条</u>第3項の規定の適用を受ける国税と上記の相続税<u>または</u>贈与税と がある場合には、<u>この条</u>第3項<u>および</u>相続税法第34条第2項の規定により当該相 続人が納付の責めに任ずる国税の総額は、その相続人が相続により得た財産の価 額からその者が<u>この条</u>第2項の規定により承継した国税の額を控除した額を限度 とする。

徴収手続

(相続人が2人以上ある場合の更正決定等)

19 相続人が2人以上ある場合の更正決定等、納税の告知<u>または</u>督促は、各相続人が 承継した国税について各別にしなければならない。この場合、納付責任について は、「通則法第5条第3項の規定による納付の責めがある」旨の文言を記載する ものとする。

(被相続人の国税につき督促がされている場合の催告)

20 被相続人の死亡前に督促がされている国税につき、その相続人に対して差押え をしようとする場合には、<u>通則法</u>第38条第1項各号<u>(</u>繰上請求の事由<u>)</u>に掲げる 事由がある場合その他緊急を要する場合を除き、あらかじめ、その相続人の納付 すべき承継税額および納付責任の額について催告することに取り扱う。

(清算手続と滞納処分)

改正後

21 相続財産に対しては、民法第927条《相続債権者及び受遺者に対する公告及び催 告》又は第957条第1項《相続債権者及び受遺者に対する弁済》に規定する債権申 出期間内であっても、滞納処分をすることができる(同法第929条ただし書、第935 条ただし書、昭和4・5・15名古屋地判参照)。

(相続人等に異動を生じた場合)

22 認知、胎児の出生、指定相続分の判明、遺産の分割その他の事由により相続人又 は相続分若しくは相続財産に異動を生じた場合であっても、その前に生じた承継 国税及び納付責任の消滅の効果には影響を及ぼさないものとする(民法第784条た だし書、第909条ただし書参照)。

第6条関係 法人の合併による国税の納付義務の承継

(承継する国税の範囲)

1 法第6条の「課されるべき国税」及び「納付し、若しくは徴収されるべき国税」 は、第5条関係4から6まで《承継する国税》と同様である。

(納税の猶予等の効力の承継)

2 被合併法人の国税についてされている納税の猶予等の効力については、第5条 関係7《納税の猶予等の効力の承継》と同様である。

第7条関係 人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継

(承継する国税の範囲)

1 法第7条の「課されるべき国税」及び「納付し、若しくは徴収されるべき国税」 1 この条の「課されるべき国税」および「納付し、若しくは徴収されるべき国税」

改正前

21 相続財産に対しては、民法第927条または第957条第1項(債権者に対する公告、 催告)に規定する債権申出期間内であつても、滞納処分をすることができる(民 法929条ただし書、935条ただし書、昭和4・5・15名古屋地判参照)。

(相続人等に異動を生じた場合)

22 認知、胎児の出生、指定相続分の判明、遺産の分割その他の事由により相続人ま たは相続分もしくは相続財産に異動を生じた場合であつても、その前に生じた承 継国税および納付責任の消滅の効果には影響を及ぼさないものとする(民法784条 ただし書、909条ただし書参照)。

第6条関係 法人の合併による国税の納付義務の承継

(承継する国税の範囲)

1 この条の「課されるべき国税」および「納付し、若しくは徴収されるべき国税」 は、第5条関係4から6まで(承継する国税)と同様である。

(納税の猶予等の効力の承継)

2 被合併法人の国税についてされている納税の猶予等の効力については、第5条 関係7 (納税の猶予等の効力の承継) と同様である。

第7条関係 人格のない社団等にかかる国税の納付義務の承継

(承継する国税の範囲)

改 正 後	改正前
は、第5条関係4から6まで <u>《</u> 承継する国税 <u>》</u> と同様である。	は、第5条関係4から6まで <u>(</u> 承継する国税 <u>)</u> と同様である。

(人格のない社団等の財産)

2 法第7条括弧書の「人格のない社団等の財産」とは、人格のない社団等に属する 積極財産をいい、第三者が名義人となっているためその者に法律上帰属するとみ られる財産が含まれる。

(納税の猶予等の効力の承継)

3 法第7条の規定により国税の納付義務の承継があった場合の納税の猶予等の効 力については、第5条関係7《納税の猶予等の効力の承継》と同様である。

第7条の2関係 信託に係る国税の納付義務の承継

(承継する国税の範囲)

1 法第7条の2第1項から第4項までの「課されるべき国税」、「納付し、若しく は徴収されるべき国税」は、第5条関係4から6まで《承継する国税》と同様であ る。

(納税の猶予等の効力の承継)

2 法第7条の2の規定により国税の納付義務の承継があった場合の納税の猶予等 の効力については、第5条関係7《納税の猶予等の効力の承継》と同様である。

(固有財産)

3 法第7条の2第5項の「固有財産」とは、同条第1項の任務が終了した受託者又 は同条第2項の任務終了受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産で

は、第5条関係4から6まで(承継する国税)と同様である。

(人格のない社団等の財産)

2 この条かつこ書の「人格のない社団等の財産」とは、人格のない社団等に属する 積極財産をいい、第三者が名義人となつているためその者に法律上帰属するとみ られる財産が含まれる。

(納税の猶予等の効力の承継)

3 この条の規定により国税の納付義務の承継があつた場合の納税の猶予等の効力 については、第5条関係7(納税の猶予等の効力の承継)と同様である。

第7条の2関係 信託に係る国税の納付義務の承継

(承継する国税の範囲)

1 この条第1項から第4項までの「課されるべき国税」、「納付すべき国税」又は 「徴収されるべき国税」は、第5条関係4から6までと同様である。

(納税の猶予等の効力の承継)

2 この条の規定により国税の納付義務の承継があった場合の納税の猶予等の効力 については、第5条関係7と同様である。

(固有財産)

3 この条第5項の「固有財産」とは、この条第1項の任務が終了した受託者又はこ の条第2項の任務終了受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でな

改 正 後	改正前

ない一切の財産をいう(信託法第2条第8項参照)。

第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用

1 • 2 (省略)

(相続税又は贈与税の納付義務と相続税法第34条の連帯納付責任の関係)

- 3 相続税又は贈与税の納付義務について生じた事由の相続税法第34条《連帯納付の 義務等》に規定する連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた 事由の相続税又は贈与税の納付義務に対する効力は、次によるものとする(平成 13·9·28大阪高判参照)。
- (1) (省略)
- (2) 相続税又は贈与税について、免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項《滞 納処分の停止の要件等》による消滅又は時効による消滅(以下第8条関係及び 第9条の3関係において「免除等」という。)があったときは、免除等の後の相 続税又は贈与税の額を超える連帯納付責任は消滅する。

なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、相続税又は贈 与税の納付義務は消滅しない。

(3) 相続税又は贈与税に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は連帯納付 責任に及ぶ(民法第457条第1項、平成20・4・30東京高判参照)。

なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は、相続 税又は贈与税の納付義務には及ばない(民法第458条、第441条参照)。

(相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続)

4 相続税法第34条《連帯納付の義務等》に規定する連帯納付責任の徴収手続は、そ ┃ 4 相続税法第34条に規定する連帯納付責任の徴収手続は、それぞれ次によるもの

い一切の財産をいう(信託法第2条第8項参照)。

第8条関係 国税の連帯納付義務についての民法の準用

1・2 (同左)

(相続税又は贈与税の納付義務と相続税法第34条の連帯納付責任の関係)

- 3 相続税又は贈与税の納付義務について生じた事由の相続税法第34条に規定する 連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の相続税又は贈 与税の納付義務に対する効力は、次によるものとする(平成13・9・28大阪高判参 照)。
 - (1) (同左)
- (2) 相続税又は贈与税について、免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項によ る消滅又は時効による消滅(以下(2)において「免除等」という。)があったとき は、免除等の後の相続税又は贈与税の額を超える連帯納付責任は消滅する。

なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、相続税又は贈 与税の納付義務は消滅しない。

(3) 相続税又は贈与税に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は連帯納付 責任に及ぶ(民法第457条1項、平成20・4・30東京高判参照)。

なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は、相続 税又は贈与税の納付義務には及ばない(民法第458条、第441条参照)。

(相続税法第34条の連帯納付責任の徴収手続)

改 正 後 改 正 前

れぞれ次によるものとする。

(1)・(2) (省略)

- (3) 同条第2項に規定する連帯納付責任で、その基因となる相続税又は贈与税につき被相続人の死亡前に督促がされているものについては、第5条関係20<u>《</u>被相続人の国税につき督促がされている場合の催告<u>》</u>に準じて行う。
- (4) (省略)

(法人税等の納付義務と法人税法第152条第1項の連帯納付責任の関係)

- 5 法人税又は地方法人税(以下5において「法人税等」という。)の納付義務について生じた事由の法人税法第152条第1項《連帯納付の責任》(地方法人税法第31条第1項《連帯納付の責任》において準用する場合を含む。)に規定する連帯納付責任に対する効力及び連帯納付責任について生じた事由の法人税等の納付義務に対する効力は、次によるものとする。
 - (1) <u>法人税等の納税義務者がその法人税等を履行したときは、その履行後の法人</u> 税等の額を超える連帯納付責任は消滅する。

また、連帯納付責任者が連帯納付責任に基づき法人税等を履行したときは、 その範囲内において法人税等の納付義務が消滅し、法人税等の納税義務者と同 一の通算グループ(法人税法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人及び 当該通算親法人との間に当該通算親法人による同条第12号の7の7に規定する 通算完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。以下5に おいて同じ。)に属する他の連帯納付責任者の連帯納付責任は消滅する。

(2) 法人税等について免除等があったときは、免除等の後の法人税等の額を超える連帯納付責任は消滅する。

なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、法人税等の納付義務及び法人税等の納税義務者と同一の通算グループに属する他の連帯納付

(4) (0) (574

とする。

- (1)・(2) (同左)
- (3) 同条第2項に規定する連帯納付責任で、その基因となる相続税又は贈与税につき被相続人の死亡前に督促がされているものについては、第5条関係20<u>(</u>被相続人の国税につき督促がされている場合の催告)に準じて行う。
- (4) (同左)

(新設)

改正後

責任者の連帯納付責任は消滅しない。

(3) 法人税等に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は連帯納付責任に及 ぶ (民法第457条1項参照)。

なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は、法人 税等の納付義務及び法人税等の納税義務者と同一の通算グループに属する他の 連帯納付責任者の連帯納付責任には及ばない(民法第458条、第441条参照)。

第9条の2関係 法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務

(連帯納付義務者)

法第9条の2の規定により連帯納付義務を負う者は、判決により無効とされた合併又は分割(以下<u>第9条の2</u>関係において「合併等」という。)をした法人であって、 当該合併等により新設された法人は該当しない(会社法第843条第1項参照)。

第9条の3関係 法人の分割に係る連帯納付の責任

(連帯納付責任の確定手続)

1 <u>法第9条の3</u>の規定による連帯納付責任は、分割をした法人の<u>同条</u>第1号又は 第2号に掲げる国税(以下<u>第9条の3</u>関係において「分割前国税」という。)の納 税義務の確定という事実に照応して、法律上当然に生ずるものであり、この連帯 納付責任につき格別の確定手続を要しない(昭和55・7・1最高判参照)。

(分割をした法人から承継した財産の価額)

2 <u>法第9条の3</u>の「分割をした法人から承継した財産の価額」とは、分割があった 時におけるその分割により承継した積極財産の価額をいう。

第9条の2関係 法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務

(連帯納付義務者)

<u>この条</u>の規定により連帯納付義務を負う者は、判決により無効とされた合併又は分割(以下<u>この条</u>関係において「合併等」という。)をした法人であって、当該合併等により新設された法人は該当しない(会社法843条1項参照)。

第9条の3関係 法人の分割に係る連帯納付の責任

(連帯納付責任の確定手続)

1 <u>この条</u>の規定による連帯納付責任は、分割をした法人の<u>この条</u>第1号又は第2号に掲げる国税(以下<u>この条</u>関係において「分割前国税」という。)の納税義務の確定という事実に照応して、法律上当然に生ずるものであり、この連帯納付責任につき格別の確定手続を要しない(昭和55・7・1最高判参照)。

(分割をした法人から承継した財産の価額)

2 <u>この条</u>の「分割をした法人から承継した財産の価額」とは、分割があった時におけるその分割により承継した積極財産の価額をいう。

改正前

(分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係)

- 3 分割前国税の納付義務について生じた事由の連帯納付責任に対する効力及び連 帯納付責任について生じた事由の分割前国税の納付義務に対する効力は、次によ るものとする(第8条関係3参照)。
- (1) (省略)
- (2) 分割前国税について、<u>免除等</u>があったときは、免除等の後の分割前国税の額を 超える連帯納付責任は消滅する。

なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、分割前国税の 納付義務は消滅しない。

(3) 分割前国税に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は連帯納付責任に 及ぶ(民法第457条第1項、平成20・4・30東京高判参照)。

なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は、分割 前国税の納付義務には及ばない(民法第458条、第441条参照)。

(信託に係る国税の納付義務の承継等との関係)

4 信託の受託者である法人が分割をした場合(その分割が法人税法第2条第12号の10《分社型分割》に規定する分社型分割である場合を除く。)において、その分割により事業を承継した法人が法第7条の2第4項<u>《信託に係る国税の納付義務の承継》</u>の規定により受託者として納付義務を承継するときは、その承継した国税について、法第9条の3による連帯納付責任を負わない。

なお、分割により事業を承継した法人が、信託財産以外の財産を承継取得した 場合において、分割前国税が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を 負う信託財産限定責任負担債務(信託法第154条)であるときは、その分割により

(分割前国税の納付義務と連帯納付責任との関係)

- 3 分割前国税の納付義務について生じた事由の連帯納付責任に対する効力及び連 帯納付責任について生じた事由の分割前国税の納付義務に対する効力は、次によ るものとする(第8条関係3参照)。
 - (1) (同左)
- (2) 分割前国税について、<u>免除、徴収法第153条第4項若しくは第5項による消滅</u> 又は時効による消滅(以下(2)において「免除等」という。) があったときは、免除等の後の分割前国税の額を超える連帯納付責任は消滅する。

なお、連帯納付責任について免除等があった場合であっても、分割前国税の納 付義務は消滅しない。

(3) 分割前国税に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は連帯納付責任に及ぶ(民法第457条1項、平成20・4・30東京高判参照)。

なお、連帯納付責任に係る徴収権の時効の完成猶予及び更新の効果は、分割 前国税の納付義務には及ばない(民法第458条、第441条参照)。

(信託に係る国税の納付義務の承継等との関係)

4 信託の受託者である法人が分割をした場合(その分割が法人税法第2条第12号の10に規定する分社型分割である場合を除く。)において、その分割により事業を承継した法人が<u>通則法</u>第7条の2第4項の規定により受託者として納付義務を承継するときは、その承継した国税について、<u>この条</u>による連帯納付責任を負わない。

なお、分割により事業を承継した法人が、信託財産以外の財産を承継取得した 場合において、分割前国税が信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を 負う信託財産限定責任負担債務(信託法第154条)であるときは、その分割により

事業を承継した法人は、その分割前国税の納付義務も承継せず、また、<u>法第9条の</u> 3による連帯納付責任も負わない。

第3節 期間及び期限

第10条関係 期間の計算及び期限の特例

期間の計算

(国税に関する法令に定める期間)

1 <u>法第10条</u>第1項の「期間」には、国税に関する政令<u>及び</u>省令により定められている期間が含まれる。

(前に遡る期間の計算)

- **2** 前に<u>遡る</u>期間の計算は、<u>法第10条</u>第1項の規定を準用して計算するものとする。
 - (注) 例えば、徴収法第95条第1項《公売公告》に規定する「公売の日の少なくとも10日前までに」の場合には、その公売の日の前日を第1日として、遡って10日目の日に期間が満了する。したがって、その前日の11日目の日までに公売公告をしなければならないこととなる。

期限の特例

(法律に定める申告等に関する期限)

- 3 法第10条第2項の「期限」には、次に掲げる期間の末日等は含まれない。
- (1) 単に計算の基準となっている期間の末日
- (2) (省略)

改 正 前

事業を承継した法人は、その分割前国税の納付義務も承継せず、また、<u>この条</u>による連帯納付責任も負わない。

第3節 期間及び期限

第10条関係 期間の計算および期限の特例

期間の計算

(国税に関する法令に定める期間)

1 <u>この条</u>第1項の「期間」には、国税に関する政令<u>および</u>省令により定められている期間が含まれる。

(前に<u>さかのぼる</u>期間の計算)

- **2** 前に<u>さかのぼる</u>期間の計算は、<u>この条</u>第1項の規定を準用して計算するものと する。
 - (注) たとえば、徴収法第95条第1項(公売公告)に規定する「公売の日の少なくとも10日前までに」の場合には、その公売の日の前日を第1日として、<u>さかのぼつて</u>10日目の日に期間が満了する。<u>したがつて</u>、その前日の11日目の日までに公売公告をしなければならないこととなる。

期限の特例

(法律に定める申告等に関する期限)

- 3 この条第2項の「期限」には、次に掲げる期間の末日等は含まれない。
- (1) 単に計算の基準となつている期間の末日
- (2) (同左)

改 正 後	改 正 前
(3) 一定事実の判断の基準としている特定の日 <u>又は</u> 期間の末日	(3) 一定事実の判断の基準としている特定の日 <u>または</u> 期間の末日
(4) (省略)	(4) (同左)
(一般の休日)	(一般の休日)
4 法第10条第2項の「一般の休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定	4 この条第2項の「一般の休日」とは、日曜日、国民の祝日以外の全国的な休日を
<u>する休日</u> 以外の全国的な休日をいうものとする。	いうものとする。
なお、行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号《行政機関の休日》に掲	なお、官庁における年末の休暇(明治6年太政官布告第2号「休暇日ノ件」に定
<u>げる日のうち、1月2日及び3日は、法第10条第2項</u> の「一般の休日」に該当する	める12月29日から同月31日までをいう。) は、この条の「一般の休日」には該当し
(昭和33・6・2最高判 <u>参照</u>)。	ないが、年始の休暇(同布告に定める1月2日および3日をいう。)は、この条の
	「一般の休日」に該当する(<u>昭和43・1・30最高判、</u> 昭和33・6・2最高判)。
(前に <u>遡る</u> 期間の末日が休日の場合)	(前に <u>さかのぼる</u> 期間の末日が休日の場合)
5 前に <u>遡る</u> 期間の末日が期限とされる場合において、その日が日曜日、 <u>国民の祝日</u>	5 前に <u>さかのぼる</u> 期間の末日が期限とされる場合において、その日が日曜日、 <u>国民</u>
<u>に関する法律に規定する休日、</u> その他一般の休日 <u>又は土曜日若しくは12月29日、</u>	<u>の祝日</u> 、その他一般の休日(以下 <u>この条</u> 関係において「休日」という。)に <u>あたる</u>
<u>同月30日若しくは同月31日</u> (以下 <u>第10条</u> 関係において「休日」という。)に <u>当たる</u>	<u>とき</u> は、その休日の翌日をその期限として取り扱う。ただし、税務官庁のすべき
<u>とき</u> は、その休日の翌日をその期限として取り扱う。ただし、税務官庁のすべき	行為に <u>あつて</u> は、その前日までにすることに取り扱う。
行為に <u>あって</u> は、その前日までにすることに取り扱う。	
6 (省略)	6 (同左)
 第11条関係 災害等による期限の延長	 第11条関係 災害等による期限の延長
カロネ肉は、人口もにのの内はいた以	カロネ内は 入口もにのの別はくだと
 (災害その他やむを得ない理由)	 (災害その他やむを得ない理由)
1 法第11条の「災害その他やむを得ない理由」とは、国税に関する法令に基づく申	
- <u>協知は不</u> い「火音でい吧」とは、性田」とは、国仇に関する伝でに落り、中	- $ -$

告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付<u>または</u>徴収に関する行為(以下<u>こ</u>

告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付<u>又は</u>徴収に関する行為(以下<u>第11</u>

条関係において「申告等」という。)の不能に直接因果関係を有するおおむね次に 掲げる事実をいい、これらの事実に基因して資金不足を生じたため、納付ができ ない場合は含まない。

- (1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、<u>地すべり</u>その他の自然現象の異変による災害
- (2) (省略)
- (3) 申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織(<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項《電子情報処理組織による申請》</u>に規定する電子情報処理組織をいう。)で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

(法律に基づく申告等に関する期限)

2 法第11条の「期限」には、行政処分により定めた期限が含まれる。

(地域指定及び対象者指定と個別指定による延長との関係)

3 <u>令</u>第3条第1項<u>《地域指定》</u>又は第2項<u>《対象者指定》</u>の規定により期限を延長した場合において、その指定期日においても、なお申告等ができないと認められるときは、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月を限度として、同条第3項《個別指定》の規定によりその期限を再延長することができるものとする。

(地域指定と対象者指定による延長との関係)

4 <u>令</u>第3条第1項<u>《</u>地域指定<u>》</u>の規定による期限の延長が適用されている納税者が、地域指定の適用がなければ、同条第2項<u>《</u>対象者指定<u>》</u>の規定による期限の延長の対象となる場合において、地域指定により延長された期限が先に到来したときは、対象者指定による期限の延長の適用がある。

改正前

<u>の条</u>関係において「申告等」という。)の不能に直接因果関係を有するおおむね次に掲げる事実をいい、これらの事実に基因して資金不足を生じたため、納付ができない場合は含まない。

- (1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、<u>地滑り</u>その他の自然現象の異変による 災害
- (2) (同左)
- (3) 申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織(<u>行政手続等に</u> <u>おける情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項</u>に規定する電子情報処 理組織をいう。) で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己 の責めに帰さないやむを得ない事実

(法律に基づく申告等に関する期限)

2 この条の「期限」には、行政処分により定めた期限が含まれる。

(地域指定及び対象者指定と個別指定による延長との関係)

3 <u>通則令</u>第3条第1項又は第2項の規定により期限を延長した場合において、その指定期日においても、なお申告等ができないと認められるときは、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月を限度として、同条第3項の規定によりその期限を再延長することができるものとする。

(地域指定と対象者指定による延長との関係)

4 <u>通則令</u>第3条第1項<u>(</u>地域指定<u>)</u>の規定による期限の延長が適用されている納税者が、地域指定の適用がなければ、同条第2項<u>(</u>対象者指定<u>)</u>の規定による期限の延長の対象となる場合において、地域指定により延長された期限が先に到来したときは、対象者指定による期限の延長の適用がある。

改正後	改 正 前		
第4節 送達	第 4 節 送達		
第12条関係 書類の送達	第12条関係 書類の送達		
書類の送達場所	書類の送達場所		
1 (省略)	1 (同左)		
(所在不明の法人に対する送達) 2 法人が事実上解散し、 <u>又は</u> 清算を結了し、その所在が不明であるとき(<u>例えば</u> 、登記簿上の法人の所在地に事務所がないとき。)は、その法人を代表する権限を有する者の住所等に書類を送達するものとする。	(所在不明の法人に対する送達) 2 法人が事実上解散し、 <u>または</u> 清算を結了し、その所在が不明であるとき(<u>たとえば</u> 、登記簿上の法人の所在地に事務所がないとき。)は、その法人を代表する権限を有する者の住所等に書類を送達するものとする。		
(制限行為能力者に対する送達) 3 送達を受けるべき者が <u>制限行為能力者</u> である場合においても、その者の住所等に書類を送達するものとする。ただし、その者の法定代理人(民法 <u>第</u> 25条、 <u>第</u> 818条、 <u>第843条、第</u> 952条等参照。)が明らかな場合には、その法定代理人の住所等に書類を送達するものとする。	(無能力者に対する送達) 3 送達を受けるべき者が無能力者である場合においても、その者の住所等に書類を送達するものとする。ただし、その者の法定代理人(民法25条、818条、952条等参照。)が明らかな場合には、その法定代理人の住所等に書類を送達するものとする。		
(破産者等に対する送達) 4 送達を受けるべき者について次に掲げる事実が生じたことが明らかな場合には、それぞれ次に定める者の住所等に書類を送達するものとする。 (1) 破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の決定があったとき又は破産法第91条《保全管理命令》の規定による保全管理人による管理を命	(破産者に対する送達) 4 送達を受けるべき者が破産の宣告を受けていることが明らかな場合には、破産 <u>管財人</u> の住所等に書類を送達するものとする <u>(破産法190条参照)</u> 。 (新設)		

ずる処分があったとき 破産管財人又は保全管理人(同法第78条第1項、第81

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改正前
条第1項、第93条第1項参照)	
(2) 更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続開始の決定があった	(新設)
とき又は会社更生法第30条《保全管理命令》若しくは金融機関等の更生手続の特	
例等に関する法律第22条《保全管理命令》の規定による保全管理人による管理を	
命ずる処分があったとき 管財人又は保全管理人(会社更生法第32条第1項、	
第72条第1項、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第23条、第45条参	
<u>照)</u>	
(3) 再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第64条《管理命令》	(新設)
の規定による管財人による管理を命ずる処分があったとき又は同法第79条《保	
全管理命令》の規定による保全管理人による管理を命ずる処分があったとき	
管財人又は保全管理人(同法第66条、第81条第1項参照)	
(4) 外国倒産処理手続の承認の申立てがあった場合において、外国倒産処理手続	(新設)
の承認の決定がされたとき又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第51	
条《保全管理命令》の規定による保全管理人による管理を命ずる処分があった	
とき 承認管財人又は保全管理人(同法第34条、第53条参照)	
(5) 法人が解散したとき 清算人又は代表清算人(会社法第483条、第655条等	(新設)
<u>参照)</u>	
(6) 相続人不存在のため相続財産管理人が選任されたとき 相続財産の管理人	(新設)
(民法第952条参照)	
(7) 送達を受けるべき者が民法第25条《不在者の財産の管理》に規定する不在者に	(新設)
該当するとき 不在者財産管理人(同法第28条参照)	
(8) 企業担保権の実行手続の開始決定があったとき <u>管財人(企業担保法第32</u>	(新設)
条第1項参照)	
(在監者に対する送達)	(在監者に対する送達)

改正後

5 送達を受けるべき者が在監中の場合においても、その者の住所等に書類を送達 するものとする。この場合、住所等が不明の場合及び本人のために書類を受け取 るべき者がない場合には、その者が在監している刑務所等に書類を送達するもの とする。

改 īĒ. 前

5 送達を受けるべき者が在監中の場合においても、その者の住所等に書類を送達 するものとする。この場合、住所等が不明の場合および本人のために書類を受け とるべき者がない場合には、その者が在監している刑務所等に書類を送達するも のとする。

(特定納税管理人が指定されているときの送達)

5-2 法第12条第1項本文の規定による送達を受けるべき者に法第117条第5項 《納税管理人》に規定する特定納税管理人があるときは、その送達を受けるべき 書類の受領をすることが当該特定納税管理人に処理させる同条第3項の特定事項 に含まれる場合を除き、法第12条第1項ただし書の「その送達を受けるべき者に 納税管理人があるとき」には含まれないことに留意する(第117条関係7参照)

(新設)

郵便又は信書便による送達

(通常の取扱いによる郵便又は信書便)

- 6 法第12条第2項の「通常の取扱いによる郵便又は信書便」とは、次に掲げるもの をいう。
 - (1) 郵便のうち郵便法第44条《特殊取扱》の規定による特殊扱いとされる郵便(速 達の取扱いによる郵便を除く。) 以外のもの
 - (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項《定義》に規定する 一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)のうち上記(1)に準ずるもの

郵便又は信書便による送達

(通常の取扱いによる郵便又は信書便)

- 6 この条第2項の「通常の取扱いによる郵便又は信書便」とは、次に掲げるものを いう。
- (1) 郵便のうち郵便法第57条の規定による特殊扱いとされる郵便(凍達の取扱い による郵便を除く。) 以外のもの
- (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第 6項(定義)に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書 便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)のうち 上記(1)に準ずるもの

(通常到達すべきであった時)

7 法第12条第2項の「通常到達すべきであつた時」とは、そのときの郵便又は信書 | 7 この条第2項の「通常到達すべきであつた時」とは、そのときの郵便又は信書便

(通常到達すべきであつた時)

改 正 後		改 正 前
便の事情と地理的事情等を考慮して合理的に判定され	る時をいう。	の事情と地理的事情等を考慮して合理的に判定される時をいう。

交付送達

(同居の者)

8 法第12条第5項第1号の「同居の者」とは、送達を受けるべき者と同一の建物内 で共同生活をしていれば足り、生計を一にしていることを要しない。

(相当のわきまえのある者)

9 法第12条第5項第1号の「相当のわきまえのある者」とは、書類の送達の趣旨を 了解し、受領した書類を送達を受けるべき者に交付することを期待しうる能力を 有する者をいい、必ずしも成年者であることを要しない(大正3・7・13行判、平 成25・9・17福岡高判参照)。

送達の効力発生時期

(送達の効力発生時期)

10 書類の送達の効力は、その書類が社会通念上送達を受けるべき者の支配下に入 ったと認められるときに生ずる (昭和29・8・24最高判、昭和54・3・9 最高判参 照)。

なお、一旦有効に書類が送達された場合には、たとえ、その書類が返戻されても 送達の効力には影響がない(昭和25・6・3広島地判、昭和17・11・28大判参照)。

第13条関係 相続人に対する書類の送達の特例

(相続人の氏名が明らかでない場合)

交付送達

(同居の者)

8 この条第5項第1号の「同居の者」とは、送達を受けるべき者と同一の建物内で 共同生活をしていれば足り、生計を一にしていることを要しない。

(相当のわきまえのある者)

9 この条第5項第1号の「相当のわきまえのある者」とは、書類の送達の趣旨を了 解し、受領した書類を送達を受けるべき者に交付することを期待しうる能力を有 する者をいい、必ずしも成年者であることを要しない(大正3・7・13行判)。

送達の効力発生時期

(送達の効力発生時期)

10 書類の送達の効力は、その書類が社会通念上送達を受けるべき者の支配下には いつたと認められるときに生ずる(昭和29・8・24最高判)。

なお、いつたん有効に書類が送達された場合には、たとえ、その書類が返れいさ れても送達の効力には影響がない(昭和25・6・3広島地判、昭和17・11・28大 判)。

第13条関係 相続人に対する書類の送達の特例

(相続人の氏名が明らかでない場合)

1 法第13条第2項の「氏名が明らかでない」場合とは、諸般の情況から相続人がい │ 1 この条第2項の「氏名が明らかでない」場合とは、諸般の情況から相続人がいる

ることが明らかであるが、その氏名が明らかでない場合をい<u>い、相続人の生死又</u> は住所等が不明な場合を含まない(法第14条参照)。

(相続人が限定承認をした場合)

2 限定承認が<u>あった</u>場合には、<u>法第13条</u>の規定による代表者の指定をすることができない。

第14条関係 公示送達

(住所及び居所が明らかでない場合)

- 1 法第14条第1項の「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について、通常必要と認められる調査(市町村役場、近隣者、登記簿等の調査)をしても、なお住所等が不明の場合をいう(昭和49・12・25東京高判参照)。
 - (注) 所要の調査をすれば、住所等が判明すべきで<u>あった</u>にもかかわらず、単に一回限りの郵便又は信書便による送達が<u>宛先</u>不明で<u>返戻</u>されたこと等を理由として所要の調査をしないで、公示送達をしたときは、公示送達の効力が生じない<u>ことに</u>留意する(明治39・5・29行判、昭和7・12・23行判、昭和44・3・5東京地判参照)。

(外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合)

2 <u>法第14条</u>第1項の「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、書類の送達をしようとする外国につき国交の断絶、戦乱、天災、 又は法令の規定等により書類を送達することができないと認められる場合をい う。

改 正 前

ことが明らかであるが、その氏名が明らかでない場合をいう。

(相続人が限定承認をした場合)

2 限定承認が<u>あつた</u>場合には、<u>この条</u>の規定による代表者の指定をすることができない。

第14条関係 公示送達

(住所および居所が明らかでない場合)

- 1 <u>この条</u>第1項の「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者 について、通常必要と認められる調査(市町村役場、近隣者、登記簿等の調査)を しても、なお住所等が不明の場合をいう。
 - (注) 所要の調査をすれば、住所等が判明すべきで<u>あつた</u>にもかかわらず、単に 一回限りの郵便又は信書便による送達が<u>あて先</u>不明で<u>返れい</u>されたこと等を 理由として所要の調査をしないで、公示送達をしたときは、公示送達の効力 が生じない<u>から</u>留意する(明治39・5・29行判、昭和7・12・23行判、昭和44・ 3・5東京地判)。

(外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合)

2 <u>この条</u>第1項の「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、書類の送達をしようとする外国につき国交の断絶、戦乱、天災、<u>ま</u>たは法令の規定等により書類を送達することができないと認められる場合をいう。

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(特定納税管理人との関係)	(新設)
<u>2-2</u> <u>法14条第1項の「住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送</u>	
達につき困難な事情があると認められる場合」に該当するかの判定に当たっては、法	
第117条第5項《納税管理人》の規定による特定納税管理人となり得る者があるか	
どうかについて考慮する必要はない。ただし、現に同項の規定による特定納税管理人	
がある場合において、法第12条第1項本文の規定により送達すべき書類の受領が当該	
特定納税管理人に処理させる法第117条第3項の特定事項に含まれているときは、公示	
送達はできないことに留意する。	
(掲示した書面が破損等をした場合の効力)	(掲示した書面が破損等をした場合の効力)
3 法第14条第2項の規定により掲示した書面が、その掲示を始めた日から起算し	3 この条第2項の規定により掲示した書面が、その掲示を始めた日から起算して
て7日を経過する日までの間に破損 <u>又は</u> 脱落した場合で <u>あって</u> も、公示送達の効	7日を経過する日までの間に破損 <u>または</u> 脱落した場合で <u>あつて</u> も、公示送達の効
力には影響はない。この場合には、 <u>速やかに</u> 破損の箇所を補修し、 <u>又は</u> 掲示する	力には影響はない。この場合には、 <u>すみやかに</u> 破損の箇所を補修し、 <u>または</u> 掲示
ことに取り扱う。	することに取り扱う。
(公示送達による場合の書類を発した日)	(公示送達による場合の書類を発した日)
4 公示送達に <u>係る</u> 書類は、 <u>法第14条</u> 第2項の規定により掲示を始めた日が、その書	4 公示送達に <u>かかる</u> 書類は、 <u>この条</u> 第2項の規定により掲示を始めた日が、その書
類を発した日となる。	類を発した日となる。
第3章 国税の納付及び徴収	第3章 国税の納付及び徴収
第1節 国税の納付	第1節 国税の納付
MT 0.4 AT BB (T / . / . 0 . T /	
第34条関係 納付の手続	第34条関係 納付の手続

改正後	Γ	
		改 正 前

(金銭)

1 <u>法第34条</u>第1項の「金銭」とは、強制通用力を有する日本円を単位とする通貨をいい、小切手その他の証券を含まない。

(税務署の職員)

2 法第34条第1項の「その国税の収納を<u>行う</u>税務署の職員」には、徴収法第182条 第2項<u>《税務署長又は国税局長による滞納処分の執行》</u>の規定による滞納処分の 引継ぎを受けた税務署又は国税局の職員を含むものとする。

(弁済充当の順位)

3 納付すべき国税の一部が納付された場合の弁済充当は、国税に関する法律に別 段の定めがあるものを除き、民法第488条及び第491条<u>《</u>弁済充当<u>》</u>に定めるとこ ろに準ずるものとする。

(被相続人名義でされた納付)

4 相続人が2人以上ある場合において、被相続人名義でされた国税の納付は、その 納付した相続人が明らかに推定できるときを除き、全ての相続人のために、それ ぞれの未納の国税の額に応じて納付がされたものとして取り扱う。

(この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの)

5 <u>法第34条</u>第4項の「この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの」には、出張や旅行により法の施行地外の地域(以下<u>5</u>において「国外」という。)において宿泊施設に滞在する者など、国外に住所又は居所に類する場所を有する者を含むものとする。

(金銭)

1 <u>この条</u>第1項の「金銭」とは、強制通用力を有する日本円を単位とする通貨をいい、小切手その他の証券を含まない。

(税務署の職員)

2 <u>この条</u>第1項の「その国税の収納を<u>行なう</u>税務署の職員」には、徴収法第182条 第2項の規定による滞納処分の引継ぎを受けた税務署の職員を含むものとする。

(弁済充当の順位)

3 納付すべき国税の一部が納付された場合の弁済充当は、国税に関する法律に別 段の定めがあるものを除き、民法第488条及び第491条 (弁済充当) に定めるとこ ろに準ずるものとする。

(被相続人名義でされた納付)

4 相続人が2人以上ある場合において、被相続人名義でされた国税の納付は、その 納付した相続人が明らかに推定できるときを除き、<u>すべて</u>の相続人のために、そ れぞれの未納の国税の額に応じて納付がされたものとして取り扱う。

(この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの)

5 <u>この条</u>第4項の「この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの」には、出張や旅行により法の施行地外の地域(以下<u>この項</u>において「国外」という。)において宿泊施設に滞在する者など、国外に住所又は居所に類する場所を有する者を含むものとする。

改 正 後		改	正 前	
(送金した日)	送金した日)		
6 法第34条第4項の「送金した日」とは、国外納付者(同項に規定する国外納付者	<u>この条</u> 第	34項の「送金した日」とに	は、国外納付者	(同項に規定する国外納付者を

6 <u>法第34条</u>第4項の「送金した日」とは、国外納付者(同項に規定する国外納付者 をいう。)から送金の指示を受けた金融機関の国外営業所等(同項に規定する国 外営業所等をいう。)が送金を実行した日をいう。

第34条の2関係 口座振替納付に係る納付書の送付等

納付書の送達依頼の受理等

(受理の基準)

- 1 <u>法第34条の2</u>第1項の「その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき」とは、納付書の送付の依頼が、おおむね次の国税についてされたものでなく、かつ、納付書の送付日等について条件を付したものでないときをいうものとする。
- (1) 現に滞納(納税の猶予<u>又は</u>徴収<u>若しくは</u>滞納処分に関する猶予に<u>係る</u>ものを 含む。)となっている国税
- (2) 期限後申告、修正申告、更正決定等又は納税の告知に係る国税
- (3) (省略)
- (4) 国税局の職員が調査することとされている法人に係る国税
- (5) 確定手続又は納付が、1月を単位としてすべきこととされている国税(所得税 法第216条<u>《源泉徴収に係る所得税の納期の特例》</u>の規定による納期の特例の承 認を受けた源泉徴収に係る所得税を含む。)

(送付依頼の解除)

2 次に掲げる場合には、納付書の送付依頼を解除することができる。

6 <u>この条</u>第4項の「送金した日」とは、国外納付者(同項に規定する国外納付者をいう。)から送金の指示を受けた金融機関の国外営業所等(同項に規定する国外 営業所等をいう。)が送金を実行した日をいう。

第34条の2関係 口座振替納付にかかる納付書の送付等

納付書の送達依頼の受理等

(受理の基準)

- 1 <u>この条</u>第1項の「その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国 税の徴収上有利と認められるとき」とは、納付書の送付の依頼が、おおむね次の 国税についてされたものでなく、かつ、納付書の送付日等について条件を付した ものでないときをいうものとする。
 - (1) 現に滞納 (納税の猶予<u>または</u>徴収<u>もしくは</u>滞納処分に関する猶予に<u>かかる</u>ものを含む。) と<u>なつて</u>いる国税
 - (2) 期限後申告、修正申告、更正決定等または納税の告知にかかる国税
 - (3) (同左)
 - (4) 国税局の職員が調査することとされている法人にかかる国税
 - (5) 確定手続<u>または</u>納付が、1月を単位としてすべきこととされている国税(所得税法第216条の規定による納期の特例の承認を受けた源泉徴収に<u>かかる</u>所得税を含む。)

(送付依頼の解除)

2 次に掲げる場合には、納付書の送付依頼を解除することができる。

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改	TE.	後
LX	ш.	1/2

- (1) その依頼に<u>係る</u>国税が、預金<u>又は</u>貯金の不足により振替による納付がされ<u>な</u> <u>かった</u>とき等じ後の確実な納付が期待できないと認められる事由が生じた場合
- (2) その依頼に<u>係る</u>国税が継続性のないものと<u>なった</u>とき等じ後徴収上有利と認められない事由が生じた場合

期限後納付の特例

(災害その他やむを得ない理由)

3 令第7条<u>《口座振替納付に係る納付期日》</u>の「災害その他やむを得ない理由」とは、振替納付の不能に直接因果関係を有するおおむね第11条関係の1<u>《災害その他やむを得ない理由》</u>の(1)及び(2)に定める事実<u>並びに</u>金融機関の通常の業務を阻害するやむを得ない事実(金融機関の責めに帰すべきものを除く。)をいうものとする。

(その承認する日)

4 <u>令</u>第7条の「その承認する日」は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2日を経過した日とする。

第2節 国税の徴収

第1款 納税の請求

第36条関係 納税の告知

改正前

- (1) その依頼に<u>かかる</u>国税が、預金<u>または</u>貯金の不足により振替による納付がされ<u>なかつた</u>とき等じ後の確実な納付が期待できないと認められる事由が生じた 場合
- (2) その依頼に<u>かかる</u>国税が継続性のないものと<u>なつた</u>とき等じ後徴収上有利と 認められない事由が生じた場合

期限後納付の特例

(災害その他やむを得ない理由)

3 通則令第7条の「災害その他やむを得ない理由」とは、振替納付の不能に直接因果関係を有するおおむね第11条関係の1の(1)<u>および(2)</u>に定める事実<u>および</u>金融機関の通常の業務を阻害するやむを得ない事実(金融機関の責めに帰すべきものを除く。)をいうものとする。

(その承認する日)

4 <u>通則令</u>第7条の「その承認する日」は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2日を経過した日とする。

第2節 国税の徴収

第1款 納税の請求

第36条関係 納税の告知

| (納付場所の指定)

(納付場所の指定)

改正後

法第38条第2項括弧書《繰上請求による納税の告知》の規定により繰上請求をする場合等速やかに納付の確認を要する場合は、その国税の収納を行う税務署の職員又はその納付の確認に便宜な特定の日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。)を納付場所として指定するものとする。

第37条関係 督促

(繰上保全差押え等がされた国税)

1 <u>法第37条</u>第1項の規定により、督促を要しないものとされる<u>法</u>第38条第3項<u>《</u>繰上保全差押之<u>》又は</u>徴収法第159条<u>《</u>保全差押之<u>》</u>の規定の適用を受けた国税とは、それらの差押金額の決定の通知をした日から6月を経過した日までに確定(納付すべき額が2回以上に<u>わたって</u>確定した場合を含む。)した国税(繰上保全差押えにあっては、加算税を除く。)をいう。

(担保物処分と督促)

- 2 <u>法</u>第52条第1項の規定により担保(その担保が保証人の保証である場合を除 く。)の処分をする場合には、督促を要しない。
 - (注) <u>法</u>第52条第4項の規定により、担保として提供された財産以外の財産につき滞納処分を執行しようとするときは、<u>既に</u>督促がされているときを除き、 督促を要することに留意する。

(徴収猶予期間中の督促の制限)

3 督促前に徴収に関する猶予 <u>(徴収法第151条《換価の猶予の要件等》及び第151条</u> <u>の2による換価の猶予を除く。)</u> がされている国税については、その猶予期間中は、督促をすることができない。

改正前

<u>通則法</u>第38条第2項<u>かつこ</u>書 (繰上請求による納税の告知) の規定により繰上請求をする場合等<u>すみやかに</u>納付の確認を要する場合は、その国税の収納を<u>行なう</u>税務署の職員<u>または</u>その納付の確認に便宜な特定の日本銀行(日本銀行歳入代理店を含む。)を納付場所として指定するものとする。

第37条関係 督促

(繰上保全差押え等がされた国税)

1 <u>この条</u>第1項の規定により、督促を要しないものとされる<u>通則法</u>第38条第3項 <u>(</u>繰上保全差押え<u>)または</u>徴収法第159条<u>(</u>保全差押え<u>)</u>の規定の適用を受けた国 税とは、それらの差押金額の決定の通知をした日から6月を経過した日までに確 定(納付すべき額が2回以上に<u>わたつて</u>確定した場合を含む。)した国税(繰上保 全差押えにあつては、加算税を除く。)をいう。

(担保物処分と督促)

- 2 <u>通則法</u>第52条第1項の規定により担保(その担保が保証人の保証である場合を除く。)の処分をする場合には、督促を要しない。
 - (注) <u>通則法</u>第52条第4項の規定により、担保として提供された財産以外の財産 につき滞納処分を執行しようとするときは、<u>すでに</u>督促がされているときを 除き、督促を要することに留意する。

(徴収猶予期間中の督促の制限)

3 督促前に徴収に関する猶予がされている国税については、その猶予期間中は、督 促をすることができない。

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(期限後納付に <u>係る</u> 源泉徴収等による国税の延滞税の督促) 4 (省略)	(期限後納付に <u>かかる</u> 源泉徴収等による国税の延滞税の督促) 4 (同左)
(延納の許可を取り消した場合の督促)	(延納の許可を取り消した場合の督促)
5 延納の許可を取り消した場合(2に掲げる場合を除く。)には、その取消しに係	5 延納の許可を取り消した場合(2に掲げる場合を除く。)には、その取消しに <u>か</u>
<u>る</u> 国税について、遅滞なく督促をするものとする。	<u>かる</u> 国税について、遅滞なく督促をするものとする。
(<u>50</u> 日後に発した督促状の効力)	(<u>20</u> 日後に発した督促状の効力)
6 納期限から <u>50</u> 日を経過した日以後に発した督促状が <u>あって</u> も、その効力には影	6 納期限から <u>20</u> 日を経過した日以後に発した督促状が <u>あつて</u> も、その効力には影
響がない(昭和30・12・27徳島地判 <u>、平成16・2・20大阪高判参照</u>)。	響がない(昭和30・12・27徳島地判)。
(送達前に一部納付がされている場合の督促状の効力)	(送達前に一部納付がされている場合の督促状の効力)
7 督促状が納税者に送達される前に一部納付がされている場合においても、その	7 督促状が納税者に送達される前に一部納付がされている場合においても、その
残額の範囲内においてその督促は有効である(大正11・4・29行判 <u>参照</u>)。	残額の範囲内においてその督促は有効である(大正11・4・29行判)。
第38条関係 繰上請求	第38条関係 繰上請求
繰上請求	繰上請求
(法人の解散)	(法人の解散)
1 法第38条第1項第3号の「解散」には、法人の事実上の解散は含まれない。	1 <u>この条</u> 第1項第3号の「解散」には、法人の事実上の解散は含まれない。
(繰上げに <u>係る</u> 期限)	(繰上げに <u>かかる</u> 期限)
	2 <u>この</u> 第2項の「繰上げに係る期限」は、国税の収納を <u>行なう</u> 税務署の職員を納付
ー 付場所とする場合には、時刻を <u>もって</u> 指定することができる。	場所とする場合には、時刻を <u>もつて</u> 指定することができる。

改 正 後 改 正 前		
(納付場所の指定) 3 繰上請求をする場合の納付場所の指定は、第36条関係 <u>《</u> 納付場所の指定 <u>》</u> と同様とする。	(納付場所の指定) 3 繰上請求をする場合の納付場所の指定は、第36条関係 <u>(</u> 納付場所の指定 <u>)</u> と同様 とする。	

繰上保全差押え

(繰上保全差押えができる終期)

4 繰上保全差押えは、繰上保全差押金額に係る国税の法定申告期限(課税標準申告 書の提出期限を含む。)を経過した後はできないものとする。

なお、上記の法定申告期限前であっても、繰上保全差押金額に係る国税が確定 したときは、その確定した国税の額に相当する繰上保全差押金額については、繰 上保全差押えをすることができないものとする。

第39条関係 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例

(徴収することができる)

配当を受け、国税に充てることができることをいう。

(通知の時期)

2 法第39条第2項の執行機関及び納税者に対する通知の時期は、交付要求に準ずるも のとする(徴収法基通第82条関係2参照)。

第3節 雑則

繰上保全差押え

(繰上保全差押えができる終期)

4 繰上保全差押えは、繰上保全差押金額にかかる国税の法定申告期限(課税標準申 告書の提出期限を含む。)を経過した後はできないものとする。

なお、上記の法定申告期限前であつても、繰上保全差押金額にかかる国税が確 定したときは、その確定した国税の額に相当する繰上保全差押金額については、 繰上保全差押えをすることができないものとする。

第39条関係 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例

(徴収することができる)

1 法第39条第1項の「徴収することができる」とは、売却代金のうちから、直ちに 1 この条第1項の「徴収することができる」とは、売却代金のうちから、直ちに配 当を受け、国税に充てることができることをいう。

(通知の時期)

2 この条第2項の執行機関および納税者に対する通知の時期は、交付要求に準ずるも のとする(徴収法基通第82条関係2参照)。

第3節 雑則

び 止 俊 第11条関係 第三者の納付及びその代位	第41条関係 第三者の独付及びその代位
北 正 然	ar 元 前

(第三者)

1 法第41条第1項の「第三者」には、国税を納付すべき者(以下第41条関係において「納 1 この条第1項の「第三者」には、国税を納付すべき者(以下この条関係において「納 税者等」という。) の意思に反して納付する第三者も含まれる。

(正当な利益を有する第三者)

2 法第41条第2項の「正当な利益を有する第三者」とは、納税者等が国税を納付しない ときは、滞納処分を受けるか又は納税者等に対する法律上の自己の権利の価値を失う 地位にある者(例えば、物上保証人、国税の担保のための抵当権付財産の第三取得者、 後順位担保権者)をいう。

(連帯納付義務者等が履行した場合)

3 連帯納付義務者、第二次納税義務者、国税の保証人又は納付責任を負う者が、それら の連帯納付義務等の履行に基づく求償権を有する場合には、その者は法第41条第2項 の正当な利益を有する第三者として国に代位できるものとする。

(納付の日の翌日)

4 令第11条《国税を納付した第三者の代位の手続》の「納付の日の翌日」は、還付金等 (還付加算金を含む。)の充当の場合又は徴収法第128条《配当すべき金銭》に規定する 配当すべき金銭が国税に充てられた場合には、その事実を知った日(その旨の通知を受 けたときは、その受けた目)の翌日とすることに取り扱う。

(代位の附記登記等の嘱託)

5 抵当権につき代位する第三者から、代位による抵当権移転の登記等の請求があった

(第三者)

税者等」という。) の意思に反して納付する第三者も含まれる。

(正当な利益を有する第三者)

2 この条第2項の「正当な利益を有する第三者」とは、納税者等が国税を納付しないと きは、滞納処分を受けるかまたは納税者等に対する法律上の自己の権利の価値を失う 地位にある者(たとえば、物上保証人、国税の担保のための抵当権付財産の第三取得者、 後順位担保権者) をいう。

(連帯納付義務者等が履行した場合)

3 連帯納付義務者、第二次納税義務者、国税の保証人又は納付責任を負う者が、それら の連帯納付義務等の履行に基づく求償権を有する場合には、その者はこの条第2項の 正当な利益を有する第三者として国に代位できるものとする。

(納付の日の翌日)

4 通則令第11条の「納付の日の翌日」は、還付金等(還付加算金を含む。)の充当の場 合または徴収法第128条に規定する配当すべき金銭が国税に充てられた場合には、その 事実を知つた日(その旨の通知を受けたときは、その受けた日)の翌日とすることに取 り扱う。

(代位の附記登記等の嘱託)

5 抵当権につき代位する第三者から、代位による抵当権移転の登記等の請求があつた

場合には、その登記等を関係機関に嘱託する(不動産登記法<u>第116条第2項</u>、昭和41・ 10・14付民事甲第2915号法務省民事局長回答)。

(注) 上記の嘱託をする場合には、登記等を受ける者からその登記等に要する登録免 許税の額に相当する収入印紙<u>又は</u>登録免許税納付の領収証書を提出させることに 留意する(登録免許税法第23条、同法別表第1の一の(六)の口参照)。

(残余の国税が消滅した場合の登記等の嘱託)

- 6 (省略)
 - (注) 上記の登記等には、登録免許税は課されないことに留意する(登録免許税法<u>第</u> 5条第11号参照)。

第42条関係 債権者代位権及び詐害行為取消権

債権者代位権

(納税者の資力との関係)

- 1 法第42条の規定に基づき債権者代位権(以下<u>第42条</u>関係において「代位権」という。)を行使するのは、国税を保全するため必要がある場合に限られることから(民法第423条第1項参照)、納税者(第二次納税義務者及び保証人を含む。以下<u>第42条</u>関係において同じ。)が無資力の場合に代位権を行使する(明治39・11・21大判<u>参照</u>)。ただし、徴収法第158条第4項<u>《保全担保》</u>の規定に基づき設定したものとみなされる抵当権の登記手続請求権を保全する場合において、その抵当権付財産が第三者名義となっているため納税者がその第三者に対して有する登記手続請求権を代位行使する必要があるときには、納税者が無資力でなくても、代位権を行使することができる(民法第423条の7、明治43・7・6大判参照)。
 - (注) 納税者が無資力であるかどうかの判定に当たっては、第二次納税義務者、保証

改正前

場合には、その登記等を関係機関に嘱託する(不動産登記法<u>31条2項</u>、昭和41・10・14 付民事甲第2915号法務省民事局長回答)。

(注) 上記の嘱託をする場合には、登記等を受ける者からその登記等に要する登録免 許税の額に相当する収入印紙<u>または</u>登録免許税納付の領収証書を提出させること に留意する(登録免許税法23条、同法別表第1の一の(六)のロ)。

(残余の国税が消滅した場合の登記等の嘱託)

- 6 (同左)
 - (注) 上記の登記等には、登録免許税は課されないことに留意する(登録免許税法5 条11号)。

第42条関係 債権者の代位及び詐害行為の取消し

債権者代位権

(納税者の資力との関係)

- 1 <u>この条</u>の規定に基づき債権者代位権(以下<u>この条</u>関係において「代位権」という。)を行使するのは、国税を保全するため必要がある場合に限られることから(民法第423条第1項)、納税者(第二次納税義務者及び保証人を含む。以下<u>この条</u>関係において同じ。)が無資力の場合に代位権を行使する(明治39・11・21大判)。ただし、徴収法第158条第4項の規定に基づき設定したものとみなされる抵当権の登記手続請求権を保全する場合において、その抵当権付財産が第三者名義となっているため納税者がその第三者に対して有する登記手続請求権を代位行使する必要があるときには、納税者が無資力でなくても、代位権を行使することができる(民法第423条の7、明治43・7・6大判参照)。
 - (注) 納税者が無資力であるかどうかの判定に当たっては、第二次納税義務者、保証

改 正 後	改正前

人等の有無及びその資力は考慮する必要がない。

(詐害行為取消権等の代位行使)

- 2 納税者の有する代位権又は詐害行為取消権(以下<u>第42条</u>関係において「取消権」という。) も、法第42条の代位の対象になるものとする。
- 3 (省略)

詐害行為取消権

(財産権を目的とする行為)

4 取消権の対象となる行為は、財産権を目的とする行為である(民法第424条第2項<u>参</u>照)。したがって、離婚に伴う財産分与(同法第768条<u>参照</u>)、遺産分割協議(同法第907条<u>参照</u>)、会社の新設分割(会社法第762条<u>参照</u>)及び保険金受取人の変更(保険法第43条<u>参照</u>)も詐害行為となり得る(平成12・3・9最高判、平成11・6・11最高判、平成24・10・12最高判、平成18・12・21広島高岡山支判参照)。

(納税者の悪意)

5 <u>法第42条</u>の規定に基づく取消権は、納税者が自己の行為により債権者を害する結果 になることをその行為の当時知っている場合でなければ成立しないが、債権者を害す る意図があることまでは要しない(昭和35・4・26最高判参照)。

また、この納税者の悪意は、一般的に債権者を害することを知っていれば足り、特に 租税債権者を害することを知っていることは必要でない。

- (注)1 納税者が善意であるときは、それについて過失があっても、取消権が成立しないことに留意する(大正5・10・21大判参照)。
 - 2 納税者の行為が相当の対価を得てした財産の処分行為(民法第424条の2)で

人等の有無及びその資力は考慮する必要がない。

(詐害行為取消権等の代位行使)

- 2 納税者の有する代位権又は詐害行為取消権(以下<u>この条</u>関係において「取消権」とい う。) も、この条の代位の対象になるものとする。
- 3 (同左)

詐害行為取消権

(財産権を目的とする行為)

4 取消権の対象となる行為は、財産権を目的とする行為である(民法第424条第2項)。 したがって、離婚に伴う財産分与(同法第768条)、遺産分割協議(同法第907条)、会社 の新設分割(会社法第762条)及び保険金受取人の変更(保険法第43条)も詐害行為と なり得る(平成12・3・9最高判、平成11・6・11最高判、平成24・10・12最高判、平 成18・12・21広島高岡山支判参照)。

(納税者の悪意)

5 <u>この条</u>の規定に基づく取消権は、納税者が自己の行為により債権者を害する結果に なることをその行為の当時知っている場合でなければ成立しないが、債権者を害する 意図があることまでは要しない(昭和35・4・26最高判)。

また、この納税者の悪意は、一般的に債権者を害することを知っていれば足り、特に 租税債権者を害することを知っていることは必要でない。

- (注) 1 納税者が善意であるときは、それについて過失があっても、取消権が成立しないことに留意する(大正5・10・21大判)。
 - 2 納税者の行為が相当の対価を得てした財産の処分行為(民法第424条の2)で

ある場合は、その対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿、無償の 供与その他の債権者を害することとなる処分(以下<u>第42条</u>関係において「隠匿 等の処分」という。)をする意思を納税者が有している必要がある(同条第2号 参照)。

3 納税者の行為が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為(民法第424条の3<u>参照</u>)である場合は、納税者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもってその行為を行っている必要がある(同条第1項第2号、第2項第2号参照)。

(詐害行為後に成立した国税)

6 取消権の被保全債権は、詐害行為の前の原因に基づいて生じたものに限られる(民法第424条第3項参照)から、詐害行為の前に納税義務が成立している国税は取消権の被保全債権となる(昭和42・3・14最高判<u>参照</u>)が、詐害行為の時に納税義務が成立していない国税であっても、その成立の基礎となる法律関係又は事実があり、その成立が高度の蓋然性をもって見込まれる場合には、取消権の被保全債権となる(平成2・9・27大阪高判、平成9・10・30名古屋高判参照)。

なお、詐害行為の前に国税の納税義務が成立していた場合には、その国税について 詐害行為以後に成立した延滞税も取消権の被保全債権となる(昭和63・10・20東京高判 参照)。

(納税者の無資力)

7 <u>法第42条</u>の規定に基づく取消権を行使するに当たっては、詐害行為の時から取消権 を行使する時まで納税者の無資力が継続している必要がある(昭和12・2・18大判<u>参</u> 照)。

なお、納税者が無資力であるかどうかの判定に当たっては、第二次納税義務者、保証

改正前

ある場合は、その対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿、無償の 供与その他の債権者を害することとなる処分(以下<u>この条</u>関係において「隠匿 等の処分」という。)をする意思を納税者が有している必要がある(同条第2号)。

3 納税者の行為が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行 為(民法第424条の3)である場合は、納税者と受益者とが通謀して他の債権者 を害する意図をもってその行為を行っている必要がある(同条第1項第2号、第 2項第2号)。

(詐害行為後に成立した国税)

6 取消権の被保全債権は、詐害行為の前の原因に基づいて生じたものに限られる(民法 第424条第3項)から、詐害行為の前に納税義務が成立している国税は取消権の被保全 債権となる(昭和42・3・14最高判)が、詐害行為の時に納税義務が成立していない国 税であっても、その成立の基礎となる法律関係又は事実があり、その成立が高度の蓋然 性をもって見込まれる場合には、取消権の被保全債権となる(平成2・9・27大阪高判、 平成9・10・30名古屋高判参照)。

なお、詐害行為の前に国税の納税義務が成立していた場合には、その国税について 詐害行為以後に成立した延滞税も取消権の被保全債権となる(昭和63・10・20東京高 判)。

(納税者の無資力)

7 <u>この条</u>の規定に基づく取消権を行使するに当たっては、詐害行為の時から取消権を 行使する時まで納税者の無資力が継続している必要がある(昭和12・2・18大判)。

なお、納税者が無資力であるかどうかの判定に当たっては、第二次納税義務者、保証 人等の有無及びその資力は考慮する必要がないが、第二次納税義務者、保証人等から

人等の有無及びその資力は考慮する必要がないが、第二次納税義務者、保証人等から 国税の全額を徴収できると認められるときは、取消権を行使しないものとする。

(同時交換的な行為)

8 新たな借入行為とそのための担保の設定等の同時交換的な行為についても、民法第 424条の2 《相当の対価を得てした財産の処分行為の特則》の規定により、<u>法第42条</u>の 規定に基づく取消権の行使の対象となる。

(代物弁済等)

9 納税者がした代物弁済等の債務の消滅に関する行為については、民法第424条の3 <u>《</u>特定の債権者に対する担保の供与等の特則<u>》</u>の規定により、<u>法第42条</u>の規定に基づく 取消権の行使の対象となる。

なお、納税者と受益者との間に通謀がなかったこと等により代物弁済等が民法第424条の3の規定に該当しない場合であっても、その代物弁済等が過大と認められる部分については、同法第424条の4<u>《</u>過大な代物弁済等の特則<u>》</u>の規定により、<u>法第42条</u>の規定に基づく取消権の行使の対象となる。

(転得者の悪意)

- 10 転得者に対して取消権を行使する場合に必要とされる転得者の悪意とは、その転得者及びその前の全ての転得者(以下10において「転得者等」という。)が、それぞれの転得の時に、納税者の行為が債権者を害することを知っていることを意味し(民法第424条の5<u>参照</u>)、取消権の行使の相手方である転得者が、受益者及び他の転得者が悪意であることを知っていることは要しない。
 - (注) 納税者の行為が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為 (民法第424条の3参照) である場合は、その転得者等が、納税者と受益者とが通

改 正 前

国税の全額を徴収できると認められるときは、取消権を行使しないものとする。

(同時交換的な行為)

8 新たな借入行為とそのための担保の設定等の同時交換的な行為についても、民法第 424条の2 (相当の対価を得てした財産の処分行為の特則) の規定により、この条の規定に基づく取消権の行使の対象となる。

(代物弁済等)

9 納税者がした代物弁済等の債務の消滅に関する行為については、民法第424条の3 <u>(特定の債権者に対する担保の供与等の特則)</u>の規定により、<u>この条</u>の規定に基づく取 消権の行使の対象となる。

なお、納税者と受益者との間に通謀がなかったこと等により代物弁済等が<u>同</u>法第424 条の3の規定に該当しない場合であっても、その代物弁済等が過大と認められる部分 については、同法第424条の4<u>(</u>過大な代物弁済等の特則<u>)</u>の規定により、<u>この条</u>の規 定に基づく取消権の行使の対象となる。

(転得者の悪意)

- 10 転得者に対して取消権を行使する場合に必要とされる転得者の悪意とは、その転得者及びその前の全ての転得者(以下<u>この項</u>において「転得者等」という。)が、それぞれの転得の時に、納税者の行為が債権者を害することを知っていることを意味し(民法第424条の5)、取消権の行使の相手方である転得者が、受益者及び他の転得者が悪意であることを知っていることは要しない。
 - (注) 納税者の行為が既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為 (民法第424条の3) である場合は、その転得者等が、納税者と受益者とが通謀し

改 正 後

謀して他の債権者を害する意図をもってその行為をしたこと(同条第1項第2号。 第2項第2号参照) についても知っている必要がある。

(財産の返還請求権の差押え)

11 法第42条の規定に基づく取消権を行使する場合において、その取消しとともに財産 の返還若しくはその価額の償還として金銭の支払又は動産若しくは有価証券の引渡し を求めるときは、その取消しの判決の確定により納税者が将来取得すべき金銭の支払 請求権又は動産若しくは有価証券の引渡請求権を差し押さえる(12参照)。

なお、詐害行為が取り消される前においては、その差押えに係る取立て等を行うこ とはできないことに留意する。

(取消し後の滞納処分等)

(1)~(4) (省略)

- (5) 徴収法第129条第1項《配当の原則》の規定によって配当した場合において生じた 残余金は、同条第3項《滞納者への残余金の交付》の規定により、滞納者に交付す る。
 - (注) 詐害行為が取り消された場合には、受益者又は転得者は、滞納者に対し、そ の行為についてした反対給付の返還又は価額の償還(その行為が弁済等である場 合には消滅に係る債権の履行)を請求することができる(民法第425条の2から第 425条の4まで参照)が、その請求との同時履行(同法第533条参照)を主張して 取消しに係る財産の返還又は価額の償還を拒むことはできない。

(会社法第832条等との関係)

13 納税者の行為が会社法第832条《持分会社の設立の取消しの訴え》、第863条《清算持 13 納税者の行為が会社法第832条(持分会社の設立の取消しの訴え)、第863条(清算持

7∕5 īF. 前

て他の債権者を害する意図をもってその行為をしたこと(同条第1項第2号、第 2項第2号) についても知っている必要がある。

(財産の返還請求権の差押え)

11 この条の規定に基づく取消権を行使する場合において、その取消しとともに財産の 返還若しくはその価額の償還として金銭の支払又は動産若しくは有価証券の引渡しを 求めるときは、その取消しの判決の確定により納税者が将来取得すべき金銭の支払請 求権又は動産若しくは有価証券の引渡請求権を差し押さえる(12参照)。

なお、詐害行為が取り消される前においては、その差押えに係る取立て等を行うこ とはできないことに留意する。

(取消し後の滞納処分等)

- (1)~(4) (同左)
- (5) 徴収法第129条第1項(配当の原則)の規定によって配当した場合において生じた 残余金は、同条第3項(滞納者への残余金の交付)の規定により、滞納者に交付す る。
 - (注) 詐害行為が取り消された場合には、受益者又は転得者は、滞納者に対し、そ の行為についてした反対給付の返還又は価額の償還(その行為が弁済等である場 合には消滅に係る債権の履行)を請求することができる(民法第425条の2から第 425条の4まで)が、その請求との同時履行(同法第533条)を主張して取消しに 係る財産の返還又は価額の償還を拒むことはできない。

(会社法第832条等との関係)

改正後

分会社の財産処分の取消しの訴え<u>》</u>又は信託法第11条<u>《</u>詐害信託の取消し等<u>》</u>の規定に該当する場合には、それぞれの規定により取消しを請求するものとする。

第4章 納税の猶予及び担保

第1節 納税の猶予

第46条関係 納税の猶予の要件等

第1項の猶予

(その他これらに類する災害)

1 <u>法第46条</u>第1項の「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を 有するおおむね次の事実をいう。

(1)~(3) (省略)

(相当な損失)

2 <u>法第46条</u>第1項の「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合(以下2、4及び5において「損失の割合」という。)がおおむね20%以上の場合をいう。この場合において、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産(住宅、家庭用動産、農地、農作物及び事業用固定資産・棚卸資産)である場合には、上記の損失の割合は、その重要な財産の区分(上記括弧書の財産ごとの区分)ごとに判定しても差し支えない。

なお、保険金又は損害賠償金その他これらに類するものにより<u>補填</u>された又は<u>補填</u>されるべき金額は、上記の損失の額から控除する。

改 正 前

分会社の財産処分の取消しの訴え<u>)</u>又は信託法第11条<u>(</u>詐害信託の取消し等<u>)</u>の規定に該当する場合には、それぞれの規定により取消しを請求するものとする。

第4章 納税の猶予及び担保

第1節 納税の猶予

第46条関係 納税の猶予の要件等

第1項の猶予

(その他これらに類する災害)

1 <u>この条</u>第1項の「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を有するおおむね次の事実をいう。

(1)~(3) (同左)

(相当な損失)

2 <u>この条</u>第1項の「相当な損失」とは、災害による損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合(以下<u>この項</u>において「損失の割合」という。)がおおむね20%以上の場合をいう。この場合において、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産(住宅、家庭用動産、農地、農作物及び事業用固定資産・棚卸資産)である場合には、上記の損失の割合は、その重要な財産の区分(上記かっこ書の財産ごとの区分)ごとに判定しても差し支えない。

なお、保険金又は損害賠償金その他これらに類するものにより<u>補てん</u>された又は<u>補</u>てんされるべき金額は、上記の損失の額から控除する。

3 <u>法第46条</u>第1項第3号の「予定納税に係る所得税その他政令で定める国税」は、損失を受けた日の属する年分、事業年度又は課税期間(消費税法第19条<u>《</u>課税期間<u>》</u>に定める課税期間をいう。)に係るものに限られる。

(被災した被相続人等に係る国税)

(予定納税に係る所得税等)

4 <u>法第46条</u>第1項の規定は、災害により財産に損失を受けた納税者につき、相続、合併、人格のない社団等に属する権利義務の包括承継、信託に係る新たな受託者の就任等があった場合には、その相続人等が納付する承継国税についても適用される(<u>法</u>第5条から第7条の2まで参照)。この場合の損失の割合は、被相続人等につき判定した割合によるものとする。

(猶予期間)

5 <u>法第46条</u>第1項の規定により猶予する期間は、損失の割合が50%を超える場合は1年、20%から50%までの場合は8月を基準として、別に定めるところによる。

第2項の猶予

(猶予金額)

6 <u>法第46条</u>第2項の「納付することができないと認められる金額」とは、損失の復旧費等の支出を必要やむを得ないものに限ってもなお納付することができないと認められる金額のうち、同項各号に掲げる事実と因果関係を有する範囲の金額をいう。

(猶予期間)

7 <u>法第46条</u>第2項の規定により猶予する期間は、1年を限度として、納税者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予に係る国税を完納することができると認められる

改正前

(予定納税に係る所得税等)

3 <u>この条</u>第1項第3号の「予定納税に係る所得税その他政令で定める国税」は、損失を受けた日の属する年分、事業年度又は課税期間(消費税法第19条<u>((</u>課税期間<u>))</u>に定める課税期間をいう。)に係るものに限られる。

(被災した被相続人等に係る国税)

4 <u>この条</u>第1項の規定は、災害により財産に損失を受けた納税者につき、相続、合併、 人格のない社団等に属する権利義務の包括承継、信託に係る新たな受託者の就任等が あった場合には、その相続人等が納付する承継国税についても適用される(<u>通則法</u>第5 条から第7条の2まで参照)。この場合の損失の割合は、被相続人等につき判定した割 合によるものとする。

(猶予期間)

5 <u>この条</u>第1項の規定により猶予する期間は、損失の割合が50%を超える場合は1年、 20%から50%までの場合は8月を基準として、別に定めるところによる。

第2項の猶予

(猶予金額)

6 <u>この条</u>第2項の「納付することができないと認められる金額」とは、損失の復旧費等 の支出を必要やむを得ないものに限ってもなお納付することができないと認められる 金額のうち、同項各号に掲げる事実と因果関係を有する範囲の金額をいう。

(猶予期間)

7 <u>この条</u>第2項の規定により猶予する期間は、1年を限度として、納税者の財産の状況 その他の事情からみて、その猶予に係る国税を完納することができると認められる最

改 正 後	改 正 前
最短期間とする。	短期間とする。

(猶予期間の始期)

8 法第46条第2項の規定により猶予する期間の始期は、猶予の申請書に記載された日 とする。ただし、その日が同項各号に掲げる事実が生じた日より前であるなど、その日 を始期とすることが適当でないと認めるときは、別にその始期を指定することができ る。

また、災害を受けた場合など、同項各号の事実が生じた日が明らかであると認められ る場合は、その事実が生じた日を猶予する期間の始期とすることができる。

(納税者の帰責性)

8-2 法第46条第2項各号に該当する事実は、納税者の責めに帰することができない やむを得ない理由により生じたものに限る。

(その他の災害)

8-3 法第46条第2項第1号の「その他の災害」は、1と同様である。

(生計を一にする)

9 法第46条第2項第2号の「生計を一にする」とは、納税者と有無相助けて日常生活の 資を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居を共にしていない場合にお いても、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している場合が含まれる。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を 営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

(親族)

(猶予期間の始期)

8 この条第2項の規定により猶予する期間の始期は、猶予の申請書に記載された日と する。ただし、その日が同項各号に掲げる事実が生じた日より前であるなど、その日を 始期とすることが適当でないと認めるときは、別にその始期を指定することができる。 また、災害を受けた場合など、同項各号の事実が生じた日が明らかであると認められ る場合は、その事実が生じた日を猶予する期間の始期とすることができる。

(納税者の帰責性)

8-2 この条第2項各号に該当する事実は、納税者の責めに帰することができないや むを得ない理由により生じたものに限る。

(その他の災害)

8-3 この条第2項第1号の「その他の災害」は、1と同様である。

(生計を一にする)

9 この条第2項第2号の「生計を一にする」とは、納税者と有無相助けて日常生活の資 を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居を共にしていない場合におい ても、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している場合が含まれる。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を 営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

(親族)

改 正 後

10 法第46条第2項第2号の「親族」とは、民法第725条各号《親族の範囲》に掲げる六 親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。

なお、婚姻又は縁組の届出はしていないが、事実上、納税者と婚姻関係又は養親子関 係にある者は、親族と同様に取り扱うものとする(民事執行法第97条第1項参照)。

(事業の休廃止)

11 法第46条第2項第3号の「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の規定又は業績 の著しい悪化等のやむを得ない理由により、事業の全部又は一部を廃止(転業したもの を含む。) 又は休止したことをいう。

(事業上の著しい損失)

11-2 法第46条第2項第4号の「事業につき著しい損失を受けた」とは、猶予期間の始 期の前日以前1年間(以下11-2及び第46条の2関係1において「調査期間」という。) の損益計算において、調査期間の直前の1年間(以下11-2及び第46条の2関係1にお いて「基準期間」という。) の税引前当期純利益の額の2分の1を超えて税引前当期純 損失が生じていると認められる場合(基準期間において税引前当期純損失が生じてい る場合は、調査期間の税引前当期純損失の額が基準期間の税引前当期純損失の額を超 えているとき)をいう。

(その他の事実)

- 12 法第46条第2項第5号の「前各号のいずれかに該当する事実に類する事実」とは、お 12 この条第2項第5号の「前各号のいずれかに該当する事実に類する事実」とは、おお おむね次に掲げる事実をいう。
- (1) (省略)
- (2) 第3号又は第4号に類するもの
 - イ 納税者の経営する事業に労働争議があり、事業を継続できなかったこと。

改 īF. 前

10 この条第2項第2号の「親族」とは、民法第725条各号(親族の範囲)に掲げる六親 等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。

なお、婚姻又は縁組の届出はしていないが、事実上、納税者と婚姻関係又は養親子関 係にある者は、親族と同様に取り扱うものとする(民事執行法97条1項参照)。

(事業の休廃止)

11 この条第2項第3号の「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の規定又は業績の 著しい悪化等のやむを得ない理由により、事業の全部又は一部を廃止(転業したものを 含む。) 又は休止したことをいう。

(事業上の著しい損失)

11-2 この条第2項第4号の「事業につき著しい損失を受けた」とは、猶予期間の始期 の前日以前1年間(以下この項及び第46条の2関係1において「調査期間」という。) の損益計算において、調査期間の直前の1年間(以下この項及び第46条の2関係1にお いて「基準期間」という。) の税引前当期純利益の額の2分の1を超えて税引前当期純 損失が生じていると認められる場合(基準期間において税引前当期純損失が生じてい る場合は、調査期間の税引前当期純損失の額が基準期間の税引前当期純損失の額を超 えているとき)をいう。

(その他の事実)

- むね次に掲げる事実をいう。
- (1) (同左)
- (2) 第3号又は第4号に類するもの
 - イ 納税者の経営する事業に労働争議があり、事業を継続できなかつたこと。

改 正 後	改正前
口~ホ (省略)	ロ~ホ (同左)
(注) (省略)	(注) (同左)

(猶予該当事実と納付困難の関係)

12-2 <u>法第46条</u>第2項の「その該当する事実に基づき」納付することができないとは、 納税者に同項各号に掲げる事実があったことにより、資金の支出又は損失があり、その 資金の支出又は損失のあることが国税を一時に納付することができないことの原因と なっていることをいう。

(納付困難)

12—3 <u>法第46条</u>第2項の「国税を一時に納付することができない」とは、納税者に納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいう。

第3項の猶予

(猶予金額)

13 <u>法第46条</u>第3項の規定により猶予する金額は、6と同様である。ただし、納付困難な 金額の判定に当たっては、その国税の確定手続等との因果関係を考慮する必要はない。

(猶予期間)

13—2 <u>法第46条</u>第3項の規定により猶予する期間は、1年を限度として、納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額に分割して納付した場合において、その猶予に係る国税を完納することができると認められる最短期間とする。

(猶予該当事実と納付困難の関係)

12—2 <u>この条</u>第2項の「その該当する事実に基づき」納付することができないとは、納税者に同項各号に掲げる事実があったことにより、資金の支出又は損失があり、その資金の支出又は損失のあることが国税を一時に納付することができないことの原因となっていることをいう。

(納付困難)

12—3 <u>この条</u>第2項の「国税を一時に納付することができない」とは、納税者に納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は納付すべき国税の全額を一時に納付することにより納税者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にすると認められることをいう。

第3項の猶予

(猶予金額)

13 <u>この条</u>第3項の規定により猶予する金額は、6と同様である。ただし、納付困難な金額の判定に当たっては、その国税の確定手続等との因果関係を考慮する必要はない。

(猶予期間)

13-2 <u>この条</u>第3項の規定により猶予する期間は、1年を限度として、納税者の財産の 状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額に分割して納付した場合において、 その猶予に係る国税を完納することができると認められる最短期間とする。

(猫予期間の始期)

13-3 <u>法第46条</u>第3項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする国税の納期限の翌日とする。

なお、やむを得ない理由があって納期限後に納税の猶予の申請書を提出した場合は、 当該申請書の提出日をその始期とする。

(期限内に申請できないやむを得ない理由)

13—4 <u>法第46条</u>第3項の「やむを得ない理由」とは、例えば、<u>法</u>第74条の11第2項<u>《調査の終了の際の手続》</u>の国税に関する調査結果の内容の説明を受けた時など、納税者が<u>法第46条</u>第3項各号に規定する納付すべき税額を知った時から、納税の猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間(おおむね1月程度)内に納税の猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいう。

分割納付

(分割納付)

13—5 <u>法第46条</u>第2項又は第3項の規定により納税の猶予をする場合は、災害、病気等により納税者の資力が著しく低下している場合を除き、その猶予に係る金額を猶予期間内の各月(税務署長等がやむを得ないと認めるときは、その期間内の税務署長等が指定する月)に分割して納付させるものとする。

(合理的かつ妥当な金額)

13—6 <u>法第46条</u>第4項の「その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」とは、納税者の財産の状況その他の事情からみて、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る国税を最短で完納することができる金額をいう。

(猶予期間の始期)

13-3 <u>この条</u>第3項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする国税 の納期限の翌日とする。

TF.

前

改

なお、やむを得ない理由があって納期限後に納税の猶予の申請書を提出した場合は、 当該申請書の提出日をその始期とする。

(期限内に申請できないやむを得ない理由)

13—4 <u>この条</u>第3項の「やむを得ない理由」とは、例えば、<u>通則法</u>第74条の11第2項の 国税に関する調査結果の内容の説明を受けた時など、納税者が<u>この条</u>第3項各号に規 定する納付すべき税額を知った時から、納税の猶予の申請書及び添付書類の作成のた めに通常必要と認められる期間(おおむね1月程度)内に納税の猶予の申請書が提出さ れたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいう。

分割納付

(分割納付)

13—5 <u>この条</u>第2項又は第3項の規定により納税の猶予をする場合は、災害、病気等により納税者の資力が著しく低下している場合を除き、その猶予に係る金額を猶予期間内の各月(税務署長等がやむを得ないと認めるときは、その期間内の税務署長等が指定する月)に分割して納付させるものとする。

(合理的かつ妥当な金額)

13—6 <u>この条</u>第4項の「その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」とは、納税者の財産の状況その他の事情からみて、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る国税を最短で完納することができる金額をいう。

改正後

改正前

担保

(猶予に係る税額)

13-7 法第46条第5項の「猶予に係る税額が100万円以下である場合」の判定は、納税 の猶予の申請時において、その猶予を受けようとする国税以外に猶予の申請中の国税 又は既に猶予をしている国税があるときは、これらの国税の額を含めて行う。

(担保を徴することができない特別の事情)

- 14 法第46条第5項の「担保を徴することができない特別の事情」とは、おおむね次の場 合をいう。
- (1) 法第50条各号《担保の種類》に掲げる種類の財産がなく、かつ、保証人となる適当 な者がいない場合
- (2) 法第50条各号《担保の種類》に掲げる種類の財産があるものの、その財産の見積価 額(第50条関係10参照)が猶予に係る国税及びこれに先立つ抵当権等により担保さ れる債権その他の債権の合計額を超える見込みがない場合
- (3) (省略)

(差押財産の価額)

15 法第46条第6項の滞納処分により差し押さえた「財産の価額」は、その財産の見積価 額(第50条関係10参照)から差押えに係る国税に先立つ抵当権等により担保される債権 その他の債権の合計額を控除した額とする。

猶予期間の延長

(猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由)

担保

(猶予に係る税額)

13-7 この条第5項の「猶予に係る税額が百万円以下である場合」の判定は、納税の猶 予の申請時において、その猶予を受けようとする国税以外に猶予の申請中の国税又は 既に猶予をしている国税があるときは、これらの国税の額を含めて行う。

(担保を徴することができない特別の事情)

- 14 この条第5項の「担保を徴することができない特別の事情」とは、おおむね次の場合 をいう。
- (1) 通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる種類の財産がなく、かつ、保証人となる 適当な者がいない場合
- (2) 通則法第50条各号に掲げる種類の財産があるものの、その財産の見積価額(第50 条関係10参照)が猶予に係る国税及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権 その他の債権の合計額を超える見込みがない場合
- (3) (同左)

(差押財産の価額)

15 この条第6項の滞納処分により差し押さえた「財産の価額」は、その財産の見積価額 (第50条関係10参照)から差押えに係る国税に先立つ抵当権等により担保される債権 その他の債権の合計額を控除した額とする。

猶予期間の延長

(猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由)

16 法第46条第7項の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げ | 16 この条第7項の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる

る事情がある場合をいう。

(1) 納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により予定していた入金がなかっため、猶予金額を猶予期間内に納付できなかった場合

(2)・(3) (省略)

分割納付計画の変更

(分割納付計画の変更の方法)

17 <u>法第46条</u>第9項により分割納付の各納付期限(以下19まで、第47条関係1並びに第49条関係1及び3において「分割納付期限」という。)及び各納付期限ごとの納付金額(以下19まで、第47条関係1及び第49条関係1において「分割納付金額」という。)を変更する場合は、その猶予期間内において、その変更をしようとする日以後に到来する分割納付期限及び分割納付金額について、変更しようとする時の納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに変更する。

(分割納付計画を変更するやむを得ない理由)

18 <u>法第46条</u>第9項の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる事情にある場合をいう。

(1)・(2) (省略)

(猶予期間内の変更)

19 <u>法第46条</u>第9項による変更後の分割納付期限は、その猶予期間(猶予期間を短縮する場合は短縮後の猶予期間)を超えることができない。

第46条の2関係 納税の猶予の申請手続等

改 正 前

事情がある場合をいう。

(1) 納税の猶予をした時において予見できなかった事実(納税者の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。)の発生により予定していた入金がなかっため、猶予金額を猶予期間内に納付できなかった場合

(2) • (3) (同左)

分割納付計画の変更

(分割納付計画の変更の方法)

17 <u>この条</u>第9項により分割納付の各納付期限(以下19まで、第47条関係1並びに第49条関係1及び3において「分割納付期限」という。)及び各納付期限ごとの納付金額(以下19まで、第47条関係1及び第49条関係1において「分割納付金額」という。)を変更する場合は、その猶予期間内において、その変更をしようとする日以後に到来する分割納付期限及び分割納付金額について、変更しようとする時の納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに変更する。

(分割納付計画を変更するやむを得ない理由)

18 <u>この条</u>第9項の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に掲げる 事情にある場合をいう。

(1)・(2) (同左)

(猶予期間内の変更)

19 <u>この条</u>第9項による変更後の分割納付期限は、その猶予期間(猶予期間を短縮する場合は短縮後の猶予期間)を超えることができない。

第46条の2関係 納税の猶予の申請手続等

改 正 前

添付書類

(事実を証するに足りる書類)

1 <u>法第46条の2</u>第2項の「事実を証するに足りる書類」とは、<u>法</u>第46条第2項各号のいずれかに該当する事実(以下<u>第46条の2</u>関係、第49条関係4及び第63条関係4において「猶予該当事実」という。)があることを証明することができる書類をいい、具体的には、り災証明書、診断書、医療費の領収書、廃業届、商業登記簿の登記事項証明書、調査期間及び基準期間の損益計算書等をいう。

(添付書類の提出が困難な場合)

2 <u>法第46条の2</u>第5項の「添付すべき書類を提出することが困難である」とは、災害等による帳簿書類等の滅失、病気等による入院など、納税の猶予又は猶予期間の延長の申請に当たって、納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により添付すべき書類の提出が困難な場合をいう。

申請書等の補正

(申請書等の記載の不備)

3 <u>法第46条の2</u>第7項の「記載に不備があるとき」とは、提出された申請書又は申請書 に添付すべき書類について、記載すべき事項が記載されていないとき、又は納税の猶予 の適否の判断をすることができる程度の記載がされていないと認められるときをい う。

(添付書類の不提出)

4 <u>法第46条の2</u>第9項の「提出をしなかつたとき」には、提出を求めた添付書類の提出 があったものの、記載すべき内容がほとんど記載されていなかったときも含まれる。

添付書類

(事実を証するに足りる書類)

1 <u>この条</u>第2項の「事実を証するに足りる書類」とは、<u>通則法</u>第46条第2項各号のいずれかに該当する事実(以下<u>この条</u>関係、第49条関係4及び第63条関係4において「猶予該当事実」という。)があることを証明することができる書類をいい、具体的には、り災証明書、診断書、医療費の領収書、廃業届、商業登記簿の登記事項証明書、調査期間及び基準期間の損益計算書等をいう。

(添付書類の提出が困難な場合)

2 <u>この条</u>第5項の「添付すべき書類を提出することが困難である」とは、災害等による 帳簿書類等の滅失、病気等による入院など、納税の猶予又は猶予期間の延長の申請に当 たって、納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により添付すべき書 類の提出が困難な場合をいう。

申請書等の補正

(申請書等の記載の不備)

3 <u>この条</u>第7項の「記載に不備があるとき」とは、提出された申請書又は申請書に添付 すべき書類について、記載すべき事項が記載されていないとき、又は納税の猶予の適否 の判断をすることができる程度の記載がされていないと認められるときをいう。

(添付書類の不提出)

4 <u>この条</u>第9項の「提出をしなかつたとき」には、提出を求めた添付書類の提出があったものの、記載すべき内容がほとんど記載されていなかったときも含まれる。

改正前

(みなし取下げの通知に対する不服申立て)

5 <u>法第46条の2</u>第9項の規定により納税の猶予の申請が取り下げられたものとみなされた場合において、その旨を納税者に知らせる通知は不服申立ての対象である処分に該当しない(法第75条第1項参照)。

猶予の不許可

(忌避等)

6 <u>法第46条の2</u>第10項第2号の「拒み」とは、言語又は動作で検査を承諾しないこと、「妨げ」とは、検査に障害を与えること、「忌避」とは、積極的行動によらないで検査の対象から免れることをいう(徴収法基通第188条関係3参照)。

(不誠実な申請)

7 <u>法第46条の2</u>第10項第3号の「その申請が誠実にされたものでないとき」には、納税 の猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後において、同一の国税について再 度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実が発生するなど、その申請に正当な理 由があると認められるときを除く。)等が該当する。

質問及び検査

(質問及び検査をすることができる場合)

8 <u>法第46条の2</u>第11項の「第<u>6</u>項の規定による調査をするため必要があると認めると き」とは、納税の猶予をするに当たって、猶予該当事実の有無、納税者の現在の資産及 び負債の状況並びに今後の収入及び支出の見込み等(以下8及び10において「猶予該当 事実等」という。)を明らかにする必要があると税務署長等が認めるときをいう。

なお、質問の内容及び検査の方法等は、猶予該当事実等を明らかにするために必要

(みなし取下げの通知に対する不服申立て)

5 <u>この条</u>第9項の規定により納税の猶予の申請が取り下げられたものとみなされた場合において、その旨を納税者に知らせる通知は不服申立ての対象である処分に該当しない(通則法75条1項参照)。

猶予の不許可

(忌避等)

6 <u>この条</u>第10項第2号の「拒み」とは、言語又は動作で検査を承諾しないこと、「妨げ」 とは、検査に障害を与えること、「忌避」とは、積極的行動によらないで検査の対象か ら免れることをいう(徴収法基通第188条関係3参照)。

(不誠実な申請)

7 <u>この条</u>第10項第3号の「その申請が誠実にされたものでないとき」には、納税の猶予 の申請が不許可又はみなし取下げとなった後において、同一の国税について再度猶予 の申請がされたとき (新たな猶予該当事実が発生するなど、その申請に正当な理由があ ると認められるときを除く。)等が該当する。

質問及び検査

(質問及び検査をすることができる場合)

8 <u>この条</u>第11項の「第六項の規定による調査をするため必要があると認めるとき」とは、納税の猶予をするに当たって、猶予該当事実の有無、納税者の現在の資産及び負債の状況並びに今後の収入及び支出の見込み等(以下8及び10において「猶予該当事実等」という。)を明らかにする必要があると税務署長等が認めるときをいう。

なお、質問の内容及び検査の方法等は、猶予該当事実等を明らかにするために必要

改 正 後	改正前
であると認められる範囲内に限られる。	であると認められる範囲内に限られる。

(質問)

9 法第46条の2第11項の「質問」は、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。

(検査する帳簿書類)

10 <u>法第46条の2</u>第11項の「その者の帳簿書類その他の物件」とは、納税者の有する金銭 出納帳、売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするた め必要と認められる一切の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又 は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。

(身分証明書の提示)

11 <u>法第46条の2</u>第12項の質問又は検査に当たって関係者の請求があったときは、徴収 法施行規則別紙第12号書式(徴収職員証票)に所要の調整を加えた身分証明書を提示し なければならない(<u>規則第</u>16条<u>第</u>3項<u>参照</u>)。

第47条関係 猶予の許可等の通知

納税者等に対する通知

(納税の猶予等の通知)

1 納税の猶予をし、又はその期間を延長したとき(<u>法</u>第46条第9項<u>《納税の猶予》</u>の規定により分割納付期限及び分割納付金額を変更したときを含む。)は、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者(納税者を除く。)に対し、<u>法第47条</u>第1項に掲げる事項を通知するものとする。

(質問)

9 この条第11項の「質問」は、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。

(検査する帳簿書類)

10 <u>この条</u>第11項の「その者の帳簿書類その他の物件」とは、納税者の有する金銭出納帳、 売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするため必要と 認められる一切の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存が されている場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。

(身分証明書の提示)

11 <u>この条</u>第12項の質問又は検査に当たって関係者の請求があったときは、徴収法施行規則別紙第12号書式(徴収職員証票)に所要の調整を加えた身分証明書を提示しなければならない(通則規16条3項)。

第47条関係 猶予の許可等の通知

納税者等に対する通知

(納税の猶予等の通知)

1 納税の猶予をし、又はその期間を延長したとき(<u>通則法</u>第46条第9項の規定により分割納付期限及び分割納付金額を変更したときを含む。)は、納税者のほか、保証人又は担保財産の所有者(納税者を除く。)に対し、<u>この条</u>第1項に掲げる事項を通知するものとする。

7 - 7 - 7	7/
改正後	改正前
(その他必要な事項)	(その他必要な事項)
2 <u>法第47条</u> 第1項の「その他必要な事項」とは、納税の猶予の適用条項及び提供された	2 <u>この条</u> 第1項の「その他必要な事項」とは、納税の猶予の適用条項及び提供された担
担保の内容をいう。	保の内容をいう。
3 (省略)	3 (同左)
第48条関係 納税の猶予の効果	第48条関係 納税の猶予の効果
(交付要求)	(交付要求)
1 <u>法第48条</u> 第1項 <u>括弧</u> 書の「交付要求」には、徴収法第86条 <u>《参加差押えの手続》</u> の規	1 この条第1項かっこ書の「交付要求」には、徴収法第86条の規定による参加差押えは
定による参加差押えは含まれない。	含まれない。
(差押えの解除)	(差押えの解除)
2 法第48条第2項の「差押えを解除することができる」のは、おおむね次に掲げる場合	2 <u>この条</u> 第2項の「差押えを解除することができる」のは、おおむね次に掲げる場合と
とする。	する。
(1) 担保の額と差押財産の見積価額の合計額が猶予に係る国税(その国税が完納され	(1) 担保の額と差押財産の見積価額の合計額が猶予に係る国税(その国税が完納され
るまでの延滞税及び担保又は差押財産の処分に要する費用を含む。以下 <u>2</u> において	るまでの延滞税及び担保又は差押財産の処分に要する費用を含む。以下 <u>この項</u> にお
同じ。)の額を著しく超過することとなった場合	いて同じ。) の額を著しく超過することとなった場合
(2)・(3) (省略)	(2) • (3) (同左)
(4) <u>法</u> 第55条第1項第2号 <u>《納付委託》</u> に基づき納付委託を受けた証券の取立てが最	(4) <u>通則法</u> 第55条第1項第2号に基づき納付委託を受けた証券の取立てが最近におい
近において特に確実であって、不渡りとなるおそれがないため、納税の猶予に係る	て特に確実であって、不渡りとなるおそれがないため、納税の猶予に係る国税の徴
国税の徴収が確実であると認められる場合(同条 <u>第</u> 4項参照)	収が確実であると認められる場合(同条4項参照)
(債権等の取立て)	(債権等の取立て)
3 納税の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうち、天	3 納税の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうち、天

改正後

然果実を生ずるものにつき果実を取得したとき、又は有価証券、債権若しくは無体財産 権等につき、第三債務者等から給付を受けたときは、次に掲げるところによる。

- (1) 取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産が金銭以外のものであ る場合には、その財産につき滞納処分を執行し、徴収法第129条《配当の原則》の規 定に従い、その換価代金等を猶予に係る国税に充てる。
- (2) 第三債務者等から給付を受けた財産が金銭である場合には、徴収法第129条《配当 の原則》の規定に従い、その金銭を猶予に係る国税に充てる。

(時効の停止)

4 納税の猶予に係る国税(その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)の 徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない(法第73条第4項参照)。 (注) (省略)

第49条関係 納税の猶予の取消し

納税の猶予の取消し

(分割納付ができなかったやむを得ない理由)

- に掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合を いう。
- (1) 第46条関係18《分割納付計画を変更するやむを得ない理由》(1)と同様の事情があ った場合
- (2) 第46条関係18《分割納付計画を変更するやむを得ない理由》(2)と同様の事情があ った場合
- (3) (省略)

광 T. 前

然果実を生ずるものにつき果実を取得したとき、又は有価証券、債権若しくは無体財産 権等につき、第三債務者等から給付を受けたときは、次に掲げるところによる。

- (1) 取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産が金銭以外のものであ る場合には、その財産につき滞納処分を執行し、徴収法第129条の規定に従い、その 換価代金等を猶予に係る国税に充てる。
- (2) 第三債務者等から給付を受けた財産が金銭である場合には、徴収法第129条の規定 に従い、その金銭を猶予に係る国税に充てる。

(時効の停止)

4 納税の猶予に係る国税(その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)の 徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない(通則法第73条第4項)。 (注) (同左)

第49条関係 納税の猶予の取消し

納税の猶予の取消し

(分割納付ができなかったやむを得ない理由)

- 1 法第49条第1項第2号の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次 │ 1 この条第1項第2号の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に 掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合をい う。
 - (1) 第46条関係18(1)と同様の事情があった場合
 - (2) 第46条関係18(2)と同様の事情があった場合
 - (3)(同左)

改 正 前

(担保の変更等の命令に応じないとき)

2 法第49条第1項第3号の「第51条第1項(担保の変更等)の規定によつてした命令に 応じないとき」とは、他の担保を提供することができない特別の事情(第46条関係14参 照)がないにもかかわらず、税務署長等の担保の変更等の命令に応じない場合をいう。

(新たに滞納した場合のやむを得ない理由)

3 <u>法第49条</u>第1項第4号の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次 に掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合を いう。

(1)~(4) (省略)

(偽りその他不正な手段)

4 <u>法第49条</u>第1項第5号の「偽りその他不正な手段」とは、納税の猶予若しくは猶予期間の延長の申請書又はその添付書類につき、おおむね次に掲げる虚偽の事実を記載すること、又は記載すべき事実を記載しないことをいう。

(1)~(3) (省略)

(財産の状況その他の事情の変化)

5 <u>法第49条</u>第1項第6号の「財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき」とは、猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度 の資力の喪失、納付困難と認められる金額がなくなる程度の資力の増加等により、その 猶予を継続することが適当でないと認められる場合をいう。

(弁明をしない正当な理由)

(担保の変更等の命令に応じないとき)

2 <u>この条</u>第1項第3号の「第<u>五十一</u>条第<u>一</u>項(担保の変更等)の<u>命令等</u>に応じないとき」とは、他の担保を提供することができない特別の事情(第46条関係14参照)がないにもかかわらず、税務署長等の担保の変更等の命令に応じない場合をいう。

(新たに滞納した場合のやむを得ない理由)

3 <u>この条</u>第1項第4号の「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、おおむね次に 掲げる事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められる場合をい う。

(1)~(4) (同左)

(偽りその他不正な手段)

4 <u>この条</u>第1項第5号の「偽りその他不正な手段」とは、納税の猶予若しくは猶予期間 の延長の申請書又はその添付書類につき、おおむね次に掲げる虚偽の事実を記載する こと、又は記載すべき事実を記載しないことをいう。

(1)~(3) (同左)

(財産の状況その他の事情の変化)

5 <u>この条</u>第1項第6号の「財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき」とは、猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、納付困難と認められる金額がなくなる程度の資力の増加等により、その猶予を継続することが適当でないと認められる場合をいう。

(弁明をしない正当な理由)

6 <u>法第49条</u>第2項ただし書の「正当な理由がなくその弁明をしないとき」とは、災害、 病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないに もかかわらず弁明をしない場合をいう。

(取消し等の通知)

7 納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、納税者のほか、保証人又は 担保財産の所有者(納税者を除く。)に対し、その旨を通知するものとする。

この場合において、猶予を取り消した日又は短縮された猶予期間の終期から2月以内に個人である保証人に対しその通知をしなかったときは、猶予をした国税に係る延滞税のうち、次に掲げる期間に係るものであって、猶予の取消し又は猶予期間の短縮がなければ法第63条第1項《納税の猶予等の場合の延滞税の免除》本文の規定により免除することができた部分に相当する金額については、その保証人からは徴収することができないことに留意する(民法第458条の3参照)。

(1)・(2) (省略)

第2節 担保

第50条関係 担保の種類

担保の種類

(確実と認める社債その他の有価証券)

1 <u>法第50条</u>第2号の「社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。) その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの」は、次に掲げる有価証券など、そ の発行する法人の財務内容及び事業の状況から、元本の償還、利息の支払等が確実であ ると認められるものとする。

改正前

6 <u>この条</u>第2項ただし書の「正当な理由がなくその弁明をしないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいう。

(取消し等の通知)

7 納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、納税者のほか、保証人又は 担保財産の所有者(納税者を除く。)に対し、その旨を通知するものとする。

この場合において、猶予を取り消した日又は短縮された猶予期間の終期から2月以内に個人である保証人に対しその通知をしなかったときは、猶予をした国税に係る延滞税のうち、次に掲げる期間に係るものであって、猶予の取消し又は猶予期間の短縮がなければ通則法第63条第1項本文の規定により免除することができた部分に相当する金額については、その保証人からは徴収することができないことに留意する(民法第458条の3参照)。

(1)・(2) (同左)

第2節 担保

第50条関係 担保の種類

担保の種類

(確実と認める社債その他の有価証券)

1 <u>この条</u>第2号の「社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。) その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの」は、次に掲げる有価証券など、そ の発行する法人の財務内容及び事業の状況から、元本の償還、利息の支払等が確実であ ると認められるものとする。

なお、有価証券には、<u>令</u>第16条第1項<u>《</u>担保の提供手続<u>》</u>に規定する振替株式等など、その権利を表象する券面が発行されていないものが含まれる。

(1)~(3) (省略)

(立木)

2 <u>法第50条</u>第4号の「立木」とは、立木二関スル法律第1条第1項<u>《立木の定義》</u>の規 定により所有権保存の登記をした樹木の集団をいう。

(担保として適格ではない財団)

3 法第50条第5号に規定する鉄道財団等の財団(以下<u>第50条</u>関係において「鉄道財団等」という。)であっても、その財団としての存続期間(鉄道抵当法<u>第</u>2条の2第2項、<u>第</u>13条、工場抵当法<u>第</u>8条<u>第</u>3項、<u>第</u>10条等参照)の終期が、国税の担保としての抵当権設定の登記又は登録が通常されると見込まれる日より前に到来するものは、その性格上、国税の担保としては不適格であるものとする。

(保険の範囲)

- 4 <u>法第50条</u>第4号の「保険」には、所得税法第77条第2項第2号<u>《</u>地震保険料控除》に 規定する共済に係る契約(共済金の支払を受ける権利の譲渡又は差押えが禁止されて いるものを除く。)を含み、保険料又は共済掛金が月掛のものを含まない。
 - (注) (削除)

月掛火災保険については、普通火災保険に契約変更ができることに留意する。

5 (省略)

改 正 前

なお、有価証券には、<u>通則令</u>第16条第1項<u>(</u>担保の提供手続<u>)</u>に規定する振替株式等など、その権利を表象する券面が発行されていないものが含まれる。

(1)~(3) (同左)

(立木)

2 <u>この条</u>第4号の「立木」とは、立木二関スル法律第1条第1項の規定により所有権保存の登記をした樹木の集団をいう。

(担保として適格ではない財団)

3 <u>この条</u>第5号に規定する鉄道財団等の財団(以下<u>この条</u>関係において「鉄道財団等」という。)であっても、その財団としての存続期間(鉄道抵当法2条の2第2項、13条、工場抵当法8条3項、10条等参照)の終期が、国税の担保としての抵当権設定の登記又は登録が通常されると見込まれる日より前に到来するものは、その性格上、国税の担保としては不適格であるものとする。

(保険の範囲)

- 4 <u>この条</u>第4号の「保険」には、所得税法第77条第2項第2号<u>(</u>地震保険料控除<u>)</u>に規定する共済に係る契約(共済金の支払を受ける権利の譲渡又は差押えが禁止されているものを除く。)を含み、保険料又は共済掛金が月掛のものを含まない。
 - (注) <u>1</u> 共済金の支払を受ける権利の譲渡又は差押えが禁止されているものには、農業災害補償法の規定による共済に係る契約がある(農業災害補償法89条)。
 - 2 月掛火災保険については、普通火災保険に契約変更ができることに留意する。
- 5 (同左)

改正後改正前

(確実と認める保証人)

6 <u>法第50条</u>第6号の「税務署長等が確実と認める保証人」とは、別に定める場合を除き、金融機関その他の保証義務を果たすための資力が十分であると認められる者をいう。

(法人による保証)

7 法人による保証(物上保証を含む。)については、当該法人がその国税の保証をする ことが、当該法人の定款に定める目的の範囲内に属する場合に限る。

なお、次に掲げる法人による保証は、定款に定める目的の範囲内に属するものとする。

- (1) 担保を提供すべき者と取引上密接な関係のある営利を目的とする法人(昭和33・3・28最高判、昭和41・2・28東京地判参照)
- (2) 担保を提供すべき者が取締役又は業務を執行する社員となっている営利を目的とする法人(会社法第356条第1項第3号<u>《競業及び利益相反取引の制限》</u>、第365条第1項<u>《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》、第419条第2項《執行役の監査委員に対する報告義務等》</u>又は第595条第1項第2号<u>《利益相反取引の制限》</u>の規定により株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたものに限る。)

(納税者の履行状況に関する保証人への通知)

7-2 国税の保証人についても民法第458条の2<u>《</u>主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務<u>》</u>の規定の適用があるから、保証に係る国税につき保証人から納税者の履行状況に関する情報の請求があったときは、その保証人に対し、遅滞なく、その国税の不履行の有無並びにその残額及びそのうち不履行となっているものの額を通知するものとする。

(確実と認める保証人)

6 <u>この条</u>第6号の「税務署長等が確実と認める保証人」とは、別に定める場合を除き、 金融機関その他の保証義務を果たすための資力が十分であると認められる者をいう。

(法人による保証)

7 法人による保証(物上保証を含む。)については、当該法人がその国税の保証をする ことが、当該法人の定款に定める目的の範囲内に属する場合に限る。

なお、次に掲げる法人による保証は、定款に定める目的の範囲内に属するものとする。

- (1) 担保を提供すべき者と取引上密接な関係のある営利を目的とする法人(昭和33・3・28最高判、昭和41・2・28東京地判)
- (2) 担保を提供すべき者が取締役又は業務を執行する社員となっている営利を目的とする法人(会社法第356条第1項第3号、第365条第1項又は第595条第1項第2号の規定により株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたものに限る。)

(納税者の履行状況に関する保証人への通知)

7-2 国税の保証人についても民法第458条の2 (主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)の規定の適用があるから、保証に係る国税につき保証人から納税者の履行状況に関する情報の請求があったときは、その保証人に対し、遅滞なく、その国税の不履行の有無並びにその残額及びそのうち不履行となっているものの額を通知するものとする。

改 正 後	改正前
8・9 (省略)	8・9 (同左)
(担保財産の見積価額)	(担保財産の見積価額)
10 国税の担保財産の見積価額は、次の各号に掲げる金額によるものとする。	10 国税の担保財産の見積価額は、次の各号に掲げる金額によるものとする。
(1) <u>法第50条</u> 第1号に掲げる国債については、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ	(1) <u>この条</u> 第1号に掲げる国債については、政府ニ納ムへキ保証金其ノ他ノ担保ニ充
充用スル国債ノ価格ニ関スル件に規定する金額	用スル国債ノ価格ニ関スル件に規定する金額
(2) <u>法第50条</u> 第1号に掲げる地方債及び第2号に掲げる社債その他の有価証券につい	(2) <u>この条</u> 第1号に掲げる地方債及び第2号に掲げる社債その他の有価証券について
ては、時価の8割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮した	は、時価の8割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮した金
金額	額
(3) 法第50条第3号に掲げる土地については、時価の8割以内において適当と認める	(3) <u>この条</u> 第3号に掲げる土地については、時価の8割以内において適当と認める金
金額	額
(4) 法第50条第4号及び第5号に掲げる建物等については、時価の7割以内において	(4) <u>この条</u> 第4号及び第5号に掲げる建物等については、時価の7割以内において担
担保を提供している期間中に見込まれる価値の減耗等を考慮した金額	保を提供している期間中に見込まれる価値の減耗等を考慮した金額
第51条関係 担保の変更等	第51条関係 担保の変更等
(その他の理由)	(その他の理由)
1 法第51条第1項の「その他の理由」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。	1 <u>この条</u> 第1項の「その他の理由」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。
(1) • (2) (省略)	(1) • (2) (同左)
(3) 担保財産 (<u>法</u> 第46条第6項 <u>《</u> 差押財産がある場合の担保の額の特例 <u>》</u> に該当する差	(3) 担保財産 (通則法第46条第6項(差押財産がある場合の担保の額の特例) に該当す
押財産を含む。)の滅失その他の理由により、その価額が減少したとき。	る差押財産を含む。) の滅失その他の理由により、その価額が減少したとき。
(4) (省略)	(4) (同左)
(担保を提供した者)	(担保を提供した者)

改	TE.	後
4		1/2

2 物上保証人は、法第51条第1項の「担保を提供した者」に当たらない。

(その他の担保を確保するための措置)

3 <u>法第51条</u>第1項の「その他の担保を確保するための必要な行為」とは、保険契約の更新等をいう。

第52条関係 担保の処分

担保の処分

(不服申立てに係る国税の担保の処分)

1 <u>法</u>第105条第3項及び第5項<u>《</u>不服申立てに係る国税の担保<u>》</u>の規定により提供された担保については、その担保提供の原因となった不服申立ての裁決又は決定後でなければ処分をしないものとする。

なお、再調査の請求についての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる期間内に限る。)は、原則として、不服申立ての係属中の場合と同様とする。

(会社更生法との関係)

2 会社更生手続において国税のために提供された担保の処分についても、<u>法第52条</u>の規定の適用があるが、その処分ができる要件等については、<u>同条</u>の規定と異なる場合 (例えば、会社更生法第50条第5項<u>《</u>他の手続の中止等<u>》</u>の規定による滞納処分の続行命令があった場合)がある。

担保財産の処分

(担保財産の差押え)

改 正 前

2 物上保証人は、この条第1項の「担保を提供した者」に当たらない。

(その他の担保を確保するための措置)

3 <u>この条</u>第1項の「その他の担保を確保するための必要な行為」とは、保険契約の更新 等をいう。

第52条関係 担保の処分

担保の処分

(不服申立てに係る国税の担保の処分)

1 <u>通則法</u>第105条第3項及び第5項<u>(</u>不服申立てに係る国税の担保<u>)</u>の規定により提供 された担保については、その担保提供の原因となった不服申立ての裁決又は決定後で なければ処分をしないものとする。

なお、再調査の請求についての決定から審査請求がされるまでの間(審査請求をすることができる期間内に限る。)は、原則として、不服申立ての係属中の場合と同様とする。

(会社更生法との関係)

2 会社更生手続において国税のために提供された担保の処分についても、<u>この条</u>の規定の適用があるが、その処分ができる要件等については、<u>この条</u>の規定と異なる場合 (例えば、会社更生法第50条第5項<u>(</u>他の手続の中止等<u>)</u>の規定による滞納処分の続行命令があった場合)がある。

担保財産の処分

(担保財産の差押え)

3 (省略)

(注) この場合において、差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力は、差押え 等をした旨が滞納者に通知された後でなければ生じない(<u>法</u>第72条第3項、民法 第154条参照)。

なお、滞納者に対する通知の前に時効の期間が満了した場合には、時効の完成 猶予の効力は生じない。

保証人からの徴収

(個人の保証人に対する取消しの通知)

3-2 国税の担保が個人保証人の保証である場合において、その国税についての延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予(以下3-2において「猶予等」という。)を取り消したときは、その保証人に対し、猶予等を取り消した日から2月以内にその取消しを通知しなければ、民法第458条の3
《主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務》の規定により、その保証人からは徴収できない延滞税の額が生じる場合があることに留意する(第49条関係7参照)。

(滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき)

4 <u>法第52条</u>第4項の「滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき」とは、保証人に対して滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。以下4において同じ。)を執行しようとする時の現況において納税者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納税者の有する国税の総額に満たないと認める場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はない。

なお、上記の場合における財産の価額の算定については、次に留意する。

- (1) (省略)
- (2) 徴収法第76条第5項 《給与の差押禁止の特例》の規定により差押えができる給料

改 正 前

3 (同左)

(注) この場合において、差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力は、差押え 等をした旨が滞納者に通知された後でなければ生じない(<u>通則法</u>第72条第3項、 民法第154条)。

なお、滞納者に対する通知の前に時効の期間が満了した場合には、時効の完成 猶予の効力は生じない。

保証人からの徴収

(個人の保証人に対する取消しの通知)

3-2 国税の担保が個人保証人の保証である場合において、その国税についての延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予(以下<u>この項</u>において「猶予等」という。)を取り消したときは、その保証人に対し、猶予等を取り消した日から2月以内にその取消しを通知しなければ、民法第458条の3<u>(</u>主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務<u>)</u>の規定により、その保証人からは徴収できない延滞税の額が生じる場合があることに留意する(第49条関係7参照)。

(滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき)

4 <u>この条</u>第4項の「滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき」とは、保証人に対して滞納処分(交付要求及び参加差押えを含む。以下<u>この項</u>において同じ。)を執行しようとする時の現況において納税者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納税者の有する国税の総額に満たないと認める場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はない。

なお、上記の場合における財産の価額の算定については、次に留意する。

- (1) (同左)
- (2) 徴収法第76条第5項 (給与の差押禁止の特例) の規定により差押えができる給料

改正後

等がある場合には、原則として、納税者の承諾が得られないものとしてその財産の 価額を算定する。

(3)~(6) (省略)

(換価の制限)

5 保証人の財産の売却決定は、主たる納税者の財産について、公売期日等(公売により 売却する場合には最高価申込者の決定の日、随意契約により売却する場合にはその売 却をする日をいう。)の日後に行う。ただし、保証人の財産の価額が著しく減少するお それがあるとき(不相応な多額の保存費を要するときを含む。)は、法第52条第5項の 換価の制限はない(徴収法第32条第4項、民事保全法第49条第3項参照)。

なお、次に留意する。

- (1) (省略)
- (2) 法第52条第5項の「換価」には、取立ての方法による換価は含まれない。

保証と主たる納税義務との関係

(納税の猶予)

6 主たる納税者の国税(以下第52条関係において「主たる国税」という。)について納 税の猶予をしている間は、その国税の保証人に対して納付通知書若しくは納付催告書 を発し、又は滞納処分をすることはできない。

なお、保証人の保証に係る国税(以下第52条関係において「保証国税」という。)に ついてした納税の猶予の効力は、主たる国税には及ばない。

(換価の猶予)

7 主たる国税について換価の猶予をしても、その保証人に対して納付通知書若しくは ↑ 7 主たる国税について換価の猶予をしても、その保証人に対して納付通知書若しくは 納付催告書を発し、又は滞納処分をすることができる。ただし、換価については、法第

改正前

等がある場合には、原則として、納税者の承諾が得られないものとしてその財産の 価額を算定する。

(3)~(6) (同左)

(換価の制限)

5 保証人の財産の売却決定は、主たる納税者の財産について、公売期日等(公売により 売却する場合には最高価申込者の決定の日、随意契約により売却する場合にはその売 却をする日をいう。)の日後に行う。ただし、保証人の財産の価額が著しく減少するお それがあるとき(不相応な多額の保存費を要するときを含む。)は、この条第5項の換 価の制限はない(徴収法32条4項、民事保全法49条3項参照)。

なお、次に留意する。

- (1) (同左)
- (2) この条第5項の「換価」には、取立ての方法による換価は含まれない。

保証と主たる納税義務との関係

(納税の猶予)

6 主たる納税者の国税(以下この条関係において「主たる国税」という。)について納 税の猶予をしている間は、その国税の保証人に対して納付通知書若しくは納付催告書 を発し、又は滞納処分をすることはできない。

なお、保証人の保証に係る国税(以下この条関係において「保証国税」という。)に ついてした納税の猶予の効力は、主たる国税には及ばない。

(換価の猶予)

納付催告書を発し、又は滞納処分をすることができる。ただし、換価については、この

「国税通則法基本通達」 新旧対照表		
改 正 後	改 正 前	
52条第5項の規定により制限される。	条第5項の規定により制限される。	
8・9 (省略)	8・9 (同左)	
(催告の抗弁権等)	(催告の抗弁権等)	
10 国税の保証人については、民法第452条 <u>《</u> 催告の抗弁 <u>》</u> 及び第453条 <u>《</u> 検索の抗弁 <u>》</u> の	10 国税の保証人については、民法第452条 (催告の抗弁権) 及び第453条 (検索の抗弁権)	
規定の適用がない。	の規定の適用がない。	
第54条関係 担保の提供等に関する細目	第54条関係 担保の提供等に関する細目	
担保の提供手続	担保の提供手続	
(担保が有価証券等の場合の担保の提供に関し必要と認められる書類)	(担保提供書等の提出)	
1 規則第11条第2項第3号《担保の提供手続》に規定する「その他担保の提供に関し必	1 国税の担保の提供に当たっては、通則令第16条(担保の提供手続)に規定する書類の	
要と認められる書類」並びに同条第3項第2号及び第4項第2号に規定する「第2項第	ほか、次の書類を併せて提出させる。	
3号に掲げる書類」は、次に掲げる書類とする。		
(削除)	(1) 担保を提供する旨の書面	
(削除)	(1) 担保を提供する旨の書面 (2) 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第	

- 1) 担保として提供する有価証券又は金銭が、制限行為能力者(民法第13条第1項第10号《保佐人の同意を要する行為等》に規定する制限行為能力者をいう。) 又は任意後見契約上の本人(任意後見契約に関する法律第2条第2号《定義》に規定する本人をいう。)(以下第54条関係において「制限行為能力者等」という。)の所有財産である場合には、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める書類
- (3) 担保が、法人又は制限行為能力者(民法第13条第1項第10号(保佐人の同意を要する行為等)に規定する制限行為能力者をいう。)の所有財産である場合には、代表者、法定代理人(その代理行為が同法第826条(利益相反行為)の規定に該当するときは特別代理人)、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及び印鑑証明書

改 正 後 改 正 前

- イ 法定代理人(その代理行為が民法第826条《利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人)、成年後見人、任意後見人(任意後見監督人が選任されているものに限る。)、保佐人又は補助人(以下第54条関係において「法定代理人等」という。)に国税の担保提供手続について代理権が付与されているとき 法定代理人等の資格を証する書面(任意後見人、保佐人又は補助人にあっては代理権目録が添付されたものに限る。)
- 口 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、 保佐人又は補助人の同意が必要とされているとき 保佐人又は補助人の資格を 有する書面及び保佐人又は補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書 面(以下第54条関係において「同意書」という。)
- (2) 担保として提供する有価証券又は金銭が法人の所有財産である場合には、それぞれ次に定める書類
 - <u>イ</u> 代表者の資格を証する書面
 - □ 法人による保証が会社法第356条第1項第3号《競業及び利益相反取引の制限》、
 第365条第1項《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》、第419条第2項《執行役の監査委員に対する報告義務等》又は第595条第1項第2号《利益相反取引の制限》の規定に該当する場合には、その提供等につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面

(担保が不動産等の場合に担保の提供に関して必要と認められる書類)

- 1-2 規則第11条第5項第1号ホ、第2号ト及び第3号ホの「第2項第3号に掲げる 書類」は、次に掲げる書類とする。
- (1) 担保として提供する不動産等(法第50条第3号から第5号に掲げるものをいう。 以下第54条関係において同じ。)が、制限行為能力者等の所有財産である場合には、 次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める書類

- (4) 担保が保証人の保証である場合には、保証人の印鑑証明書(法人による保証の場合には、代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書とする。)
- (5) 法人による保証(物上保証を含む。) が会社法第356条第1項第3号_(競業及び利益相反取引の制限]、第365条第1項(競業及び取締役会設置会社との取引等の制限] 又は第595条第1項第2号_(利益相反取引の制限)_の規定に該当する場合には、その提供等につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面

(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>イ</u> 法定代理人等に国税の担保提供手続について代理権が付与されているとき	
1(1)イに掲げる書類のほか、抵当権の設定の登記又は登録に係る法定代理人等の	
当該設定を承諾する旨が記載された書類 (法定代理人等の記名押印があるもの)	
及び法定代理人等の印鑑証明書	
<u>ロ</u> 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、	
保佐人又は補助人の同意が必要とされている場合 1(1)口に掲げる書類(同意	
書については、保佐人又は補助人の記名押印があるものに限る。)及び保佐人又は	
補助人の印鑑証明書	
(2) 担保として提供する不動産等が法人の所有財産であるとき 1(2)に掲げる書	
類のほか、抵当権の設定の登記又は登録に係る法人の代表者の当該設定を承諾する	
旨が記載された書類(法人の代表者の記名押印があるものに限る。)及び法人の代表	
者の印鑑証明書	
(注) 1-2にいう印鑑証明書は、不動産登記令第16条第3項《申請情報を記載した	
書面への記名押印等》の規定による有効期限の制限はない(以下第54条関係に	
<u>おいて同じ。)。</u>	
(担保が保証人の保証の場合に担保の提供に関して必要と認められる書類)	(新設)
1-3 規則第11条第6項第1号ホ及び第2号ニの「第2項第3号に掲げる書類」は、次	
に掲げる書類とする。	
(1) 保証人が制限行為能力者等である場合には、次に掲げる場合に応じて、それぞれ	
次に定める書類	
<u>イ</u> 法定代理人等に国税の担保提供手続について代理権が付与されているとき	
1(1)イに掲げる書類のほか、当該保証人の保証を証する書面(法定代理人等の記	
名押印があるものに限る。)及び法定代理人等の印鑑証明書	
四 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、	

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
保佐人又は補助人の同意が必要とされているとき 1(1)口に掲げる書類	
(2) <u>保証人が法人である場合</u> <u>1(2)に掲げる書類</u>	
(法定代理人等の印鑑証明書等が提出される場合に不要となる書類)	(新設)
1-4 国税の担保が制限行為能力者等の所有財産又は制限行為能力者等による保証で	
ある場合において、法定代理人等に国税の担保提供手続について代理権が付与されて	
<u>いるとき($1-2(1)$</u> イ又は $1-3(1)$ イに掲げる書面が提出された場合に限る。)は、次	
に掲げる担保の種類に応じてそれぞれ次に掲げる書類の提出は要しない。	
(1) 不動産等 抵当権の設定の登記又は登録に係る不動産等の所有者の当該設定を	
承諾する旨が記載された書類(当該所有者の記名押印があるもの)及び当該所有者の	
<u>印鑑証明書</u>	
(2) 個人の保証人の保証 当該保証人の保証を証する書類(当該保証人の記名押印	
があるもの)及び当該保証人の印鑑証明書	
//2 体 五 体 特	(新設)
(保佐人又は補助人の意思の確認) 1-5 国税の担保が被保佐人若しくは被補助人の所有財産又は被保佐人若しくは被補	(材) 政)
助人による保証で、保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与さ	
れておらず、保佐人又は補助人の同意が必要とされている場合には、その保佐人又は補	
助人に対し、被保佐人又は被補助人が担保財産を提供すること、又は保証をすることに	
同意していることを確認した上で担保を徴取するものとする。	
The state of the s	
2 (省略)	2 (同左)
	(抵当権を設定するために必要な書類)
3 <u>削除</u>	3 通則令第16条第3項の「抵当権を設定するために必要な書類」とは、1に定める書類

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
	<u>のほか、次に掲げるものをいう。</u>
	(1) 担保財産の所有者の抵当権設定登記についての承諾書
	(2) 担保財産の所有者(法定代理人がある場合はその代理人とし、法人の場合はその
	代表者とする。)の印鑑証明書(1個により提出する場合を除く。)
	(注) この印鑑証明書は、不動産登記令第16条第3項の規定による有効期限の制限
	<u>はない。</u>
, (danta)	
4~6 (省略)	4~6 (同左)
担保の解除	担保の解除
(第三者納付の場合の解除時期)	(第三者納付の場合の解除時期)
7 抵当権により担保されている国税が、第三者により納付された場合の抵当権の解除	7 抵当権により担保されている国税が、第三者により納付された場合の抵当権の解除
は、 <u>令</u> 第11条 <u>《</u> 国税を納付した第三者の代位の手続 <u>》</u> の書面が通常提出されると見込ま	は、 <u>通則令</u> 第11条 <u>(</u> 国税を納付した第三者の代位の手続 <u>)</u> の書面が通常提出されると見
れる期間内に提出されなかったことを確認した後に行う(第41条関係4参照)。	込まれる期間内に提出されなかったことを確認した後に行う(第41条関係4参照)。
(その他の解除手続)	(その他の解除手続)
8 担保の解除手続については、 <u>令</u> 第17条第3項 <u>《</u> 担保の解除 <u>》</u> に定めるところによるほ	8 担保の解除手続については、 <u>通則令</u> 第17条第3項 <u>(</u> 担保の解除 <u>)</u> に定めるところによ
か、次の場合には、納税者に対し、その担保原因が消滅した旨の証明書を交付する。	るほか、次の場合には、納税者に対し、その担保原因が消滅した旨の証明書を交付する。
(1)·(2) (省略)	(1) • (2) (同左)
第55条関係 納付委託	第55条関係 納付委託
	(同类の外巾 5 左孔)
(国税の徴収上有利)	(国税の徴収上有利)
1 法第55条第1項第3号の「国税の徴収上有利」とは、滞納に係る国税をおおむね6月	1 <u>この条</u> 第1項第3号の「国税の徴収上有利」とは、滞納に係る国税をおおむね6月以
以内に完納させることができると認められる場合において、滞納者の財産の状況その	内に完納させることができると認められる場合において、滞納者の財産の状況その他

他の事情からみて、滞納に係る国税につき有価証券の納付委託を受けることにより確 実な納付が見込まれ、かつ、その取立てまでの期間において新たに納付委託に係る国税 以外の国税の滞納が見込まれないと認められる場合をいう。

(納付委託に使用できる証券)

- 2 <u>法第55条</u>第1項の「国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券」とは、 次に掲げる証券であって、最近において取立てが確実と認められ、かつ、その券面金額 が納付委託の目的である国税の額を超えないものに限る。
- (1) 小切手
 - イ 再委託銀行(法第55条第3項の規定により再委託をする銀行(信用金庫、信用組合、労働金庫等を含む。以下2において同じ。)をいう。以下2において同じ。)と同一の手形交換所に加入している銀行(手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。以下2において「所在地の銀行」という。)を支払人とし、再委託銀行の名称(店舗名を含む。)を記載した線引の小切手であって、次に該当するもの
 - (4) 振出人が納付委託をする者であるときは、税務署長等(納付委託を受ける職員の所属する税務署長等をいう。以下2において同じ。)を受取人とする記名式のもの
 - (口) (省略)

口 (省略)

(2) (省略)

(最近)

3 <u>法第55条</u>第1項の「最近」とは、納付委託を受ける日からおおむね6月以内をいう。 ただし、納税の猶予又は滞納処分に関する猶予の場合は、6月を超える証券であっても 改正前

の事情からみて、滞納に係る国税につき有価証券の納付委託を受けることにより確実 な納付が見込まれ、かつ、その取立てまでの期間において新たに納付委託に係る国税以 外の国税の滞納が見込まれないと認められる場合をいう。

(納付委託に使用できる証券)

- 2 <u>この条</u>第1項の「国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券」とは、次に掲げる証券であって、最近において取立てが確実と認められ、かつ、その券面金額が納付委託の目的である国税の額を超えないものに限る。
- (1) 小切手
 - イ 再委託銀行(<u>この条</u>第3項の規定により再委託をする銀行(信用金庫、信用組合、労働金庫等を含む。以下<u>この項</u>において同じ。)をいう。以下<u>この項</u>において同じ。)と同一の手形交換所に加入している銀行(手形交換所に準ずる制度を利用して再委託銀行と交換決済をすることができる銀行を含む。以下<u>この項</u>において「所在地の銀行」という。)を支払人とし、再委託銀行の名称(店舗名を含む。)を記載した線引の小切手であって、次に該当するもの
 - (イ) 振出人が納付委託をする者であるときは、税務署長等(納付委託を受ける職員の所属する税務署長等をいう。以下<u>この項</u>において同じ。)を受取人とする 記名式のもの
 - (1) (同左)

口 (同左)

(2) (同左)

(最近)

3 <u>この条</u>第1項の「最近」とは、納付委託を受ける日からおおむね6月以内をいう。ただし、納税の猶予又は滞納処分に関する猶予の場合は、6月を超える証券であっても納

改 正 後 改 正 前

納付委託を受けることができる (同項第1号)。

(証券の確実性の判定)

4 <u>法第55条</u>第1項の「確実に取り立てることができるものであると認められる」かどうかについては、納付委託に使用する証券について支払の責任を有する者が振出人又は支払人となっている小切手又は手形について、最近において不渡りとなった事実がなく、かつ、その者の信用状態が将来悪化する見通しのない限り、取立てが確実であると判断して差し支えない。

5~7 (省略)

(第1項第3号の国税に係る納付委託と滞納処分等との関係)

8 <u>法第55条</u>第1項第3号に規定する国税について納付委託を受けた場合においては、 その取り立てるべき日までは納付委託に係る国税について、原則として、滞納処分を行 わないものとする。

(納付委託と担保の関係)

9 <u>法第55条</u>第4項の「必要がないと認められるに至つたとき」とは、納付委託を受けた 証券の取立てが最近において特に確実であり、不渡りとなるおそれがないため、納付委 託に係る国税が確実に徴収できると認められる場合等をいう。

第5章 国税の還付金及び還付加算金

第56条関係 還付

付委託を受けることができる (同項1号)。

(証券の確実性の判定)

4 <u>この条</u>第1項の「確実に取り立てることができるものであると認められる」かどうかについては、納付委託に使用する証券について支払の責任を有する者が振出人又は支払人となっている小切手又は手形について、最近において不渡りとなった事実がなく、かつ、その者の信用状態が将来悪化する見通しのない限り、取立てが確実であると判断して差し支えない。

5~7 (同左)

(第1項第3号の国税に係る納付委託と滞納処分等との関係)

8 <u>この条</u>第1項第3号に規定する国税について納付委託を受けた場合においては、その取り立てるべき日までは納付委託に係る国税について、原則として、滞納処分を行わないものとする。

(納付委託と担保の関係)

9 <u>この条</u>第4項の「必要がないと認められるに至つたとき」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であり、不渡りとなるおそれがないため、納付委託 に係る国税が確実に徴収できると認められる場合等をいう。

第5章 国税の還付金及び還付加算金

第56条関係 環付

改正後改正前

還付

(国税に係る過誤納金)

- 1 <u>法第56条</u>第1項の「国税に係る過誤納金」とは、国税として納付された金額の超過納付額<u>及び</u>納期の開始前における国税としての納付額(予納として納付されたものを除く。)をいう。
 - (注) 上記の納付には、印紙納付及び物納も含まれることに留意する。

(源泉徴収等による国税の過誤納金の還付)

2 源泉徴収等による国税の過誤納金は、法令に別段の定めがある場合を除き、その国税 を納付した源泉徴収義務者又は特別徴収義務者に還付するものとする。

(第二次納税義務者への還付)

3 令第22条第1項<u>《納税者及び第二次納税義務者の納付に係る過誤納金の還付等》</u>の 「第二次納税義務者」には、徴収法第24条第1項<u>《譲渡担保権者の物的納税責任》</u>の規 定の適用を受ける譲渡担保権者を含むものとする。

なお、2人以上の第二次納税義務者が納付した国税につき生じた過誤納金は、それ ぞれの者が納付した額に応じてあん分して計算した額をそれぞれの者に還付するもの とする。

(国税の保証人又は第三者の納付に係る過誤納金の還付)

4 国税の保証人又は<u>法</u>第41条第1項<u>《</u>第三者の納付<u>》</u>に規定する第三者が納付した国税 につき生じた過誤納金は、納税者に還付するものとする。

なお、国税の保証人が納付時における保証債務の額を超えて納付したことによる過 誤納金は、その保証人に還付するものとする。

還付

(国税にかかる過誤納金)

- 1 <u>この条</u>第1項の「国税に係る過誤納金」とは、国税として納付された金額の超過納付額<u>および</u>納期の開始前における国税としての納付額(予納として納付されたものを除く。)をいう。
 - (注) 上記の納付には、印紙納付および物納も含まれることに留意する。

(源泉徴収等による国税の過誤納金の還付)

2 源泉徴収等による国税の過誤納金は、法令に別段の定めがある場合を除き、その国税 を納付した源泉徴収義務者または特別徴収義務者に還付するものとする。

(第二次納税義務者への還付)

3 <u>通則令</u>第22条第1項の「第二次納税義務者」には、徴収法第24条第1項の規定の適用 を受ける譲渡担保権者を含むものとする。

なお、2人以上の第二次納税義務者が納付した国税につき生じた過誤納金は、それ ぞれの者が納付した額に応じてあん分して計算した額をそれぞれの者に還付するもの とする。

(国税の保証人又は第三者の納付に係る過誤納金の還付)

4 国税の保証人又は<u>通則法</u>第41条第1項<u>(</u>第三者の納付<u>)</u>に規定する第三者が納付した 国税につき生じた過誤納金は、納税者に還付するものとする。

なお、国税の保証人が納付時における保証債務の額を超えて納付したことによる過 誤納金は、その保証人に還付するものとする。

改 正 後	改 正 前
5 (省略)	5 (同左)
 (相続人への還付)	(相続人への還付)
 6	6
ときの還付金等は、次により還付するものとする。	ときの還付金等は、次により還付するものとする。
(1) 還付金等について遺産の分割がされていないときは、その還付金等は、民法第900	(1) 還付金等について遺産の分割がされていないときは、その還付金等は、民法第900
条から第903条まで <u>《法定相続分、代襲相続人の相続分、遺言による相続分の指定、</u>	条から第903条まで <u>(</u> 法定相続分等 <u>)</u> に規定する相続分に応じてあん分して計算した
特別受益者の相続分》に規定する相続分に応じてあん分して計算した額を、それぞ	額を、それぞれの相続人に還付する。
れの相続人に還付する。	
(2) (省略)	(2) (同左)
(遺言執行者への還付)	(新設)
6-2 還付を受けるべき者につき相続があった場合において、その相続につき遺言執	
行者が指定されていることが申告書等により確認できたときは、その還付金等は、遺	
言執行者に還付するものとする(民法第1012条から第1015条まで参照)。	
(<u>制限行為能力者</u> への還付)	(<u>無能力者</u> への還付)
7 還付を受けるべき者が <u>制限行為能力者</u> である場合においても、その者に還付するも	7 還付を受けるべき者が <u>無能力者</u> である場合においても、その者に還付するものとす
のとする。ただし、その者の法定代理人が明らかであるときは、還付を受けるべき者を	る。ただし、その者の法定代理人が明らかであるときは、還付を受けるべき者を明示し
明示した <u>上</u> でその法定代理人に還付するものとする。	た <u>うえ</u> でその法定代理人に還付するものとする。
(破産者等への還付)	(破産者等への還付)
8 還付を受けるべき者に次に掲げる事実が生じた場合には、その還付金等((1)の場合は	8 還付を受けるべき者に次に掲げる事実が生じた場合には、その還付金等((1)の場合は
破産財団に属するものに限る。)は、還付を受けるべき者を明示した <u>上</u> で <u>それぞれ次に</u>	破産財団に属するものに限る。)は、還付を受けるべき者を明示した <u>うえで次に掲げる</u>

それぞれの者に還付するものとする。

定める者に還付するものとする。

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改正前
(1) 破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の決定があった	(1) <u>破産の宣告があつた場合</u> <u>その</u> 破産管財人
とき又は破産法第91条《保全管理命令》の規定による保全管理人による管理を	
命ずる処分があったとき 破産管財人又は保全管理人(同法第78条第1項、	
第81条第1項、第93条第1項参照)	
(2) 相続人不存在のため相続財産管理人が選任された場合 相続財産管理人(民法	(2) 相続人不存在のため相続財産管理人が選任された場合 <u>その</u> 相続財産管理人
第952条参照)	
(3) 還付を受けるべき者が民法第25条《不在者の財産の管理》に規定する不在者に該	(3) <u>不在者の財産管理人が置かれた場合</u> <u>その</u> 財産管理人
<u>当するとき</u> <u>不在者</u> 財産管理人 <u>(同法第28条参照)</u>	
(4) 外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、外国倒産処理手続の承	(4) 会社に整理開始の命令があり管理人が選任された場合 その管理人
認援助に関する法律第32条《管理命令》の規定による管理を命ずる処分があったと	
き又は同法第51条《保全管理命令》の規定による保全管理を命ずる処分があったと	
き 承認管財人又は保全管理人(同法第34条、第53条参照)	
(5) 更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続開始の決定があったと	(5) 会社更生手続の開始申立があつた場合において、保全管理人が選任された場合
き又は会社更生法第30条《保全管理命令》の規定による保全管理を命ずる処分があ	<u>その</u> 保全管理人
ったとき若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第22条《保全管理	
<u>命令》の規定による保全管理を命ずる処分があったとき</u> 保全管理人 <u>又は管財</u>	
人(会社更生法32条、第72条、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第23条、	
第45条参照)	
(6) 再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第64条《管理命令》の規	(6) <u>会社更生手続の開始決定があつた場合</u> <u>その</u> 管財人
定による管理を命ずる処分があったとき又は同法79条《保全管理命令》の規定によ	
る保全管理を命ずる処分があったとき 管財人 <u>又は保全管理人(同法第66条、81</u>	
条参照)	
(7) 企業担保権の実行手続の開始決定が <u>あった</u> 場合 管財人 <u>(企業担保法第32条参照)</u>	(7) 企業担保権の実行手続の開始決定が <u>あつた</u> 場合 <u>その</u> 管財人
(還付金等の譲受人への還付)	(還付金等の譲受人への還付)

9 還付金等の請求権が譲渡され、民法第467条第1項<u>《</u>債権の譲渡の対抗要件<u>》</u>の規定による通知があった場合には、その事実を確認し、その譲渡に係る還付金等は、その譲受人に還付する。

なお、この場合、その還付金等の請求権に係る譲渡の通知が2以上あったときは、その通知を受けた時(その還付金等の請求権の譲渡登記に係る登記事項証明書(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第2項)が添付された通知については、その登記日時)のいずれか早い通知に係る譲受人に還付する。

(強制執行がされた還付金等の取扱い)

10 還付金等の請求権が強制執行により<u>差し押さえられた</u>場合において、その還付金等を差押債権者に還付するときは差押債権者の債権及び執行費用の額に相当する額を、その還付金等を供託するときはその全額を、それぞれ還付又は供託する(民事執行法第155条第1項、第156条第1項参照)。

なお、次に留意する。

- (1) 差押えに係る還付金等の請求権のうち<u>差し押さえられていない</u>部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けた場合は、その還付金等の請求権の全額に相当する額の金銭を供託しなければならない(民事執行法第156条第2項参照)。
- (2) 差押えに係る還付金等の請求権のうち<u>差し押さえられていない</u>部分を超えて滞納 処分 (滞納処分の例による処分を含む。以下12において同じ。) による差押えがされ た場合は、その還付金等の請求権の全額に相当する額の金銭を供託しなければなら ない (滞調法第36条の6第1項参照)。
- (3) 配当要求が<u>あった</u>旨を記載した文書の送達を受けた場合は、その還付金等の請求 権のうち<u>差し押さえられた</u>部分に相当する額の金銭は供託しなければならない(民 事執行法第156条第2項参照)。

(注)1・2 (省略)

改正前

9 還付金等の請求権が譲渡され、民法第467条第1項<u>(</u>債権の譲渡の対抗要件<u>)</u>の規定による通知があった場合には、その事実を確認し、その譲渡に係る還付金等は、その譲受人に還付する。

なお、この場合、その還付金等の請求権に係る譲渡の通知が2以上あったときは、その通知を受けた時(その還付金等の請求権の譲渡登記に係る登記事項証明書(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第11条第2項)が添付された通知については、その登記日時)のいずれか早い通知に係る譲受人に還付する。

(強制執行がされた還付金等の取扱い)

10 還付金等の請求権が強制執行により<u>差押えられた</u>場合において、その還付金等を差押債権者に還付するときは差押債権者の債権及び執行費用の額に相当する額を、その還付金等を供託するときはその全額を、それぞれ還付又は供託する(民事執行法第155条第1項、第156条第1項参照)。

なお、次に留意する。

- (1) 差押えに係る還付金等の請求権のうち<u>差押えられていない</u>部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けた場合は、その還付金等の請求権の全額に相当する額の金銭を供託しなければならない(民事執行法第156条第2項参照)。
- (2) 差押えに係る還付金等の請求権のうち<u>差押えられていない</u>部分を超えて滞納処分 (滞納処分の例による処分を含む。以下12において同じ。)による差押えがされた場 合は、その還付金等の請求権の全額に相当する額の金銭を供託しなければならない (調整法第36条の6第1項参照)。
- (3) 配当要求が<u>あつた</u>旨を記載した文書の送達を受けた場合は、その還付金等の請求 権のうち<u>差押えられた</u>部分に相当する額の金銭は供託しなければならない(民事執 行法第156条第2項参照)。

(注)1・2 (同左)

改正前

(仮差押えの執行がされた還付金等の取扱い)

11 還付金等の請求権について仮差押えの執行がされた場合には、仮差押期間(第58条関係の11<u>《仮差押期間》</u>に定める期間をいう。)中は、その還付金等を供託しない取扱いとする。

ただし、仮差押えの執行に係る還付金等の請求権のうち仮差押えの執行がされていない部分を超えて発せられた差押命令の送達を受けたときは、その還付金等の請求権の全額に相当する額の金銭を供託しなければならないことに留意する(民事執行法第156条第2項、民事保全法第50条第5項参照)。

(滞納処分がされた還付金等の取扱い)

12 還付金等の請求権が滞納処分により<u>差し押さえられた</u>場合には、差押えに係る還付金等の請求権のうち差し押さえられた部分に相当する額は、差押債権者に還付する。

なお、滞納処分による差押えに係る還付金等の請求権のうち<u>差し押さえられて</u>いない部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときも、同様に取り扱うものとする。

ただし、還付金等の請求権について、順次滞納処分による差押え、強制執行による差押え及び滞納処分による差押えがされた場合で、当初の滞納処分による差押えがされていない部分について後の2つの差押えが10の(2)と同様の事情にあるときは、その部分に相当する額の金銭を供託しなければならないことに留意する(滞調法第36条の6第1項括弧書参照)。

(還付金等の請求権について相続があった場合)

13 還付金等の請求権について相続による承継があった場合において、民法第900条<u>《法</u> 定相続分》及び第901条《代襲相続人の相続分》の規定により算定した相続分を超えて

(仮差押えの執行がされた還付金等の取扱い)

11 還付金等の請求権について仮差押えの執行がされた場合には、仮差押期間(第58条関係<u>((還付加算金))</u>の11<u>((</u>仮差押期間<u>))</u>に定める期間をいう。)中は、その還付金等を供託しない取扱いとする。

ただし、仮差押えの執行に係る還付金等の請求権のうち仮差押えの執行がされていない部分を超えて発せられた差押命令の送達を受けたときは、その還付金等の請求権の全額に相当する額の金銭を供託しなければならないことに留意する(民事執行法<u>第</u>178条第5項・第156条第2項参照)。

(滞納処分がされた還付金等の取扱い)

12 還付金等の請求権が滞納処分により<u>差押えられた</u>場合には、差押えに係る還付金等 の請求権のうち差押えられた部分に相当する額は、差押債権者に還付する。

なお、滞納処分による差押えに係る還付金等の請求権のうち<u>差押えられて</u>いない部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときも、同様に取扱うものとする。

ただし、還付金等の請求権について、順次滞納処分による差押え、強制執行による差押え及び滞納処分による差押えがされた場合で、当初の滞納処分による差押えがされていない部分について後の2つの差押えが10の(2)と同様の事情にあるときは、その部分に相当する額の金銭を供託しなければならないことに留意する(調整法第36条の6第1項かつこ書参照)。

(還付金等の請求権について相続があった場合)

13 還付金等の請求権について相続による承継があった場合において、民法第900条及び 第901条の規定により算定した相続分を超えて当該請求権を承継した共同相続人から、 改正後

改 正 前

当該請求権を承継した共同相続人から、当該請求権に係る遺言又は遺産の分割の内容を明らかにして承継の通知があったときは、その承継は第三者に対抗できることに留意する(同法第899条の2第2項参照)。

当該請求権に係る遺言又は遺産の分割の内容を明らかにして承継の通知があったときは、その承継は第三者に対抗できることに留意する(<u>民法</u>第899条の2第2項)。

14・15 (省略)

14・15 (同左)

第57条関係 充当

第57条関係 充当

充当

(還付を受けるべき者)

1 法第57条第1項の「還付を受けるべき者」には、次に掲げる者が含まれる。 なお、納税管理人、第56条関係 6-2 《遺言執行者への還付》及び第56条関係の 8 《破産者等への還付》に定める者は、還付を受けるべき者には当たらない。

(1)~(2) (省略)

- (3) 人格のない社団等の還付金等を承継した法人
- (4) 還付金等の譲受人
- (5) 環付金等につき転付命令を得た差押債権者

(納付すべきこととなっている国税)

2 <u>法第57条</u>第1項の「納付すべきこととなつている国税」とは、納付すべき税額が確定した国税(<u>法</u>第15条第3項第2号から第6号までに掲げる国税にあっては、納税告知書が発せられたものに限る。)で、<u>令</u>第23条<u>《還付金等の充当適状》</u>に規定する充当適状にある国税をいう。

充当

(還付を受けるべき者)

1 <u>この条</u>第1項の「還付を受けるべき者」には、次に掲げる者が含まれる。 なお、納税管理人<u>および</u>第56条関係の8(破産者等への還付)に定める者は、還付を 受けるべき者には<u>あたらない</u>。

(1)~(2) (同左)

(新設)

- (3) 還付金等の譲受人
- (4) 還付金等につき転付命令を得た差押債権者

(納付すべきこととなっている国税)

2 <u>この条</u>第1項の「納付すべきこととなつている国税」とは、納付すべき税額が確定した国税(<u>通則法</u>第15条第3項第2号から第6号までに掲げる国税にあっては、納税告知書が発せられたものに限る。)で、通則令第23条に規定する充当適状にある国税をいう。

(譲渡等にかかる還付金等の充当)

(譲渡等に係る還付金等の充当)

3 還付金等につき譲渡の通知<u>又は</u>差押命令の送達が<u>あった</u>場合において、その譲渡を した者<u>又は</u>差押えを受けた債務者につき未納の国税(2に定める国税をいう。以下<u>第57</u> 条関係において同じ。)が生じた場合には、その還付金等は、その国税に充当すること はできない。ただし、その還付金等が留保還付金である場合には、その年分<u>又は</u>、その 事業年度分の所得税、法人税<u>又は消費税等</u>に充当することができる。

(破産手続開始の決定があった場合の還付金等の充当)

4 破産財団に属する還付金等は、破産手続によることなく<u>未納の国税</u>に充当するものとする(破産法第100条参照)。

5 • 6 (省略)

(充当の順位)

7 還付金等を充当すべき未納の国税が2以上ある場合における充当順位は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、順次に本税、附帯税に充当し(通則法第57条第1項、民法第489条第1項参照)、本税と本税の相互間、又は附帯税と附帯税の相互間は、民法第488条第4項第2号及び第3号《同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当》に定めるところに準ずるものとする。

充当適状

(特殊な場合の充当適状の日)

- 8 次に掲げる国税及び還付金等の充当適状の日は、それぞれ次に掲げるところによる。(1)・(2) (省略)
- (3) 人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括承継した法人の包括承継時の固有の未納の国税と包括承継により承継した既に生じている人格のない社団等の還付

改正前

3 還付金等につき譲渡の通知<u>または</u>差押命令の送達が<u>あつた</u>後において、その譲渡を した者<u>または</u>差押えを受けた債務者につき未納の国税(2に定める国税をいう。以下<u>こ</u> の条関係において同じ。)が生じた場合には、その還付金等は、その国税に充当するこ とはできない。ただし、その還付金等が留保還付金である場合には、その年分<u>または</u>、 その事業年度分の所得税または法人税に充当することができる。

(破産宣告があつた場合の還付金等の充当)

4 破産財団に属する還付金等は、破産手続によることなく<u>財団債権である未納の国税</u> に充当するものとする。

5 • 6 (同左)

(充当の順位)

7 還付金等を充当すべき未納の国税が2以上ある場合における充当順位は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、順次に本税、附帯税に充当し(通則法第57条第1項、民法第489条第1項参照)、本税と本税の相互間、又は附帯税と附帯税の相互間は、民法第488条第4項第2号及び第3号(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)に定めるところに準ずるものとする。

充当適状

(特殊な場合の充当適状の日)

8 次に掲げる国税及び還付金等の充当適状の日は、それぞれ次に掲げるところによる。(1)・(2) (同左)

(新設)

改正後

金等又は承継法人の包括承継時の固有の還付金等と包括承継により承継した未納の

国税 その包括承継の日

(4) 環付金等の譲受人の譲受時又は転付命令を得た差押債権者の転付時の固有の未納 の国税と譲渡又は転付命令により取得した還付金等 その譲渡通知又は転付命令 の送達があった日

(還付金等が生じた時)

9 令第23条第1項《還付金等の充当適状》の「還付金等が生じた時」とは、次に掲げる 環付金等については、次に掲げる時をいうものとする。

(1)~(4) (同左)

- (5) 給与所得の年末調整により生じた源泉徴収に係る所得税の過誤納金 その年末 調整がされた時
- (6) (省略)

(削除)

(7) 登記等が職権抹消されたことにより生じた登録免許税の過誤納金 その職権抹 消がされた時

(滞納処分費の生じた時)

10 令第23条第1項第8号《還付金等の充当適状》の滞納処分費の「生じた時」とは、滞 ┃ 10 通則令第23条第1項第8号の滞納処分費の「生じた時」とは、滞納処分費となる費用 納処分費となる費用につき、その支出すべきことが確定した時をいうものとする。

第58条関係 還付加算金

改正前

(3) 環付金等の譲受人の譲受時又は転付命令を得た差押債権者の転付時の固有の未納 の国税と譲渡又は転付命令により取得した還付金等 その譲渡通知又は転付命令の 送達があった日

(環付金等が生じた時)

9 通則令第23条第1項の「還付金等が生じた時」とは、次に掲げる還付金等については、 次に掲げる時をいうものとする。

(1)~(4) (省略)

- (5) 給与所得の年末調整により生じた源泉徴収にかかる所得税の過誤納金 その年 末調整がされた時
- (6) (同左)
- (7) 印紙納付にかかる有価証券取引税の過誤納金 税務署長がその過誤納の事実を 確認した時(過誤納の事実の確認申請書の提出およびその過誤納の事実を証する書 類の提示がされたときはその提出および提示がされた時)
- (8) 登記等が職権まつ消されたことにより生じた登録免許税の過誤納金 その職権 まつ消がされた時

(滞納処分費の生じた時)

につき、その支出すべきことが確定した時をいうものとする。

第58条関係 還付加算金

環付加算金の計算

環付加算金の計算

(支払決定)

1 <u>法第58条</u>第1項の「支払決定」には、再支払決定(国税収納金整理資金事務取扱規則 第72条第2項参照)は含まれない。

改正後

(過納金)

2 <u>法第58条及び令</u>第24条<u>《還付加算金》</u>の「過納金」とは、適法に納付された国税(滞納処分費を含む。)がその後法律の規定<u>又は</u>更正等の処分<u>若しくは</u>判決により減少したことにより生じた過誤納金をいう。

(納付があった日)

3 <u>法第58条</u>第1項第1号<u>及び令</u>第24条第2項第4号<u>《還付加算金》</u>の「納付があつた 日」には、国税に関する法律の規定により徴収したものとみなされる日を含むものとす る(徴収法<u>第</u>56条<u>第</u>3項、<u>第</u>57条<u>第</u>2項、<u>第</u>67条<u>第</u>3項、<u>第</u>116条<u>第</u>2項等)。

(更正があった日)

4 <u>法第58条</u>第1項第2号、第5項<u>及び令</u>第24条第2項第1号<u>《還付加算金》</u>の「更正があつた日」とは、更正通知書を発した日をいうものとする。

(相続により分割承継された場合)

5 還付金等が相続により分割して承継された場合における還付加算金は、その分割された額につき<u>法第58条</u>の規定を適用して計算するものとする。この場合、還付加算金の計算の基礎となる金額が分割して納付されているときは、その納付した国税の額をそれぞれの分割承継の割合によりあん分して計算した額とする。

(支払決定)

1 <u>この条</u>第1項の「支払決定」には、再支払決定(国税収納金整理資金事務取扱規則72 条2項、110条2項参照)は含まれない。

改正前

(過納金)

2 <u>この条および通則令</u>第24条の「過納金」とは、適法に納付された国税(滞納処分費を含む。)がその後法律の規定<u>または</u>更正等の処分<u>もしくは</u>判決により減少したことにより生じた過誤納金をいう。

(納付があつた日)

3 <u>この条</u>第1項第1号<u>および通則令</u>第24条第2項第4号の「納付があつた日」には、国税に関する法律の規定により徴収したものとみなされる日を含むものとする(徴収法56条3項、57条2項、67条3項、116条2項等)。

(更正が<u>あつた</u>日)

4 <u>この条</u>第1項第2号、第5項<u>および通則令</u>第24条第2項第1号の「更正があつた日」 とは、更正通知書を発した日をいうものとする。

(相続により分割承継された場合)

5 還付金等が相続により分割して承継された場合における還付加算金は、その分割された額につき<u>この条</u>の規定を適用して計算するものとする。この場合、還付加算金の計算の基礎となる金額が分割して納付されているときは、その納付した国税の額をそれぞれの分割承継の割合によりあん分して計算した額とする。

改 正 後	改正前
(譲渡又は転付命令があった場合)	(譲渡又は転付命令があった場合)
6 還付金等につき譲渡通知又は転付命令を受けた場合において、その譲渡通知又は転	6 還付金等につき譲渡通知又は転付命令を受けた場合において、その譲渡通知又は転
付命令に還付加算金についての特約又は明示がないときの還付加算金は、次によるも	付命令に還付加算金についての特約又は明示がないときの還付加算金は、次によるも
のとする。	のとする。
(1) 還付金等の全額が譲渡された場合には、譲受人に対して支払う(昭和2・10・22大	(1) 還付金等の全額が譲渡された場合には、譲受人に対して支払う(昭和2・10・22大
判 <u>参照</u>)。	判)。
(2)・(3) (省略)	(2) • (3) (同左)
 	(還付金等が滞納処分により差し押えられた場合)
7 還付金等が滞納処分により <u>差し押さえられた</u> 場合における還付加算金は、その <u>差押</u>	
えの内容に従い、支払うものとする。	えの内容に従い、支払うものとする。
ZVNATCKV XAJOVC FO	
(第二次納税義務者の納付に <u>係る</u> 過誤納金の場合)	(第二次納税義務者の納付に <u>かかる</u> 過誤納金の場合)
8 <u>令</u> 第22条第1項 <u>《納税者及び第二次納税義務者の納付に係る過誤納金の還付等》</u> の規	8 <u>通則令</u> 第22条第1項の規定による第二次納税義務者の納付に <u>かかる</u> 過誤納金の還付
定による第二次納税義務者の納付に <u>係る</u> 過誤納金の還付加算金は、その過誤納金の額	加算金は、その過誤納金の額に達するまで、第二次納税義務者が納付した国税の納付の
に達するまで、第二次納税義務者が納付した国税の納付の日の順序に従い、最後に納付	日の順序に従い、最後に納付された金額から順次 <u>さかのぼつて</u> 求めた金額の過誤納が、
された金額から順次 <u>遡って</u> 求めた金額の過誤納が、それぞれの納付の日に生じたもの	それぞれの納付の日に生じたものとして計算するものとする。
として計算するものとする。	
	除算期間
(除算期間の終期)	(除算期間の終期)
9 法第58条第2項第1号の期間内に差押命令の取消通知の送達を受けた場合は、この	
期間の末日はその送達を受けた日となる。	間の末日はその送達を受けた日となる。

(仮差押え)

(仮差押え)

10 法第58条第2項第2号の「仮差押え」とは、裁判所の判決又は決定に係る仮差押えをいい、民事保全法による強制執行を保全するための仮差押えに限らず、破産法第28条《債務者の財産に関する保全処分》、民事再生法第30条第1項《仮差押え、仮処分その他の保全処分》、会社更生法第28条第1項《開始前会社の業務及び財産に関する保全処分》、会社法第540条第1項《清算株式会社の財産に関する保全処分》、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第42条第1項《追徴保全命令》、第67条《国際共助手続による追徴保全命令》、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第20条《追徴保全命令》、第23条《組織的犯罪処罰法による共助等の例》、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第46条《追徴保全命令》等の規定による仮差押えも含まれる。

10 <u>この条</u>第2項第2号の「仮差押え」とは、裁判所の判決<u>または</u>決定に<u>かかる</u>仮差押え をいい、民事訴訟法第6編(仮差押及び仮処分)による強制執行を保全するための仮差

īF.

前

改

(仮差押期間)

11 <u>法第58条</u>第2項第2号の「仮差押えがされている期間」とは仮差押命令の送達を受けた日の翌日からその仮差押えの執行の取消通知を受けた日<u>又は</u>その仮差押えが本差押 えに転移した日までの期間をいう。

後発的事由により生じた過誤納金に係る還付加算金の計算

(適法な納付に影響を及ぼすことなく)

12 <u>法第58条</u>第4項の「その適法な納付に影響を及ぼすことなく」とは、納付すべき<u>税額</u> の変更の効果が将来に向かってだけ生じ、過去に遡らない場合をいう。

(法律の規定に基づき過納となったとき)

13 <u>法第58条</u>第4項の「法律の規定に基づき過納となつたとき」とは、法律の規定により、申告若しくは申請等の手続を要し、又は要しないで納付すべき税額が変更され過納

(仮差押期間)

押えに限らない。

11 <u>この条</u>第2項第2号の「仮差押えがされている期間」とは仮差押命令の送達を受けた 日の翌日からその仮差押えの執行の取消通知を受けた日<u>または</u>その仮差押えが本差押 えに転移した日までの期間をいう。

後発的事由により生じた過誤納金に<u>かかる</u>還付加算金の計算

(適法な納付に影響を及ぼすことなく)

12 <u>この条</u>第4項の「その適法な納付に影響を及ぼすことなく」とは、納付すべき<u>額</u>の変 更の効果が将来に向つてだけ生じ、過去にさかのぼらない場合をいう。

(法律の規定に基づき過納となつたとき)

13 <u>この条</u>第4項の「法律の規定に基づき過納となつたとき」とは、法律の規定により、 申告または申請等の手続を要し、または要しないで納付すべき額が変更され過納とな

改 正 後	改 正 前

と<u>なった</u>場合(<u>例えば</u>、年末調整による過誤納金)をいう。

還付加算金の不加算

(環付加算金が加算されない場合)

14 還付金等を、物納に<u>充てられた</u>財産で還付する場合<u>又は</u>税務署長等以外の者が還付し、<u>若しくは</u>充当する場合(<u>例えば</u>、所得税法第191条<u>《過納額の還付》</u>の規定により給与等の支払者が還付する場合)には、<u>法第58条</u>第1項の規定による還付加算金は加算されない。

第59条関係 国税の予納額の還付の特例

(最近)

1 <u>法第59条</u>第1項第2号の「最近」とは、おおむね6月以内をいうものとする。 ただし、同号の国税が<u>法</u>第17条第2項<u>《</u>期限内申告<u>》</u>に規定する期限内申告書において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる場合は、おおむね12月以内をいうものとする。

(過誤納が<u>あった</u>ものとみなす日)

- **2** 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる日に過誤納が<u>あった</u>ものとみなして還付する。
 - (1) 予納の目的と<u>なった</u>国税が、法律の改正により直接納付の必要がないことと<u>なっ</u>た場合 その法律の施行日
 - (2) 予納の目的と<u>なった</u>国税が税務署長等の処分により減額された場合 その処分 に係る通知を発した日
- (3) 予納の目的となった国税につき税額の確定手続が行われた場合又はその手続が行

つた場合(たとえば、年末調整による過誤納金)をいう。

還付加算金の不加算

(還付加算金が加算されない場合)

14 還付金等を、物納に<u>あてられた</u>財産で還付する場合<u>または</u>税務署長等以外の者が還付し、<u>もしくは</u>充当する場合(<u>たとえば</u>、所得税法第191条の規定により給与等の支払者が還付する場合)には、この条第1項の規定による還付加算金は加算されない。

第59条関係 国税の予納額の還付の特例

(最近)

1 この条第1項第2号の「最近」とは、おおむね6月以内をいうものとする。

ただし、同号の国税が<u>通則法</u>第17条第2項 (期限内申告) に規定する期限内申告書に おいて納付すべき税額の確定することが確実であると認められる場合は、おおむね12 月以内をいうものとする。

(過誤納が<u>あつた</u>ものとみなす日)

- **2** 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる日に過誤納が<u>あつた</u>ものとみなして還付する。
- (1) 予納の目的と<u>なつた</u>国税が、法律の改正により直接納付の必要がないことと<u>なつ</u> た場合 その法律の施行日
- (2) 予納の目的と<u>なつた</u>国税が税務署長等の処分により減額された場合 その処分 にかかる通知を発した日
- (3) 予納の目的となった国税につき税額の確定手続が行なわれた場合またはその手続

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>われない</u> ことが明らかに <u>なった</u> 場合 その手続が <u>行われた</u> 日 <u>又は</u> その手続が <u>行わ</u>	が <u>行なわれない</u> ことが明らかに <u>なつた</u> 場合 その手続が <u>行なわれた</u> 日 <u>または</u> その
<u>れない</u> ことが明らかに <u>なった</u> 日	手続が <u>行なわれない</u> ことが明らかに <u>なつた</u> 日
(国税の確定予定日を経過した後における予納の取扱い)	(国税の確定予定日を経過した後における予納の取扱い)
3 予納の目的と <u>なった法第59条</u> 第1項第2号に規定する国税が、その申出に <u>係る</u> 国税	3 予納の目的と <u>なつたこの条</u> 第1項第2号に規定する国税が、その申出に <u>かかる</u> 国税
の確定予定日を経過しても確定しないときは、税務署長等において、その確定が確実で	の確定予定日を経過しても確定しないときは、税務署長等において、その確定が確実で
あると認められるものを除き、その確定予定日を経過した日に過誤納が <u>あった</u> ものと	あると認められるものを除き、その確定予定日を経過した日に過誤納が <u>あつた</u> ものと
して取り扱う。	して取り扱う。
(予納した国税の延滞税等の終期)	(予納した国税の延滞税等の終期)
4 国税の予納をした場合において、その国税に延滞税 <u>又は</u> 利子税が課されるときは、そ	4 国税の予納をした場合において、その国税に延滞税 <u>または</u> 利子税が課されるときは、
の延滞税 <u>又は</u> 利子税の計算の終期は、予納をした日とする。	その延滞税 <u>または</u> 利子税の計算の終期は、予納をした日とする。
(現金納付に <u>係る</u> 登録免許税の還付)	(現金納付に <u>かかる</u> 登録免許税の還付)
5 登録免許税の現金納付がされた場合において、その納付の目的とされた登記等がさ	5 登録免許税の現金納付がされた場合において、その納付の目的とされた登記等がさ
れないことと <u>なった</u> ときは、 <u>法第59条</u> 第2項の規定を適用し還付 <u>又は</u> 充当をするもの	れないことと <u>なつた</u> ときは、 <u>この条</u> 第2項の規定を適用し還付 <u>または</u> 充当をするもの
とする。	とする。
第6章 附帯税	第6章 附帯税
第 1 節 延滞税 <u>及び</u> 利子税 	第 1 節 延滞税 <u>および</u> 利子税
MT CO AZ BB /T 77 194714	MY CO A FIRST 77 W 12
第60条関係 延滞税	第60条関係 延滞税

(納税者)

(納税者)

1 <u>法第60条</u>第1項の「納税者」には、相続税法第34条<u>《</u>連帯納付の義務<u>等》</u>の規定による連帯納付義務者は含まないものとする。

(完納する日)

2 <u>法第60条</u>第2項の「完納する日」とは、国税の全額を納付する日をいう。この場合の 納付する日には、徴収法の規定により徴収したものとみなされる日が含まれる(徴収法 第56条第3項、第57条第2項、第67条第3項、第116条第2項等)。

(源泉徴収等による国税の遅延納付の場合の延滞税の計算)

- 3 源泉徴収等による国税を、法定納期限後納税の告知がされる前に納付した場合における法定納期限の翌日から納付の日までの期間は、<u>法第60条</u>第2項ただし書の「納期限までの期間」に含まれる。
- 4 (省略)

第62条関係 一部納付が行われた場合の延滞税の額の計算等

(国税の一部が納付された日)

<u>法第62条</u>第1項の「納付の日」には、徴収法の規定により徴収したものとみなされる日を含むものとする(徴収法<u>第</u>56条<u>第</u>3項、<u>第</u>57条<u>第</u>2項、<u>第</u>67条<u>第</u>3項、<u>第</u>116条<u>第</u>2項等)。

第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除

事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除

改 正 前

1 <u>この条</u>第1項の「納税者」には、相続税法第34条<u>(</u>連帯納付の義務)<u>の</u>規定による連 帯納付義務者は含まないものとする。

(完納する日)

2 <u>この条</u>第2項の「完納する日」とは、国税の全額を納付する日をいう。この場合の納付する日には、徴収法の規定により徴収したものとみなされる日が含まれる(徴収法56条3項、57条2項、67条3項、116条2項等)。

(源泉徴収等による国税の遅延納付の場合の延滞税の計算)

- 3 源泉徴収等による国税を、法定納期限後納税の告知がされる前に納付した場合における法定納期限の翌日から納付の日までの期間は、<u>この条</u>第2項ただし書の「納期限までの期間」に含まれる。
- 4 (同左)

第62条関係 一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等

(国税の一部が納付された日)

<u>この条</u>第1項の「納付の日」には、徴収法の規定により徴収したものとみなされる日を 含むものとする(徴収法56条3項、57条2項、67条3項、116条2項等)。

第63条関係 納税の猶予等の場合の延滞税の免除

事業の廃止等による納税の猶予等の場合の免除

(猶予期間内に納付しなかったやむを得ない理由)

(猶予期間内に納付しなかったやむを得ない理由)

1 <u>法第63条</u>第3項<u>括弧</u>書の「やむを得ない理由」には、納税者の故意又は重大な過失に よる理由は含まない。

(納付が困難と認められるもの)

2 <u>法第63条</u>第3項の「納付が困難と認められるもの」とは、納税の猶予又は換価の猶予 に係る国税の延滞税のうち、その徴収をしようとする時において納付することができ ないと認められる延滞税の額をいう。

(財産の状況が著しく不良)

3 <u>法第63条</u>第3項第1号の「納税者の財産の状況が著しく不良」とは、納税者が債務超 過に準ずる状態に至った場合をいう。

(軽減又は免除されたとき)

3-2 <u>法第63条</u>第3項第1号の「その軽減又は免除がされたとき」とは、猶予をした期間の始期以降において、納税者の財産の状況が著しく不良であって、そのままの状態では事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その状態に陥ることを避けるために、納期又は弁済期の到来した地方税、公課及び私債権の元本又は利息につき相当額の軽減又は免除がされたときをいう。

(延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由)

4 <u>法第63条</u>第3項第2号の「延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき」とは、猶予に係る国税について、不要不急の資産の処分、経費の節減等の相当の努力をしたにもかかわらず、おおむね次に掲げる場合(納税者の故意又は重大な過失によるものを除く。)に該当するため、その国税に係る延滞税の納付が困難とな

1 <u>この条</u>第3項<u>かっこ</u>書の「やむを得ない理由」には、納税者の故意又は重大な過失に よる理由は含まない。

īF.

前

改

(納付が困難と認められるもの)

2 <u>この条</u>第3項の「納付が困難と認められるもの」とは、納税の猶予又は換価の猶予に 係る国税の延滞税のうち、その徴収をしようとする時において納付することができな いと認められる延滞税の額をいう。

(財産の状況が著しく不良)

3 <u>この条</u>第3項第1号の「納税者の財産の状況が著しく不良」とは、納税者が債務超過 に準ずる状態に至った場合をいう。

(軽減又は免除されたとき)

3-2 <u>この条</u>第3項第1号の「その軽減又は免除がされたとき」とは、猶予をした期間 の始期以降において、納税者の財産の状況が著しく不良であって、そのままの状態では 事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その状態 に陥ることを避けるために、納期又は弁済期の到来した地方税、公課及び私債権の元本 又は利息につき相当額の軽減又は免除がされたときをいう。

(延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由)

4 <u>この条</u>第3項第2号の「延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき」とは、猶予に係る国税について、不要不急の資産の処分、経費の節減等の相当の努力をしたにもかかわらず、おおむね次に掲げる場合(納税者の故意又は重大な過失によるものを除く。)に該当するため、その国税に係る延滞税の納付が困難となっ

改 正 後	
っていると認められる場合をいう。	ていると認められる場合をいう。
(1)~(3) (省略)	(1)~(3) (同左)

(判定の時期)

5 <u>法第63条</u>第3項各号に該当するかどうかの判定は、免除しようとする時における納税者の状況により行う。

差押え等の場合の免除

(必要な財産)

6 法第63条第5項の「滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産」とは、差し押さえた財産から国税を徴収できる額(処分予定価額を基にして算定する。)が差押えに係る国税の額以上と判定できる財産をいう。この場合において、その国税につき徴収法第24条第3項《譲渡担保権者の物的納税責任》に規定する譲渡担保財産又は第36条第1号《実質課税額等の第二次納税義務》及び第41条第1項《人格のない社団等に係る第二次納税義務》に規定する第二次納税義務者の財産を差し押さえているときは、その財産から徴収できる額も含めてその国税の額以上かどうかの判定をする。

7 (省略)

(相当する担保)

8 法第63条第5項の「納付すべき税額に相当する担保」とは、その担保財産の価額(担保が保証人の保証の場合は、その保証人の資力)が担保提供に係る国税の額以上である担保をいう。この場合における国税の額には、未確定の延滞税(同条各項の規定により免除される延滞税の額を除く。)及びその担保の処分に要する費用の額を含む(以下9において同じ。)。

(判定の時期)

5 <u>この条</u>第3項各号に該当するかどうかの判定は、免除しようとする時における納税 者の状況により行う。

差押え等の場合の免除

(必要な財産)

6 <u>この条</u>第5項の「滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産」とは、差し押さえた財産から国税を徴収できる額(処分予定価額を基にして算定する。)が差押えに係る国税の額以上と判定できる財産をいう。この場合において、その国税につき徴収法第24条第3項<u>(</u>譲渡担保権者の物的納税責任<u>)</u>に規定する譲渡担保財産又は<u>同法</u>第36条第1号<u>(</u>実質課税額等の第二次納税義務<u>)</u>及び第41条第1項<u>(</u>人格のない社団等に係る第二次納税義務<u>)</u>に規定する第二次納税義務者の財産を差し押さえているときは、その財産から徴収できる額も含めてその国税の額以上かどうかの判定をする。

7 (同左)

(相当する担保)

8 <u>この条</u>第5項の「納付すべき税額に相当する担保」とは、その担保財産の価額(担保が保証人の保証の場合は、その保証人の資力)が担保提供に係る国税の額以上である担保をいう。この場合における国税の額には、未確定の延滞税(同条各項の規定により免除される延滞税の額を除く。)及びその担保の処分に要する費用の額を含む(以下9において同じ。)。

改正後	改	正	前	
-----	---	---	---	--

なお、納付委託に係る有価証券は、上記の担保に含まれない。

(免除の範囲)

9 法第63条第5項の規定により免除する延滞税は、差し押さえた財産又は提供された 担保の額がその差押え等に係る国税の額以上と判定できる期間に対応する延滞税に限 る。

納付の委託の場合の免除

(弁済委託等の場合)

10 徴収法第67条第4項《差し押さえた債権の取立》の規定による弁済委託の場合(差押 有価証券の取立委託をする場合を含む。) についても、法第63条第6項第1号の規定に 準じて免除する。

(期限が指定された場合の委託を受けた日)

11 法第63条第6項第2号の「その委託を受けた日」とは、納税者が金融機関に対し、あ らかじめ納付すべき日を指定して納付を委託した場合には、その指定された日をいう。

災害の場合の免除

(その他これらに類する災害)

すべりその他の自然現象の異変による災害をいう。

(納付することができない事由)

13 法第63条第6項第3号の「納付することができない事由」とは、災害により、社会通 │ 13 この条第6項第3号の「納付することができない事由」とは、災害により、社会通念 念上、納付の行為ができないと認められる事情をいい、災害に基因して資金不足が生じ

なお、納付委託に係る有価証券は、上記の担保に含まれない。

(免除の範囲)

9 この条第5項の規定により免除する延滞税は、差し押さえた財産又は提供された担 保の額がその差押え等に係る国税の額以上と判定できる期間に対応する延滞税に限 る。

納付の委託の場合の免除

(弁済委託等の場合)

10 徴収法第67条第4項(差し押さえた債権の取立て)の規定による弁済委託の場合(差 押有価証券の取立委託をする場合を含む。) についても、この条第6項第1号の規定に 準じて免除する。

(期限が指定された場合の委託を受けた日)

11 この条第6項第2号の「その委託を受けた日」とは、納税者が金融機関に対し、あら かじめ納付すべき日を指定して納付を委託した場合には、その指定された日をいう。

災害の場合の免除

(その他これらに類する災害)

12 法第63条第6項第3号の「その他これらに類する災害」とは、豪雪、津波、落雷、地 | 12 この条第6項第3号「その他これらに類する災害」とは、豪雪、津波、落雷、地すべ りその他の自然現象の異変による災害をいう。

(納付することができない事由)

上、納付の行為ができないと認められる事情をいい、災害に基因して資金不足が生じた

改 正 後	改正前	
たため納付ができない場合は含まれない。	ため納付ができない場合は含まれない。	
(人為による異常な災害又は事故)	(人為による異常な災害又は事故)	
14 <u>令</u> 第26条の2第 <u>3</u> 号 <u>《延滞税の免除ができる場合》</u> の「その他の人為による異常な災	14 通則令第26条の2第2号の「その他の人為による異常な災害又は事故」とは、ガス爆	
害又は事故」とは、ガス爆発、交通の途絶、飛行機の墜落、船舶の沈没等をいう。	発、交通の途絶、飛行機の墜落、船舶の沈没等をいう。	

(申告又は納付ができない場合)

国税を納付することができない場合」とは、13に準ずる。

第二次納税義務等の免除

(第二次納税義務等の免除)

16 第二次納税義務者(徴収法第36条第1号及び第2号《実質課税額等の第二次納税義 務》及び第41条第1項《人格のない社団等に係る第二次納税義務》に規定する第二次納 税義務者を除く。) 又は保証人について、法第63条の規定に該当する事由が生じた場合 には、その第二次納税義務者等についても法第63条の規定に準じて免除することがで きる。

会社更生法の規定による免除との関係

(意見を述べる場合等の基準)

17 会社更生法第169条《租税等の請求権の取扱い》の規定により、税務署長等が延滞税 の減免についての意見を述べる場合又は同意をする場合には、おおむね法第63条の規 定の趣旨に準じて行う。

第64条関係 利子税

(申告又は納付ができない場合)

15 令第26条の2第3号《延滞税の免除ができる場合》の「申告をすることができず又は ┃15 通則令第26条の2第2号の「申告をすることができず又は国税を納付することがで きない場合」とは、13に準ずる。

第二次納税義務等の免除

(第二次納税義務等の免除)

16 第二次納税義務者(徴収法第36条第1号及び第2号(実質課税額等の第二次納税義 務)及び第41条第1項(人格のない社団等に係る第二次納税義務)に規定する第二次納 税義務者を除く。)又は保証人について、この条の規定に該当する事由が生じた場合に は、その第二次納税義務者等についてもこの条の規定に準じて免除することができる。

会社更生法の規定による免除との関係

(意見を述べる場合等の基準)

17 会社更生法第169条 (租税等の請求権の取扱い) の規定により、税務署長等が延滞税 の減免についての意見を述べる場合又は同意をする場合には、おおむねこの条の規定 の趣旨に準じて行う。

第64条関係 利子税

改 正 後	改正前
7 - 2	77 "'
(相続により分割承継された場合の利子税の計算)	 (相続により分割承継された場合の利子税の計算)
1 延納税額が相続により分割して承継された場合における利子税の計算は、第60条関	1 延納税額が相続により分割して承継された場合における利子税の計算は、第60条関
係 4 <u>《</u> 相続により分割承継された場合の延滞税の計算 <u>》</u> と同様とする。	係 4 <u>(</u> 相続により分割承継された場合の延滞税の計算 <u>)</u> と同様とする。
(繰上請求をした場合の利子税の計算)	(繰上請求をした場合の利子税の計算)
2 延納に <u>係る</u> 国税につき、繰上請求をした場合で <u>あって</u> も利子税の計算の終期は、当初	2 延納に <u>かかる</u> 国税につき、繰上請求をした場合で <u>あつて</u> も利子税の計算の終期は、当
の延納の期限(その期限前に納付が <u>あった</u> 場合においては、その納付の日)による。	初の延納の期限(その期限前に納付が <u>あつた</u> 場合においては、その納付の日)による。
(会社更生法の規定による利子税の免除との関係)	(会社更生法の規定による利子税の免除との関係)
3 会社更生法 <u>第169条第2項又は第3項《租税等の請求権の取扱い》</u> の規定により、税	3 会社更生法 <u>第122条第2項または第3項</u> の規定により、税務署長等が利子税の減免に
務署長等が利子税の減免について意見を述べる場合 <u>又は</u> 同意をする場合には、おおむ	ついて意見を述べる場合 <u>または</u> 同意をする場合には、おおむね <u>この条</u> 第3項で準用す
ね <u>法第64条</u> 第3項で準用する <u>法</u> 第63条 <u>《納税の猶予等の場合の延滞税の免除》</u> の規定の	る <u>通則法</u> 第63条の規定の趣旨に準じてするものとする。
趣旨に準じてするものとする。	
第7章 国税の更正、決定、徴収、還付金等の期間制限	第7章 国税の更正、決定、徴収、還付金等の期間制限
第2節 国税の徴収権の消滅時効	第2節 国税の徴収権の消滅時効
第72条関係 国税の徴収権の消滅時効	第72条関係 国税の徴収権の消滅時効
徴収権の時効の起算日 (常収集を行体することができるロ)	徴収権の時効の起算日
(徴収権を行使することができる日)	(徴収権を行使することができる日)
1 法第72条第1項の「これらにつき徴収権を行使することができる日」とは、次に掲げ	1 この条第1項の「これらにつき徴収権を行使することができる日」とは、次に掲げる

国税については、それぞれ次に掲げる日をいうものとする。

る国税については、それぞれ次に掲げる日をいうものとする。

- (1) 還付請求申告書に<u>係る</u>還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべき国税 その還付請求申告書の提出が<u>あった</u>日
- (2) (省略)

民法の規定の準用による時効の完成猶予及び更新

(裁判上の請求)

2 課税処分の取消訴訟に対する国の応訴行為も裁判上の請求に当たり(昭和43・6・27 最高判、平成5・4・16金沢地判参照)、その訴訟に係る国税の徴収権の時効について は、その取消訴訟が終了するまでの間は完成せず、その終了の時から新たに進行を始め る(民法第147条参照)。

(催告)

3 催告書、差押予告通知書の送達等による納付の催告については、民法第150条<u>《</u>催告による時効の完成猶予》の規定が準用される(昭和43・6・27最高判<u>参照</u>)。

なお、納付の催告により時効の完成猶予の効力が生じた場合には、その効力が生じている期間中に再度催告をしても、再度の催告による時効の完成猶予の効力は生じない(民法第150条第2項参照)。

(滞納処分)

- 4 滞納処分による差押え、換価及び配当については、民法第148条<u>《</u>強制執行等による 時効の完成猶予及び更新》の規定が準用される(徴収法基通第47条関係55参照)。
- 5 (省略)

(承認)

改 正 前

- (1) 還付請求申告書に<u>かかる</u>還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべき国税 その還付請求申告書の提出があつた日
- (2) (同左)

民法の規定の準用による時効の完成猶予及び更新

(裁判上の請求)

2 課税処分の取消訴訟に対する国の応訴行為も裁判上の請求に当たり(昭和43・6・27 最高判、平成5・4・16金沢地判参照)、その訴訟に係る国税の徴収権の時効について は、その取消訴訟が終了するまでの間は完成せず、その終了の時から新たに進行を始め る(民法第147条)。

(催告)

3 催告書、差押予告通知書の送達等による納付の催告については、民法第150条<u>(</u>催告による時効の完成猶予)の規定が準用される(昭和43・6・27最高判)。

なお、納付の催告により時効の完成猶予の効力が生じた場合には、その効力が生じている期間中に再度催告をしても、再度の催告による時効の完成猶予の効力は生じない(民法第150条第2項)。

(滞納処分)

- 4 滞納処分による差押え、換価及び配当については、民法第148条 (強制執行等による 時効の完成猶予及び更新)の規定が準用される(徴収法基通第47条関係55参照)。
- 5 (同左)

(承認)

- 6 国税を納付する義務がある者が、期限後申告、修正申告、納期限の延長、納税の猶予 又は換価の猶予の申請、延納の申請又は届出、納付の委託その他国税の納付義務の存在 を認識していたと認められる行為をしたときは、これらの行為をした時から、これらの 行為に係る部分の国税の徴収権の時効が新たに進行する(民法第152条第1項参照)。
 - (注) 納税の猶予又は換価の猶予の申請に係る部分の国税の徴収権の時効については、その猶予がされている期間内は進行せず、その期間が終了した時から進行する(<u>法</u>第73条第4項<u>参照</u>)。すなわち、猶予期間が終了した時から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

7 (省略)

第73条関係 時効の完成猶予及び更新

時効の停止

(当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税)

1 <u>法第73条</u>第4項の「当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税」は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予が、本税の額の一部についてされた場合であっても、その本税について併せて納付すべき延滞税及び利子税の全額をいう。

延滞税又は利子税についての時効の完成猶予及び更新

(時効の完成猶予等の効力が及ぶ延滞税等)

2 <u>法第73条</u>第5項の「その完成せず、又は新たにその進行を始める部分の国税に係る延 滞税又は利子税」とは、時効が完成せず、又は時効が新たに進行する本税につき併せて 納付すべき延滞税又は利子税の全額をいう。 改正前

- 6 国税を納付する義務がある者が、期限後申告、修正申告、納期限の延長、納税の猶予 又は換価の猶予の申請、延納の申請又は届出、納付の委託その他国税の納付義務の存在 を認識していたと認められる行為をしたときは、これらの行為をした時から、これらの 行為に係る部分の国税の徴収権の時効が新たに進行する(民法第152条第1項参照)。
 - (注) 納税の猶予又は換価の猶予の申請に係る部分の国税の徴収権の時効については、その猶予がされている期間内は進行せず、その期間が終了した時から進行する(通則法第73条第4項)。すなわち、猶予期間が終了した時から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

7 (同左)

第73条関係 時効の完成猶予及び更新

時効の停止

(当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税)

1 <u>この条</u>第4項の「当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税」は、延納、 納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予が、本税の額の一部についてされ た場合であっても、その本税について併せて納付すべき延滞税及び利子税の全額をい う。

延滞税又は利子税についての時効の完成猶予及び更新

(時効の完成猶予等の効力が及ぶ延滞税等)

2 <u>この条</u>第5項の「その完成せず、又は新たにその進行を始める部分の国税に係る延滞 税又は利子税」とは、時効が完成せず、又は時効が新たに進行する本税につき併せて納 付すべき延滞税又は利子税の全額をいう。

以 止 後 以 止 則

(納付により時効の更新の効力が生じる延滞税等)

3 <u>法第73条</u>第6項の「納付されたとき」とは、納付すべき本税の全額が納付されたとき をいい、同項の「その納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税」とは、完納となった本税につき併せて納付すべき延滞税又は利子税の全額をいう。

第9章 雑則

第117条関係 納税管理人

(納税者)

1 <u>法第117条</u>第1項の「納税者」には、国税に関する法律の規定により還付を受けるた めの申告書又は確定損失申告書を提出することができる者も含まれる。

(納税管理人の事務範囲)

2 <u>法第117条</u>第1項の「納税申告書の提出その他国税に関する事項」とは、次に掲げる 事項(不服申立てに関する事項を除く。)をいう。

(1)~(4) (省略)

(注) 納税管理人は、上記(1)から(4)までに掲げる事項の一部のみを処理(特定納税管理人(法第117条第5項の特定納税管理人をいう。7において同じ。)によるものを除く。) することはできないことに留意する。

(納税管理人の選任)

3 <u>法第117条</u>第1項の納税管理人は、できるだけ納税者の納税地を所轄する税務署の管轄区域内に住所等を有する者のうちから選任させるものとする。

(納付により時効の更新の効力が生じる延滞税等)

3 <u>この条</u>第6項の「納付されたとき」とは、納付すべき本税の全額が納付されたときをいい、同項の「その納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税」とは、完納となった本税につき併せて納付すべき延滞税又は利子税の全額をいう。

第9章 雑則

第117条関係 納税管理人

(納税者)

1 <u>この条</u>第1項の「納税者」には、国税に関する法律の規定により還付を受けるための 申告書又は確定損失申告書を提出することができる者も含まれる。

(納税管理人の事務範囲)

2 <u>この条</u>第1項の「納税申告書の提出その他国税に関する事項」とは、次に掲げる事項 (不服申立てに関する事項を除く。)をいう。

(1)~(4) (同左)

(注) 納税管理人は、上記(1)から(4)までに掲げる事項の一部のみを処理(特定納税管理人(この条第5項の特定納税管理人をいう。7において同じ。)によるものを除く。)することはできないことに留意する。

(納税管理人の選任)

3 <u>この条</u>第1項の納税管理人は、できるだけ納税者の納税地を所轄する税務署の管轄 区域内に住所等を有する者のうちから選任させるものとする。

改 正 前

(納税管理人の権限の消滅)

4 納税管理人の権限は、その解任によるほか納税者の死亡(法人にあってはその消滅。 以下4において同じ。)若しくは納税者が破産手続開始の決定を受けたこと又は納税管理人の死亡若しくは納税管理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたことにより消滅する(民法第111条、第653条参照)。

(納税管理人の権限の消滅後の効果)

5 納税管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、納税管理人であった者によってされ、又は納税管理人であった者に対してした行為は、納税者(納税義務を承継した者を含む。以下5において同じ。)によってされ、又は納税者に対してした行為とするものとする(民法第112条、第655条参照)。

(納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項の範囲)

6 <u>規則</u>第12条の2<u>《納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項》</u>の「その他これに類する事項」には、徴収法の規定による滞納処分等に関する 2(2) 及び(3)に掲げる事項等が含まれることに留意する。

(特定納税管理人と法第12条の納税管理人の事務との関係)

7 特定納税管理人が処理することができる事項は、<u>法第117条</u>第3項に規定する特定事項に限られるから、特定納税管理人は、当該特定事項に係る書類を除き、<u>法</u>第12条第1項又は第3項<u>《書類の送達》</u>の規定による送達を受けることができないことに留意する。

(納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続)

(納税管理人の権限の消滅)

4 納税管理人の権限は、その解任によるほか納税者の死亡(法人にあってはその消滅。 以下<u>この項</u>において同じ。)若しくは納税者が破産手続開始の決定を受けたこと又は納税管理人の死亡若しくは納税管理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を 受けたことにより消滅する(民法第111条、第653条参照)。

(納税管理人の権限の消滅後の効果)

5 納税管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、納税管理人であった者によってされ、又は納税管理人であった者に対してした行為は、納税者(納税義務を承継した者を含む。以下<u>この項</u>において同じ。)によってされ、又は納税者に対してした行為とするものとする(民法第112条、第655条参照)。

(納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項の範囲)

6 <u>国税通則法施行規則</u>第12条の2の「その他これに類する事項」には、徴収法の規定による滞納処分等に関する2(2)及び(3)に掲げる事項等が含まれることに留意する。

(特定納税管理人と通則法第12条の納税管理人の事務との関係について)

7 特定納税管理人が処理することができる事項は、<u>この条</u>第3項に規定する特定事項 に限られるから、特定納税管理人は、当該特定事項に係る書類を除き、<u>通則法</u>第12条第 1項又は第3項の規定による送達を受けることができないことに留意する。

(納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続)

8 納税者が、<u>法第117条</u>第3項の規定による納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合には、同条第2項の規定により納税管理人の届出をしなければならないことに留意する。

(国内便宜者が納税管理人となることの求めに応じた場合の手続)

9 <u>法第117条</u>第4項に規定する国内便宜者が同項の規定による納税者の納税管理人となることの求めに応じた場合において、当該納税者が当該国内便宜者を納税管理人として定めたときは、当該納税者は、同条第2項の規定により納税管理人の届出をしなければならないことに留意する。

(密接な関係を有する者の範囲)

- 10 法第117条第5項第1号ロの「密接な関係を有する者」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 過去に特定納税者(同項に規定する特定納税者をいう。以下<u>第117条</u>関係において同じ。)の課税の基因となった取引について契約関係にあり、現在も引き続きその契約関係を有する者

(2)・(3) (省略)

(継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲)

11 <u>法第117条</u>第5項第1号ハの「継続的に又は反復して行う場を提供する事業者」とは、例えば、プラットフォーム運営事業者のように多数の者との間で取引を行う場を提供する者が該当するが、特定納税者との間で単発の取引仲介のみを行ったような事業者は特定納税者へ「継続的に又は反復して行う場」を提供していないため、その範囲に含まれないことに留意する。

(その他これに類する事実の範囲)

改 正 前

8 納税者が、<u>この条</u>第3項の規定による納税管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合には、同条第2項の規定により納税管理人の届出をしなければならないことに留意する。

(国内便宜者が納税管理人となることの求めに応じた場合の手続)

9 <u>この条</u>第4項に規定する国内便宜者が同項の規定による納税者の納税管理人となる ことの求めに応じた場合において、当該納税者が当該国内便宜者を納税管理人として 定めたときは、当該納税者は、同条第2項の規定により納税管理人の届出をしなければ ならないことに留意する。

(密接な関係を有する者の範囲)

- 10 この条第5項第1号ロの「密接な関係を有する者」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 過去に特定納税者(同項に規定する特定納税者をいう。以下<u>この条</u>関係において 同じ。)の課税の基因となった取引について契約関係にあり、現在も引き続きその契 約関係を有する者

(2)・(3) (同左)

(継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲)

11 <u>この条</u>第5項第1号への「継続的に又は反復して行う場を提供する事業者」とは、例 えば、プラットフォーム運営事業者のように多数の者との間で取引を行う場を提供す る者が該当するが、特定納税者との間で単発の取引仲介のみを行ったような事業者は 特定納税者へ「継続的に又は反復して行う場」を提供していないため、その範囲に含ま れないことに留意する。

(その他これに類する事実の範囲)

12 <u>令</u>第39条の2第1項第3号<u>《特定納税管理人との間の特殊の関係》</u>の「その他これに 類する事実」とは、次に掲げるものをいう。

(1)・(2) (省略)

(特定事項を処理させる必要がなくなったときの範囲)

13 <u>法第117条</u>第6項の「特定事項を処理させる必要がなくなったとき」とは、例えば、 国税に関する調査が終了したこと等により税務署長等から特定納税者に対し接触の必 要性がなくなった場合や、特定納税者から同条第2項の規定による納税管理人の届出 がされた場合等が該当する。

第119条関係 国税の確定金額の端数計算等

(国税の確定金額)

- 1 <u>法第119条</u>第1項の「国税の確定金額」とは、納付すべき本税の額をいう。ただし、 次に掲げる国税については、納付すべき本税の額のほか次に掲げる税額をいうものと する。
- (1) 申告((2)に掲げる修正申告を除く。)又は決定に係る所得税、法人税又は消費税 税額控除(源泉徴収に係る所得税額の控除を含む。以下<u>1</u>において同じ。)後の税額
- (2) (省略)

(分割して納付することとされている場合)

2 <u>法第119条</u>第3項の「国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合」とは、国税に関する法律の規定により、一定の金額に分割して納付することとされている場合をいい、おおむね次に掲げる場合がこれに該当する。

改 正 前

12 <u>通則令</u>第39条の2第1項第3号の「その他これに類する事実」とは、次に掲げるものをいう。

(1)・(2) (同左)

(特定事項を処理させる必要がなくなったときの範囲)

13 <u>この条</u>第6項の「特定事項を処理させる必要がなくなったとき」とは、例えば、国税 に関する調査が終了したこと等により税務署長等から特定納税者に対し接触の必要性 がなくなった場合や、特定納税者から同条第2項の規定による納税管理人の届出がさ れた場合等が該当する。

第119条関係 国税の確定金額の端数計算等

(国税の確定金額)

- 1 <u>この条</u>第1項の「国税の確定金額」とは、納付すべき本税の額をいう。ただし、次に 掲げる国税については、納付すべき本税の額のほか次に掲げる税額をいうものとする。
 - (1) 申告((2)に掲げる修正申告を除く。)又は決定に係る所得税、法人税又は消費税 税額控除(源泉徴収に係る所得税額の控除を含む。以下<u>この項</u>において同じ。)後の 税額
 - (2) (同左)

(分割して納付することとされている場合)

2 <u>この条</u>第3項の「国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合」とは、国税に関する法律の規定により、一定の金額に分割して納付することとされている場合をいい、おおむね次に掲げる場合がこれに該当する。

- (1) 所得税法第131条<u>《</u>確定申告税額の延納<u>》</u>の規定により、納付すべき税額を延納に係る税額とそれ以外の税額に分割して納付する場合
- (2) 相続税法第38条第2項<u>《</u>延納の要件<u>》</u>の規定により、その延納に係る税額を分割して納付する場合
- (3) 消費税等(消費税を除く。以下2において同じ。)に関する法律の規定により、手持品課税に係る消費税等を2以上の納期に分割して徴収する場合
 - (注) 納税の猶予又は換価の猶予に当たって、法第46条第4項《納税の猶予の要件等》又は徴収法第152条第3項若しくは第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》の規定に基づき分割して納付させる場合は、その猶予に係る金額を納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割するため、分割後の金額は必ずしも一定ではないことから、この「国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合」には該当しない。

(附帯税の確定金額)

3 <u>法第119条</u>第4項の「附帯税の確定金額」とは、納付すべき附帯税の額をいう。ただし、変更の賦課決定に<u>係る</u>加算税については、変更の賦課決定後における税額をもいうものとする。

(被相続人に課されるべき国税を承継する場合)

4 被相続人に課されるべき国税が分割して承継された場合における<u>法第119条</u>の規定による端数計算等は、まず、被相続人の国税の額について<u>行い</u>、次いで各相続人が承継する税額について行うものとする。

5 • 6 (省略)

改正前

- (1) 所得税法第131条 (確定申告税額の延納) の規定により、納付すべき税額を延納に係る税額とそれ以外の税額に分割して納付する場合
- (2) 相続税法第38条第2項<u>(</u>延納の要件<u>)</u>の規定により、その延納に係る税額を分割して納付する場合
- (3) 消費税等(消費税を除く。以下<u>この項</u>において同じ。)に関する法律の規定により、 手持品課税に係る消費税等を2以上の納期に分割して徴収する場合
 - (注) 納税の猶予又は換価の猶予に当たって、<u>通則法</u>第46条第4項又は徴収法第152条第3項若しくは第4項の規定に基づき分割して納付させる場合は、その猶予に係る金額を納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割するため、分割後の金額は必ずしも一定ではないことから、この「国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合」には該当しない。

(附帯税の確定金額)

3 <u>この条</u>第4項の「附帯税の確定金額」とは、納付すべき附帯税の額をいう。ただし、 変更の賦課決定に<u>かかる</u>加算税については、変更の賦課決定後における税額をもいう ものとする。

(被相続人に課されるべき国税を承継する場合)

4 被相続人に課されるべき国税が分割して承継された場合における<u>この条</u>の規定による端数計算等は、まず、被相続人の国税の額について<u>行ない</u>、次いで各相続人が承継する税額について行なうものとする。

5・6 (同左)

改 正 後	改正前
第120条関係 還付金等の端数計算等	第120条関係 還付金等の端数計算等
(還付金等が相続等により分割された場合の端数計算等)	(還付金等が相続等により分割された場合の端数計算等)
1 還付金等が相続等により分割された場合には、その分割された額につき、法第120条	1 還付金等が相続等により分割された場合には、その分割された額につき、この条第1
第1項 <u>又は</u> 第2項の規定により端数計算等を <u>行う</u> ものとする。	項 <u>または</u> 第2項の規定により端数計算等を <u>行なう</u> ものとする。
(一つの申告等により2以上の還付金等が発生した場合の還付加算金の端数計算等)	(一つの申告等により2以上の還付金等が発生した場合の還付加算金の端数計算等)
2 一つの申告 <u>又は</u> 更正決定等(その更正と同時にされる変更の賦課決定を含む。以下 <u>2</u>	2 一つの申告 <u>または</u> 更正決定等(その更正と同時にされる変更の賦課決定を含む。以下
において同じ。) により2以上の還付金等が生じた場合には、それぞれの還付金等につ	<u>この項</u> において同じ。)により2以上の還付金等が生じた場合には、それぞれの還付金
いて計算された還付加算金の合計額について、 <u>法第120条</u> 第3項の端数計算等を <u>行う</u> も	等について計算された還付加算金の合計額について、 <u>この条</u> 第3項の端数計算等を <u>行</u>
のとする。	<u>なう</u> ものとする。
なお、一つの更正決定等により本税、延滞税、利子税 <u>及び</u> 加算税が同時に過誤納と <u>な</u>	なお、一つの更正決定等により本税、延滞税、利子税 <u>および</u> 加算税が同時に過誤納と
<u>った</u> 場合には、一つの過誤納金として還付加算金の計算を <u>行う</u> ものとする。	なつた場合には、一つの過誤納金として還付加算金の計算を <u>行なう</u> ものとする。
(還付加算金の計算の基礎となる還付金等の額)	(還付加算金の計算の基礎となる還付金等の額)
3 <u>法第120条</u> 第4項の「還付加算金の計算の基礎となる還付金等の額」は、次に掲げる	3 <u>この条</u> 第4項の「還付加算金の計算の基礎となる還付金等の額」は、次に掲げる還付
還付金等については、それぞれ次に掲げる金額をいう。	金等については、それぞれ次に掲げる金額をいう。
(1) 2回以上の分割納付に係る国税につき生じた還付金等 その納付の日ごとの金	(1) 2回以上の分割納付にかかる国税につき生じた還付金等 その納付の日ごとの
額	金額
(2) (省略)	(2) (同左)
4 (省略)	4 (同左)
第123条関係 納税証明書の交付等	第123条関係 納税証明書の交付等

改正前

証明事項

(納付すべき税額がないこと)

1 <u>令</u>第41条第1項第1号<u>《納税証明書の交付の請求等》括弧</u>書<u>の</u>「これらの額がないこと」には、申告、決定又は賦課決定がないために納付すべき税額がない場合も含まれる。

(所得金額等がないこと)

2 <u>令</u>第41条第1項第3号《納税証明書の交付の請求等》括弧書の「これらの額がないこと」とは、申告<u>又は</u>更正<u>若しくは</u>決定に<u>係る</u>同号イ<u>又は</u>口に掲げる金額が零である場合 (所得税法<u>又は</u>法人税法に規定する純損失の金額<u>若しくは</u>雑損失の金額<u>又は</u>欠損金額 がある場合を含む。)をいうものとする。

証明の請求

(国税の年度)

3 <u>令</u>第41条第3項第1号<u>《納税証明書の交付の請求等》</u>の「国税の年度」とは、所得税については所得の生じた暦年、法人税については所得の生じた事業年度、消費税については課税資産の譲渡等を行った課税期間、その他の国税については国税収納金整理資金に関する法律施行令第3条第1項<u>《年度の区分》</u>に規定する会計年度(第二次納税義務、国税の保証債務等にあっては、納付通知書等を発した日の属する会計年度)をいうものとする。

なお、附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因と<u>なった</u>国税の属する年度とする。

(国税の税目)

4 令第41条第3項第1号《納税証明書の交付の請求等》の「税目」は、第二次納税義務、

証明事項

(納付すべき税額がないこと)

1 <u>通則令</u>第41条第1項第1号<u>かつこ</u>書「これらの額がないこと」には、申告、決定<u>また</u>は賦課決定がないために納付すべき税額がない場合も含まれる。

(所得金額等がないこと)

2 通則令第41条第1項第3号かつこ書の「これらの額がないこと」とは、申告<u>または</u>更正<u>もしくは</u>決定に<u>かかる</u>同号イ<u>または</u>ロに掲げる金額が零である場合(所得税法<u>また</u>は法人税法に規定する純損失の金額<u>もしくは</u>雑損失の金額<u>または</u>欠損金額がある場合を含む。)をいうものとする。

証明の請求

(国税の年度)

3 <u>通則令</u>第41条第3項第1号の「国税の年度」とは、所得税については所得の生じた暦年、法人税については所得の生じた事業年度、消費税については課税資産の譲渡等を行った課税期間、その他の国税については国税収納金整理資金に関する法律施行令第3条第1項<u>(</u>年度区分<u>)</u>に規定する会計年度(第二次納税義務、国税の保証債務等にあっては、納付通知書等を発した日の属する会計年度)をいうものとする。

なお、附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因と<u>なつた</u>国税の属する年 度とする。

(国税の税目)

4 通則令第41条第3項第1号の「税目」は、第二次納税義務、国税の保証債務等にあつ

国税の保証債務等に<u>あって</u>は、一つの納付通知書等ごとに一つの税目であるものとし、 また、滞納処分費に<u>あって</u>は、その徴収の基因と<u>なった</u>国税の税目に属するものとす

改 正 前

<u>て</u>は、一つの納付通知書等ごとに一つの税目であるものとし、また、滞納処分費に<u>あつ</u> <u>て</u>は、その徴収の基因と<u>なつた</u>国税の税目に属するものとする。

(納付すべき税額等の証明請求の場合)

5 <u>令</u>第41条第1項第1号<u>《納税証明書の交付の請求等》</u>に規定する事項の証明の請求については、未納の税額だけの証明を請求する場合を除き、納付すべき税額、その納付した税額<u>及び</u>未納の税額について<u>行い</u>、これらを各別にすることはできないものとする。

(納付すべき税額等の証明請求の場合)

5 <u>通則令</u>第41条第1項第1号に規定する事項の証明の請求については、未納の税額だけの証明を請求する場合を除き、納付すべき税額、その納付した税額<u>および</u>未納の税額について行ない、これらを各別にすることはできないものとする。

交付手数料

る。

(滞納処分を受けたことがないことの証明の交付手数料)

6 滞納処分を受けたことがないことの証明の交付手数料は、その証明の期間が数年度 にわたる場合であっても、1年度として計算するものとする。

交付手数料

(滞納処分を受けたことがないことの証明の交付手数料)

6 滞納処分を受けたことがないことの証明の交付手数料は、その証明の期間が数年度 にわたる場合であつても、1年度として計算するものとする。

(その他これらに類する災害)

7 令第42条第3項前段 《納税証明書の交付手数料》 の「その他これらに類する災害」とは第46条関係1 《その他これらに類する災害》 と同様である。

(その他これらに類する災害)

7 <u>通則令</u>第42条第3項前段の「その他これらに類する災害」とは第46条関係1<u>(</u>その他これらに類する災害)と同様である。

(相当な損失)

8 <u>令</u>第42条第3項前段<u>《納税証明書の交付手数料》</u>の「相当な損失」とは、第46条関係 2 《相当な損失》と同様である。

(相当な損失)

8 <u>通則令</u>第42条第3項前段の「相当な損失」とは、第46条関係2<u>(</u>相当な損失<u>)</u>と同様である。

(扶助等を受けるための証明書)

9 <u>令</u>第42条第3項後段<u>《納税証明書の交付手数料》</u>の「当該証明書」とは、納付すべき 額として確定した税額(源泉徴収された又は源泉徴収をされるべき所得税額の控除額

(扶助等を受けるための証明書)

9 <u>通則令</u>第42条第3項後段の「当該証明書」とは、納付すべき額として確定した税額(源 泉徴収された又は源泉徴収をされるべき所得税額の控除額を含む。)のない者が、おお

を含む。)のない者が、おおむね次の目的に使用するために、<u>令</u>第41条第1項第1号<u>又</u><u>は</u>同項第3号<u>《納税証明書の交付の請求等》</u>に規定する事項について証明を請求した場合の証明書をいうものとする。

なお、扶助等の措置を受けるに当たり、当該本人に係る納税証明のほか、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は扶養義務者(民法第877条第1項<u>《扶養義務者》</u>に定める扶養義務者をいう。)の納税証明書をも必要とするときは、その配偶者及び扶養義務者に係るものについても、同規定が適用されることに留意する。

- (1) 生活保護法第7条《申請保護の原則》の規定により、生活扶助等を申請するため
- (2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条《入院患者の医療》又は第37条の2《結核患者の医療》</u>の規定により、医療等の費用の自己負担額の認定を受けるため
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条<u>《費用の徴収》</u>の規定により、入 院費用の自己負担額の認定を受けるため
- (4) 児童福祉法第56条<u>《費用の徴収》</u>の規定により、同法の規定による育成、医療又は 療養等の措置に要する費用の自己負担額の認定を受けるため
- (注) 児童福祉法の規定による育成、医療又は療養等の措置とは、次のものである。
- イ 同法第20条《療育の給付》の規定による結核児童に対する療育の給付
- <u>ロ</u> 同法第21条の6《障害児通所支援及び障害福祉サービスの提供》の規定による 障害児に対する支援等

(削除)

(削除)

- ハ 同法第22条《助産施設への入所措置》の規定による助産施設への入所
- <u> 二 同法</u>第23条<u>《母子生活支援施設への入所措置》</u>の規定による<u>母子生活支援施設</u>

への入所

改正前

むね次の目的に使用するために、同令第41条第1項第1号<u>または</u>同項第3号に規定する事項について証明を請求した場合の証明書をいうものとする。

なお、扶助等の措置を受けるに当たり、当該本人に係る納税証明のほか、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は扶養義務者(民法第877条第1項に定める扶養義務者をいう。)の納税証明書をも必要とするときは、その配偶者及び扶養義務者に係るものについても、同規定が適用されることに留意する。

- (1) 生活保護法第7条の規定により、生活保護等の保護を申請するため
- (2) 結核予防法第35条の規定により、医療等の費用の自己負担額の認定を受けるため
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定により、入院費用の自己 負担額の認定を受けるため
- (4) 児童福祉法第56条の規定により、同法の規定による育成、医療又は療養等の措置に要する費用の自己負担額の認定を受けるため
- (注) 児童福祉法の規定による育成、医療又は療養等の措置とは、次のものである。
 - イ 第20条の規定による身体障害児童に対する育成医療
 - ロ 第21条の6の規定による身体障害児童に対する補装具の給付
 - <u>ハ</u> 第21条の9の規定による結核児童に対する療養
 - <u>ニ</u> 第21条の10第3項の規定による肢体不自由児施設等への入所
- <u>ホ</u> 第22条の規定による助産施設への入所
- へ 第23条の規定による母子寮への入所

改正後 īF. 前 ホ 同法第24条《保育所への入所措置等》の規定による保育所への入所 ト 第24条の規定による保育所への入所 (新設) へ 同法第24条の2 《障害児施設給付費の支給》の規定による指定障害児入所施設 等への入所 ト 同法第27条第1項第3号又は第2項《都道府県の措置》の規定による里親等へ チ 第27条第1項第3号又は第2項の規定による里親等への委託等 の委託等 (新設) チ 同法第33条の6 《児童自立生活援助の実施》の規定による援助 (5) 母子保健法第21条の4《費用の徴収》の規定により、養育医療の給付に要する費用 (5) 母子保健法第21条の4の規定により、養育医療の給付に要する費用の自己負担額 の自己負担額の認定を受けるため の認定を受けるため (省略) (同左) (7) 身体障害者福祉法第18条《障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の (7) 身体障害者福祉法第19条の7又は第21条の2の規定により、更生医療等の支給費 措置》の規定により、障害福祉サービス等に要する費用の自己負担額の認定を受け 用の自己負担額の認定を受けるため るため (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条《支給認定 (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第2項の規定に 等》の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けるため、又は同法第76条《補装 より、医療に要する費用の自己負担額の認定を受けるため 具費の支給》の規定による補装具の購入等に要する費用の自己負担額の認定を受け るため (新設) (9) 特定疾患治療研究事業により、医療費の自己負担額の認定を受けるため (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条《支給認定等》の規定により、特定 (新設) 医療費の支給認定を受けるため (9) その他(1)から(8)までに類する目的 (11) その他(1)から(10)までに類する目的 他の証明の規定等と本条との関係 他の証明の規定等と本条との関係 (本条に規定のない事項についての証明) (本条に規定のない事項についての証明) 10 所得税法第212条第1項《非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収》の規定によ 10 所得税法第212条第1項(非居住者又は外国法人の所得にかかる源泉徴収)の規定に

より、所得税を徴収された非居住者または外国法人が二重課税を回避するために、その

り、所得税を徴収された非居住者又は外国法人が二重課税を回避するために、その徴

「国税通則法基本通達」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
収された所得税についての証明を請求するもの等については、国税庁長官が別に定め	徴収された所得税についての証明を請求するもの等については、国税庁長官が別に定
るところにより証明できるものとする。	めるところにより証明できるものとする。